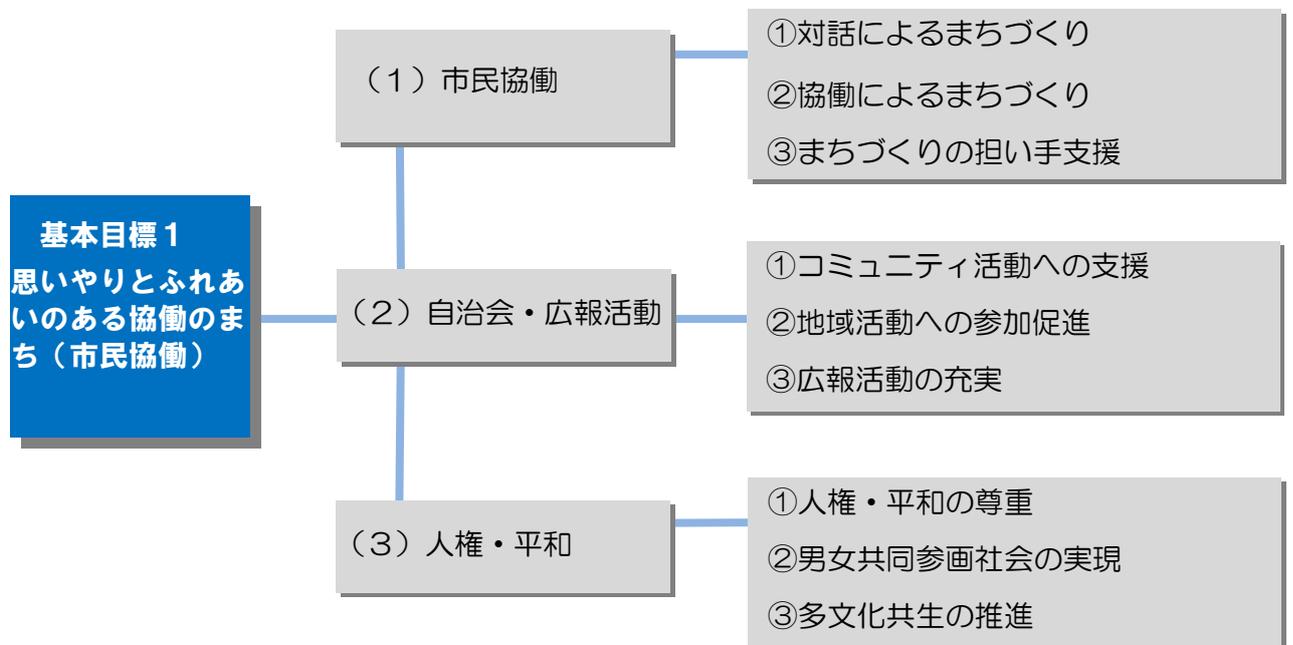

各務原市総合計画 基本計画案

令和元年 各務原市

目次

基本目標 1	思いやりとふれあいのある協働のまち（市民協働）	1
基本目標 2	心豊かで文化を育む人づくりのまち（教育・文化・スポーツ）	11
基本目標 3	豊かな自然と調和する共生のまち（環境）	28
基本目標 4	元気があふれる健やかなまち（保健・医療）	36
基本目標 5	支えあいと笑顔あふれる思いやりのまち（福祉・社会保障）	48
基本目標 6	いつまでも住み続けたい安全・安心のまち（防災・防犯）	69
基本目標 7	便利で快適に暮らせるまち（基盤整備）	84
基本目標 8	賑わいと創造性を感じる活力あるまち（産業）	101
基本目標 9	持続可能な自立した地域経営のまち（行財政）	116

基本目標 1 思いやりとふれあいのある協働のまち（市民協働）



(1) 市民協働

現 状

- 人口減少や少子高齢化の進展、価値観やライフスタイルが多様化していく中、地域の課題の複雑化、市民ニーズの多様化はますます進んでいます。
- 行政のみでなく、様々な知見やアイデアを持つ多様な市民との協働によりまちづくりを進めていくため、本市は各務原市総合計画前期基本計画において、「市民協働」を一丁目一番地に掲げ、市民、自治会、NPO^{※1}、企業、行政などが一丸となり、オール各務原で「しあわせを実感できるまち」の実現に向けて取り組んできました。
- 市民と行政とが手を携えながら理想とするまちを実現するためには、多様な市民との「対話」を通じて、それぞれの立場や役割を理解しながら意見交換し、思いや目標を共有することが大切です。このため、「まちづくりミーティング^{※2}」の実施やエリア担当職員^{※3}の配置など、対話の機会の充実に努めるとともに、市民協働のパートナーとなる市民活動団体との連携、まちづくりの担い手育成に努めてきました。
- 市内では多様な市民活動団体によって様々な活動が行われています。また、地域資源（人材、企業、施設、歴史等）を活用しながら、市民と連携して子どもたちを育む「寺子屋事業」などの事業や、市民自らが自分らしさを活かしてまちの魅力発信などに取り組む活動などが行われています。

課 題

- 「市民の、市民による、市民のための市政」という視点から、その基礎となる対話の機会充実を継続して行っていく必要があります。
- 協働によるまちづくりをより一層進めるため、主体的に活動する多様な市民、団体との連携を進めるとともに、その活動を支援することが重要です。
- 対話を通じ、市民協働によってまちづくりに取り組むため、職員の意識や能力をさらに向上させることが必要です。
- まちづくりの担い手の支援や育成に努めるとともに、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

目指す姿

- 市政に対する市民のアイデアや意見が活発に寄せられ、それらを活用してまちづくりが進められています。
- 年齢や性別を問わず、多くの市民が自らの知識や経験を活かし、地域の一員として様々な分野で活躍しています。
- 市民が自由な発想や自分らしさ、好きなことを活かしながらまちづくり活動などを行うことができる環境が整っています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
市民のアイデアや意見が市政に反映されていると感じる市民の割合	18.4% (H26)	20.9% (H30)	UP
まちづくりに関わりたいと思っている市民の割合	33.0% (H26)	32.2% (H30)	UP
まちづくり活動助成金交付事業数(累計)	23事業 (H26)	89事業 (H30)	155事業

施策の方向性

取り組み	内容
対話によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市長と様々な価値観を持つ市民とが直接思いを語りあう「まちづくりミーティング」を継続的に実施し、市政への反映を推進します。 ・地域と行政とのパイプ役であるエリア担当職員を継続的に配置し、地域の実情や課題を踏まえたまちづくりを推進します。 ・様々な機会を捉え市民アンケートやワークショップ、パブリックコメント^{※4}などを実施し、市政への市民参画を促進します。
協働によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの個性や強み、自分らしさを活かしながら、地域の課題解決や魅力発信、人のつながりづくりなどに取り組むNPO、市民活動団体、企業、学校など多様な主体が連携したまちづくりを進めるとともに、その活動を支援します。 ・本市のまちづくりの基礎となる「対話」やまちづくりの担い手との連携を図るため、職員のさらなる意識や能力の向上に努めます。

まちづくりの担い手支援	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの担い手を支援するためのプログラムや地域で活動する団体のためのセミナーを開催し、担い手の支援や育成に取り組みます。 ・相談員などの市職員がまちづくり活動に寄り添い、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
-------------	--

用語

- ※1 NPO：「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称
- ※2 まちづくりミーティング：市民と市長が、まちづくりについて意見交換を行う懇談会。自治会や小さな子どもを持つ親など、様々な活動や仕事に携わる方など団体やグループを広く対象とし、市内各地で開催
- ※3 エリア担当職員：各地域の自治会活動等に積極的に関わり、地域課題の解決に向けた助言や情報提供など、地域と行政とのパイプ役となって活動する職員
- ※4 パブリックコメント：市町村が計画等を策定するにあたって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度

(2) 自治会・広報活動

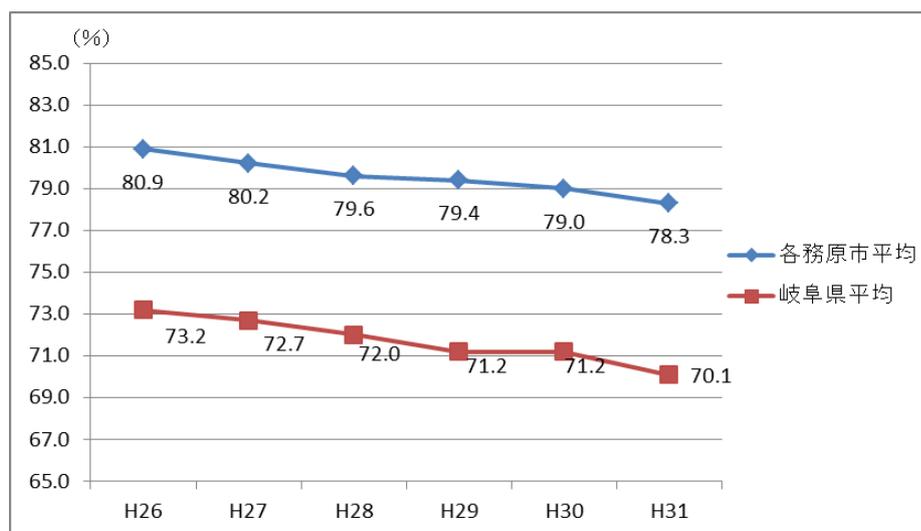
現 状

- 地縁団体である自治会は、市民生活に最も身近な存在となっており、地域の防災、防犯、福祉、環境美化、文化など様々な面において連帯感を高め、地域の課題解決やさらなる発展につながる活動を展開しています。また、自治会と行政は、互いに自立した対等なパートナーとして、ともにまちづくりを進めています。
- 核家族化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化等に伴い自治会活動参加者は減少、固定化する傾向にあります。本市の自治会加入率は年々低下しており、自治会活動の停滞が懸念されています。
- 自治会活動の担い手不足や活動への参加意欲の低下、自治会施設の老朽化など、自治会運営を取り巻く環境は年々厳しくなっていく傾向にあります。一方で、近年の大規模災害時をはじめとした非常時においては、日頃からの地域のつながりにより生まれる「共助」、「地域の支えあい」の必要性が再認識されています。
- 現在、広報紙や回覧板等、紙媒体での情報に加え、ウェブサイトや SNS^{*1} 等、様々なメディアを活用して情報発信を行っています。近年のパソコン、スマートフォン等の普及などを背景に、時代に合わせた広報手段の充実を図るとともに、市政に関する情報をわかりやすく、迅速に提供できるよう改善しています。

課 題

- 魅力的で活気ある地域活動が地域力の向上、地域への誇りや愛着につながります。その地域活動の活性化を図るため、自治会活動への参加を促していく必要があります。
- 自治会運営を取り巻く環境が厳しくなる中であっても、地域の中心的な組織である自治会の活動が持続的に行われるよう、支援していく必要があります。
- 自治会が地域で一層効率的・効果的な活動を展開していくため、各種団体との協力・連携の促進が求められています。また、コミュニティ活動の拠点である自治会所有の集会施設について、老朽化や耐震性への懸念などがあることも踏まえ、地域の実情に応じた施設のあり方を検討するよう促す必要があります。
- より多くの市民が自治会活動に参加するためには、居住期間や年代、性別等を問わず、地域の人々が自ら集い、交流し、自治会活動に参加しやすくする環境をつくり出すことが必要です。活動への参加のきっかけとなる地域の行事を通じた交流を促進し、地域と住民をつなぐ機会の充実を図ることにより、地域における連帯感を醸成していくことが求められています。
- あらゆる世代にわかりやすく、見やすく、魅力的な情報の発信が求められています。

■自治会加入率の推移



目指す姿

- より多くの市民が地域の一員として自治会活動に参加し、交流を深め、自主的、積極的に地域における活動が展開されています。
- 自治会所有の集会施設の耐震性が確保され、コミュニティ活動の拠点として住民が安心して利用しています。
- 住民が地域の伝統行事や催事に積極的に参加するなど、活気ある自治会活動が展開されています。
- 広報紙、ウェブサイト等により、市民が必要とする情報や市民に伝えたい情報を適切に発信しています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
1年以内に地域の行事(お祭り、清掃、レクリエーションなど)に参加した市民の割合	44.8% (H26)	47.3% (H30)	UP
市から発信される情報がわかりやすいと感じる市民の割合	50.8% (H26)	51.7% (H30)	UP
地域社会活動補助金を利用している自治会の割合(年間)	23.5% (H25)	32.5% (H30)	37.3%

施 策 の 方 向 性

取り組み	内容
コミュニティ活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるつながりの醸成や地域の課題解決など大切な役割を担う自治会が、地域の中心的な組織として活発に活動することができるよう、地域からの要望への対応や活動への支援を行います。 ・自治会の持続的な活動に向け、自治会同士や各種団体との連携促進のほか、自治会加入の促進や自治会長の負担軽減に向けた取り組みを行います。 ・コミュニティ活動の拠点となる自治会所有の集会施設の整備、改修等への支援を行うとともに、地域事情に見合う施設のあり方について検討していくよう促します。
地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主的な公益活動（美化活動、自主防災活動等）に必要な用具の購入に対する補助を行うことで、その活動の利便性の向上と充実を図り、継続的な地域活動として住民が気軽に参加できるよう促します。 ・多くの市民が地域の伝統行事、文化・スポーツ活動、ボランティア活動等に積極的に参加できる環境づくりや、世代間交流の促進、若い世代の自治会活動への参加意識の高揚など、地域に根ざした魅力的な活動の活性化を図ります。
広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や火災、イベント案内など、希望する情報をリアルタイムで届けるため、メールやSNSを活用した積極的な情報発信を行います。

用語

- ※1 SNS：「Social Networking Service」の略。インターネットを通じて人と人とのつながりを促進する登録制のサービス

(3) 人権・平和

現 状

- 市民一人ひとりが輝くまちを実現するためには、家庭や職場、地域などあらゆる場面において人権が尊重され、すべての市民がお互いに協調しあい、個性や能力、可能性を十分に発揮できる共生のまちづくりが大切です。
- 人権とは、社会において幸福な生活を営むために欠くことのできないすべての人が持っている権利です。市では、「各務原市人権施策推進指針」に基づき、市民一人ひとりが互いの違いを認めあい尊重しあえるまちづくりを目指して、総合的に人権教育・人権啓発を推進していますが、人権課題は複雑多様化しており、また、スマートフォンや SNS^{※1}の普及に伴うインターネット上での人権侵害の増加など、新たな問題も発生しています。
- 市民のだれもが性別にかかわらず個性と能力を活かし、家庭や職場、地域などあらゆる分野で活躍することができる男女共同参画社会を実現するため、市では、「かかみがはら男女共同参画プラン」に基づく取り組みを進めています。
- 近年の社会情勢として、働く場面において女性が十分に力を発揮できているとは言えないことや、人口減少社会における労働力不足の懸念や多様な人材の確保という観点から、職業生活における女性の活躍が一層重要とされています。
- 本市の外国籍市民の人口は世界的な不況などの影響から平成 20 年をピークに減少が続いていましたが、平成 28 年には緩やかに増加に転じています。人口減少が進行する中、地域社会を構成する一員として外国人市民^{※2}を受け入れるため、外国語での生活相談をはじめ、各務原国際協会などと連携し、様々な交流事業やボランティアによる日本語講座を行うなど、多文化共生に関する相互の理解を深めるよう努めています。
- 本市は、平成 2 年に「各務原市平和の日を定める条例」を制定し、戦争の悲惨さを顧み、平和への誓いを新たにするため、各務原空襲の中で最も被害の大きかった 6 月 22 日を「平和の日」と定めています。また、同年に「平和都市宣言」を市議会において議決しています。

課 題

- 市民がそれぞれの多様性を認め、日常生活の中で人権を尊重しあえるような人権意識の高揚を図るため、基本的人権や多様な人権課題について認識を深める人権教育や人権啓発に継続して努めていく必要があります。
- 男女共同参画社会の実現のためには、市民、事業者、行政が相互に連携して取り組みを行う必要があります。また、女性が職業生活において一層活躍できるよう、性別による役割分担意識の解消や、仕事と家庭の両立を促進するような取り組みが求められています。

- 今後、外国人材の受入れが進み、外国人市民が増加していくと考えられます。そのため、外国人市民も日本人市民と同様に公共サービスを受け、地域社会を構成する一員として安心して生活できることが求められます。多文化共生社会の実現のため、日本人市民も外国人市民も相互の習慣・文化を理解し協力するよう努めていくことが重要です。
- 戦争体験者の高齢化が進む中、「戦争の記憶」を風化させないよう、小中学生など若い世代をはじめ様々な世代に対し、平和意識の啓発に継続して努めていく必要があります。

目指す姿

- 互いに認めあい、人権を尊重しあうまちが実現しています。
- 個性と能力を発揮し、誰もがいきいきと輝いています。
- 外国人市民と日本人市民が協力し地域の一人としてともに支えあって生活しています。

事業の達成指標

項目名	参考値（前期基本計画策定時）	基準値（後期基本計画策定時）	目標値（後期基本計画終了時）
人権を尊重しあえていると感じる市民の割合	64.7% (H26)	66.4% (H30)	UP
人権啓発事業への参加者数（年間）	1,285人 (H25)	1,630人 (H30)	1,800人
多文化共生事業参加者数（年間）	-	144人 (H30)	250人

施策の方向性

取り組み	内容
人権・平和の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭や講演会などでの人権啓発により、人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権擁護に関する相談窓口の周知に努めます。 ・様々な機会を通じて恒久平和の啓発に努め、平和の理念を後世へ継承します。
男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・男女がともに輝く環境づくりに向けた啓発活動を推進し、市民、事業者、行政が連携して男女共同参画社会の実現に取り組みます。 ・女性の再就職に関するセミナーの開催や情報の発信など、女性の職業生活における活躍の推進を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどに関する相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、的確な支援が行えるよう、協力体制の強化に努めます。
多文化共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語による情報発信や、国際交流サロンにおける生活、防災、子育てなどに関する相談体制により、外国人市民が安心して生活できる環境づくりに努めます。 ・各務原国際協会などと連携し、日本語の学習や多文化共生事業などを実施することにより、習慣、文化の相互理解を図る機会を設け、外国人市民の社会参加を促進します。

関 連 す る 主 な 個 別 計 画 等

各務原市人権施策推進指針（2017～2021）

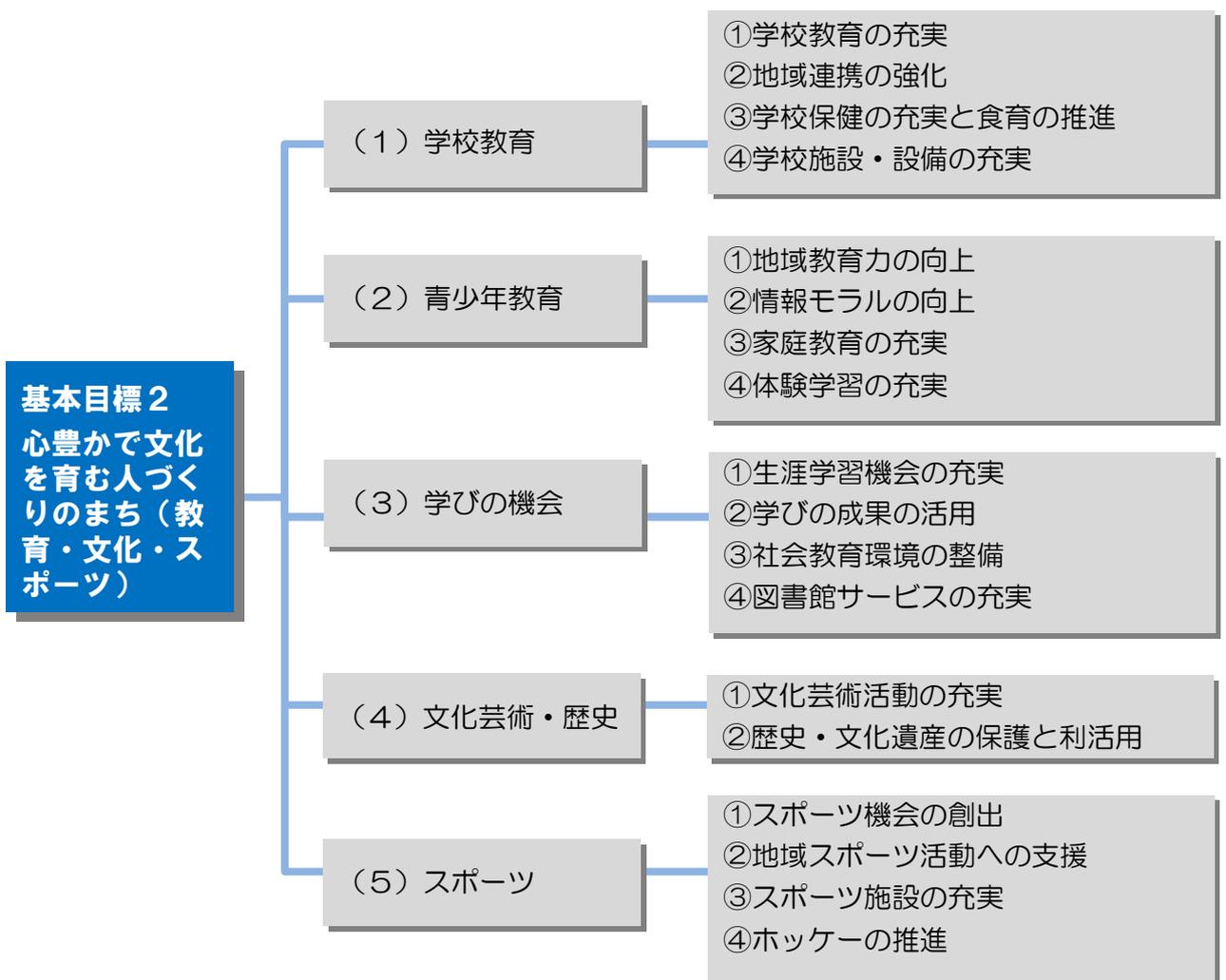
かかみがはら男女共同参画プラン（2020～）

用語

※1 SNS：P7 参照

※2 外国人市民：外国籍の市民だけでなく、日本国籍であっても外国につながりのある人（国際結婚により生まれた人、日本国籍を取得した人等）も含む

基本目標 2 心豊かで文化を育む人づくりのまち (教育・文化・スポーツ)



(1) 学校教育

現 状

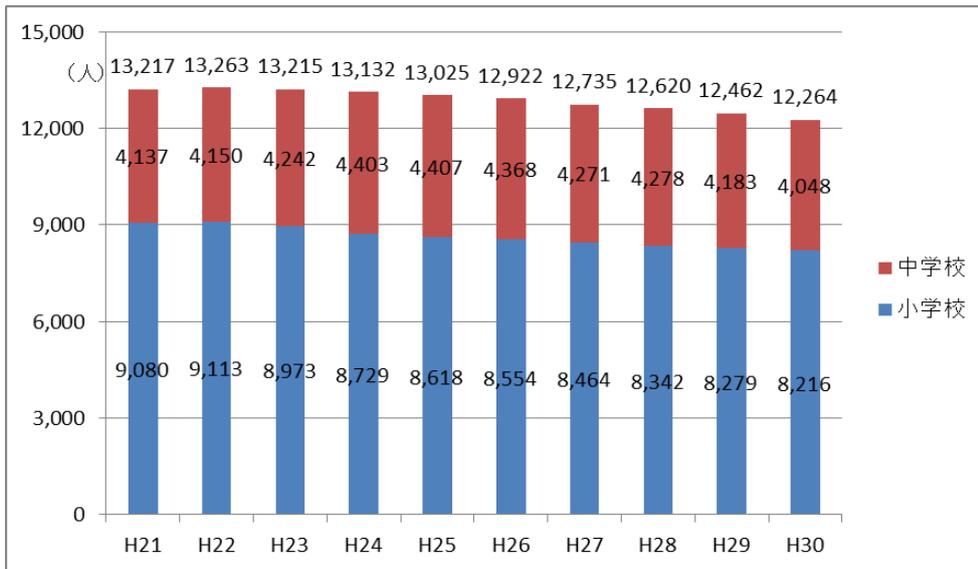
- 少子化の急速な進行、ライフスタイルの変化、AI^{※1}の発達等、社会が激しく変化していく中で、人間関係や個人の価値観などが複雑化・多様化し、子どもが置かれている状況も変化しています。
- どのような状況の中でも心豊かにたくましく生き抜いていけるよう、確かな学力、豊かな心と健やかな体、郷土を愛する心を育む教育活動を行っているほか、家庭・地域・学校が連携し、子どもの実態や学校の実情に応じた特色ある教育活動の推進に努めています。
- 団塊の世代^{※2}の退職などにより、経験豊富な教職員の数が減少するとともに、若手教職員の数が増加しており、指導法などが継承されにくい状況になっています。
- 文部科学省は「教員勤務実態調査」を行い、その結果を受けて教職員の働き方改革^{※3}を進めています。
- 子どもや保護者等の多様な教育的ニーズに対応していくために、平成29年度に教育センター「すてっぷ」^{※4}を開設し、子ども及び保護者等からの相談や教職員等の研修機能を強化しています。

課 題

- 子どもが本来持っている「たくましく生き抜く力」、「可能性」を引き出し、夢に向かって最善を尽くし、やさしさを持って共に生きていこうとする自立した人間を育む教育を行っていく必要があります。
- 「学習指導要領」の改訂に伴い、アクティブ・ラーニング^{※5}の視点に立った指導や、プログラミング教育^{※6}の必修化などに対応しながら、社会の変化に柔軟に対応できる力を育成することが求められています。
- 家庭環境などに困難を抱える子どもや障がいのある子ども、外国人の子どもなど、一人ひとりの状況に配慮したきめ細かな支援を今後も積極的に行っていくことが求められています。
- 子どもや保護者、学校のあらゆる悩みや相談に対応し、また、教職員一人ひとりの資質や指導力を向上させる教育センター機能の一層の充実が必要です。
- 本市でも、教職員のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育を行うために、教職員の働き方改革を推進する必要があります。

- 地域全体で子どもを育てていくために、保護者、地域住民の意識を醸成し、家庭・地域・学校の連携を一層強化していく必要があります。
- 児童生徒の生活習慣や食生活が変化する中で、学校における健康教育や食育^{※7}の重要性が高まっており、今後も児童生徒の健やかな体づくりを進める必要があります。
- 児童生徒が快適に学習に取り組むことができるよう、社会環境や教育内容の変化に対応した学校施設や設備の充実を図る必要があります。また、少子化が進む中、学校の適正規模などについても、今後議論を深めていく必要があります。

■児童生徒数の推移



目 指 す 姿

- 子ども一人ひとりに応じた教育を受けることができ、自立し社会参加するための基盤となる力が育まれています。
- 「地域の歴史・伝統・文化遺産」や「地域の教育力」など、地域資源を通じて、子どもたちの多様な見方や考え方が育まれています。また、学校や郷土への愛着や誇りが醸成されています。
- 子どもたちが元気で健やかに成長し、将来にわたって健康を維持する基礎が育まれています。
- 子どもたちが安全で快適に学習に取り組むことができる教育環境があります。

事 業 の 達 成 指 標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
将来の夢や目標があると答える児童生徒の割合	70.9% (H25)	72.5% (H30)	UP

授業を良く理解できていると感じる児童生徒の割合	82.9% (H25)	86.6% (H30)	UP
ボランティア活動表彰者の割合	26.8% (H25)	65.1% (H30)	70.0%
全国統一基準の体力テストにおいて高評価を得た児童生徒の割合	小学生 28.3% 中学生 40.4% (H24～25の平均)	小学生 32.1% 中学生 47.8% (過去5年の平均)	小学生 40.6% 中学生 48.2%

施策の方向性

取り組み	内容
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの教育ニーズに配慮し、確かな学力と豊かな心が育まれる教育の充実を図ります。 児童生徒の資質・能力を総合的に育むために、アクティブ・ラーニングの視点に立った、主体的・対話的で深い学びを実現する指導を行います。 情報化やグローバル化に対応するため、ICT^{※8}機器を効果的に活用した教育や英語教育の充実を図ります。 地域活動への参加、スポーツや文化、ボランティア活動などを通して、児童生徒一人ひとりが持っている可能性を引き出すことにより、自己肯定感を高め、社会に貢献しようとする人間が育まれる教育を推進します。 教育センターにおいて、子どもや保護者・学校の様々な悩みや相談にワンストップで対応するとともに、市独自の研修などを通して、学力向上の要となる授業力、豊かな心を育むための指導力などを身に付けた魅力ある教職員を育成します。 教職員がゆとりを持って子どもの指導に注力できるよう、教職員の働き方改革を推進します。
地域連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域・学校がそれぞれの立場から学校運営に意見を出しあい、協働しながら児童生徒の豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める、コミュニティ・スクールを推進します。 地域の歴史、伝統、文化遺産に触れる機会や地域の多様な人材との関わりを大切にした学習の機会の充実を図ります。
学校保健の充実と食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が健康に関する正しい知識や望ましい生活習慣を身に付けるため、保健管理や保健教育の充実を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する関心・理解が深まるよう、食育を推進するとともに、安全・安心な給食の提供に努めます。
学校施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が安心して快適に学習に取り組むことができる環境を整えるため、施設・設備の充実に努めます。 ・小中学校の適正規模及び適正配置を考慮し、計画的な施設管理や有効活用に努めます。

関連する主な個別計画等

各務原市教育大綱（2020～2024）

各務原市教育ビジョン（各務原市教育振興基本計画）（2020～2024）

（仮称）各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画（2019～定めなし）

用語

- ※1 AI：「Artificial Intelligence（人工知能）」の略。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術
- ※2 団塊の世代：昭和22年～24年に生まれた世代
- ※3 働き方改革：国が掲げる「一億総活躍社会」の実現に向けた最大のチャレンジと位置付けられている政策で、長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取り組み
- ※4 教育センター「すてっぷ」：学校や家庭での悩みや相談に対応し、また、教職員の資質や指導力向上のための研修も行う機関
- ※5 アクティブ・ラーニング：教員が講義形式で一方向的に教えるのではなく、子ども達が主体的に、仲間と協力しながら課題を解決するような指導・学習方法の総称
- ※6 プログラミング教育：コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、ITに強い人材を育成するもの
- ※7 食育：生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
- ※8 ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略。情報技術に、コミュニケーションの概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること

(2) 青少年教育

現 状

- 少子高齢化や核家族化に伴う世帯人員の減少、共働き家庭の増加など、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 青少年の手本となるべき大人自身が地域活動へ参加する機会が減るとともに、育児について相談する機会や、地域との関わりの中で子育てをする機会が減っていると考えられ、家庭の教育力低下が懸念されます。
- 情報通信技術の飛躍的な進歩やスマートフォンの普及などにより、トラブルや問題行動に発展するケースが増えています。また、一人で遊ぶ子どもが増える一方で、集団での遊びを通じた学びの機会が減っています。
- 家庭や地域、学校、PTA、子ども会などが連携し、家庭教育の充実、青少年体験教育事業、情報モラルの向上などに取り組んでいます。

課 題

- 各地区で行われている青少年育成活動を活性化するためには、青少年のみならず大人側も青少年育成について意識していくことが必要です。また、中学生を中心とした「ふれコミ隊^{*1}」による地域ボランティア活動、地域の方々を中心とした「通学路見まもり隊^{*2}」による登下校の見守り活動などを通して、地域での交流を深めていく必要があります。
- 家庭・地域・学校が連携を密にし、青少年の思いやりややさしさを育むとともに、公共心や公德心^{*3}、情報モラルの向上を進めていく必要があります。
- 青少年の非行防止や健全育成を推進するためには、大人が子どもに積極的に関わるのが大切です。補導委員による「声かけ」（あいさつや言葉がけ）など、地域に根ざした活動を継続していく必要があります。
- 保護者が家庭に関する子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまわないよう、親同士が交流し、学ぶ機会を提供するとともに、家庭・地域・学校のつながりの中で家庭での教育力を高めるための支援をしていくことが必要です。
- 青少年の健やかな心身の発達には、体験を通じた学びが不可欠です。それぞれの地域で様々な人の協力を得ながら、自然、文化、産業など、各分野の体験学習を継続して取り組んでいく必要があります。

目指す姿

- 青少年が地域全体で温かく見守られ、健やかに成長しています。
- 家族の絆や地域の交流が深まり、子どもたちの社会性が育まれています。
- 心豊かでたくましい青少年を育成するため、様々な自然体験や社会体験ができる環境が整っています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
地域ぐるみで青少年の健全育成が行われていると感じる市民の割合	39.5% (H26)	40.6% (H30)	UP
地域の活動やボランティア活動に参加する青少年が多くなったと感じる市民の割合	13.0% (H26)	10.9% (H30)	UP
ふれコミ隊加入者率(年間)	6.5% (H26)	8.1% (H30)	8.4%

施策の方向性

取り組み	内容
地域教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域、学校、PTA、子ども会などが連携を密にし、情報共有を図るとともに、家庭や地域における学習の機会を充実し、地域教育力の向上を図ります。 ・地域・学校でのボランティア活動や世代間交流活動などを通じて、青少年の非行防止や健全育成、青少年の公共心・公德心が育まれる教育を推進します。 ・大人と青少年がふれあい、青少年が活躍する場の情報提供に努めます。
情報モラルの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域・学校が連携して研修会などを行い、問題意識を共有し、青少年がインターネットなどを適切に利用することができるようにそれぞれの立場から働きかけ、情報モラルの向上に努めます。
家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の人格形成の基盤となる家庭の役割の重要性の啓発に努めます。 ・家族の絆を深める機会や情報提供の充実を図ります。
体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や学校では得がたい社会体験や自然体験をする機会の充実を図るとともに、施設環境の整備に努めます。

関 連 す る 主 な 個 別 計 画 等

各務原市教育ビジョン（各務原市教育振興基本計画）（2020～2024）

用語

- ※1 ふれコミ隊：「ふれコミ」は「ふれあいコミュニティ」の略。主に中学生が清掃活動や地域のイベントの運営などを通じて、仲間や地域の人たちと一緒に活動し、人々とのふれあいを深めていくことを目的に、平成元年に発足
- ※2 通学路見まもり隊：「できるときに、できることを、たのしみながら」を合言葉に、地域の方が小中学生の登下校時に子どもたちの見守り活動を実施している。黄色いジャンパーが目印。子どもたちとのあいさつや声かけを通して、豊かな人間関係を築きながら、安全・安心な地域づくりに寄与している。各務原市青少年育成市民会議の活動の一つ
- ※3 公德心：社会生活における道徳を重んずる心

(3) 学びの機会

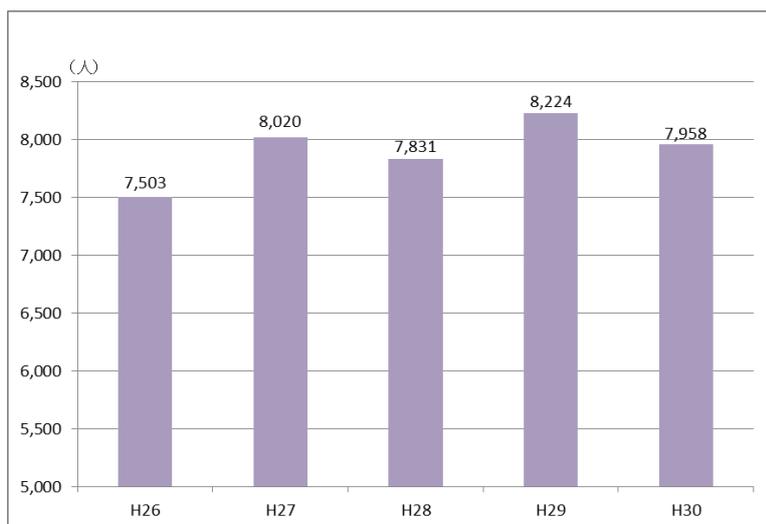
現 状

- 教養を深め、健康で心豊かな人生を送る観点から、生涯学習への意欲が高まっています。生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学習ができ、その成果を活かすことのできるまちを目指し、ライフデザインセンターで多様な講座の提供や情報発信、クラブ・サークル活動の支援など、学びの機会の充実を図っています。また、講師の登録制度などによる学びの成果を地域社会に活かす仕組みづくりなども進めています。
- 市内には、音楽、体操、絵画や写真など、多くのクラブ・サークルがあり、幼稚園や介護施設での公演など、様々な地域活動等を行っています。
- 市内に4箇所ある図書館は、それぞれの特色に応じた資料収集を行うとともに、読み聞かせや各種講座、イベント、企画展などを開催して、新たな本との出会いの機会を提供しています。また、移動図書館車による市内各地域への定期巡回や出前図書館などを実施して、市民の読書活動を支援しています。

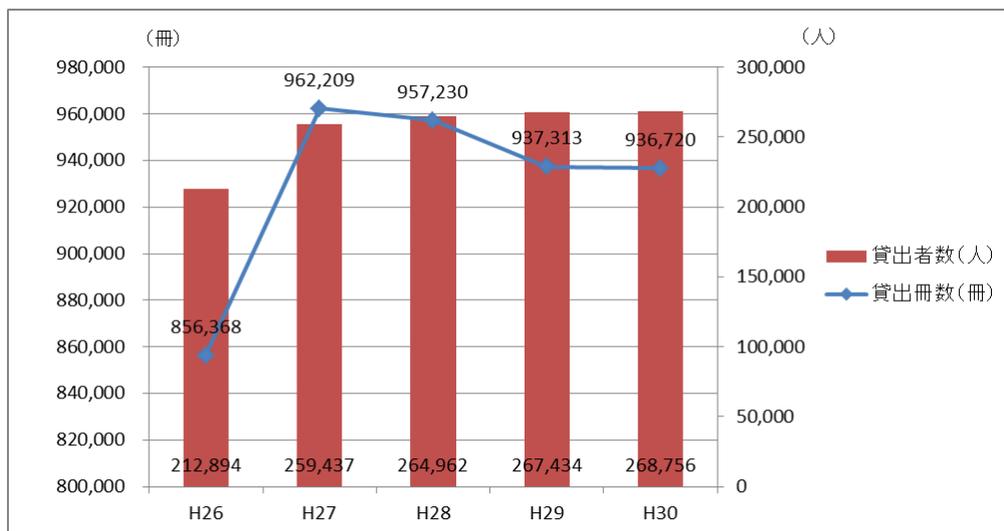
課 題

- より多くの市民が学びの場に一步踏み出すきっかけを作るとともに、学びを継続できる仕組みづくりをしていく必要があります。また、学びを学びで終わらせるのではなく、その成果を地域に活かし、人の役に立つ喜びからさらなる学びへの意欲につながる、学びと活動の好循環を生み出すことが求められています。
- 人口減少や少子高齢化の進展、価値観の多様化など、社会の変化に伴って地域の課題は複雑化しており、クラブ・サークルが行う地域活動等を、地域づくりの推進や地域の課題の解決につなげていくことが期待されます。
- インターネット等の普及により読書離れが指摘される中、本の魅力を発信して読書のすばらしさを伝え、学ぶ楽しさ・豊かな心の醸成につなげていく必要があります。
- 乳幼児からシニアまで幅広い世代が利用しやすい図書館の環境づくりを継続して進めるとともに、図書館資料の充実を図り、市民の知的好奇心と多様なニーズに的確に対応していくことが求められています。

■生涯学習講座参加者数の推移



■図書館貸出者数・貸出冊数の推移



目指す姿

- 幅広い学びの機会があり、市民や様々な団体が学びを通じてつながりあい、その成果を地域や社会の中で発揮し、持続的な学びと活動の循環ができています。
- 図書館が市民の学びのニーズに対応できる情報拠点となっています。
- 市民が身近な場所で学習できる機会や施設があります。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
生涯学習講座等の内容に満足した参加者の割合	69.7% (H25)	88.2% (H30)	UP
身近に学びの機会があると感じる市民の割合	43.7% (H26)	42.9% (H30)	UP
生涯学習登録講師数(年間)	164人 (H26)	170人 (H30)	190人
クラブ・サークル等の地域活動団体数(年間)	333団体 (H26)	350団体 (H30)	350団体維持

施策の方向性

取り組み	内容
生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 多様な生涯学習講座の開催や生涯学習に関する情報発信により、学びのきっかけづくりを推進します。 クラブ・サークルの活動を支援するとともに、多様な主体との連携・協働により、生涯学習の活性化を図ります。
学びの成果の活用	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習等で学んだ成果が市民自身の手によって地域に広がっていく活動を促進します。
社会教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市民の学習の拠点となる生涯学習施設・文化施設の適切な維持管理に努めます。 利用者のニーズに配慮しながら施設の維持改修を図ります。
図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い世代の市民が本に親しみ、学びを深めることができるよう、多様なニーズに応える図書館資料の収集、レファレンスサービス^{※1}などを行い、利用しやすく魅力的な図書館づくりに努めます。

関連する主な個別計画等

各務原市教育ビジョン(各務原市教育振興基本計画)(2020~2024)

各務原市の文化振興のあり方(2017~定めなし)

各務原市子どもの読書活動推進計画(2017~定めなし)

用語

- ※1 レファレンスサービス: 図書館利用者の調査、研究、学習などを、図書館員が、図書館資料等を活用して手助けすること

(4) 文化芸術・歴史

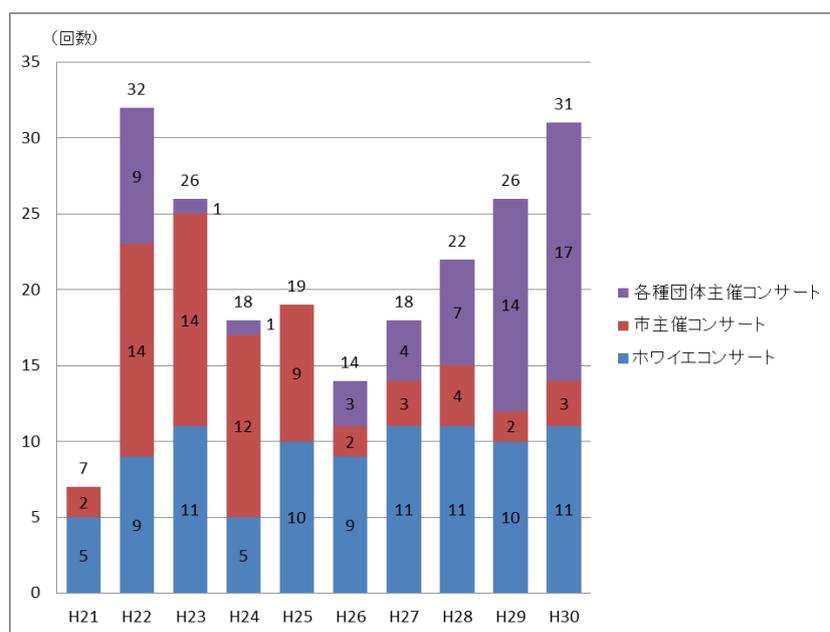
現 状

- 人口減少や少子高齢化の進展など社会状況が変化し、価値観が多様化する社会において、文化芸術により生み出される価値を様々な分野に活用し、地域の活力に結び付けることが求められています。
- こうした中、本市ではこれまで美術展や文芸祭などの公募展、アート企画展、乳幼児や児童を対象としたコンサートの実施、市登録アーティスト^{※1}のあつ旋、派遣を行うなど、市民が気軽に文化芸術に親しむ機会が持てるよう、様々な文化芸術事業を展開しています。
- 文化財については、近年の少子高齢化の進展により、文化財所有者の高齢化や伝統芸能・文化の後継者不足などが顕著となっています。また、文化財を保護・保存することに加え、観光や教育、まちづくりの資源としての活用など、文化財の持つ意義や役割にも変化が見られています。
- 本市に豊富に残されている地域の歴史を知る上で大切な歴史・民俗資料や埋蔵文化財^{※2}など、貴重な資料を保存・収集するとともに、市内の既存施設を活用して広く一般に資料の展示・公開を行っています。

課 題

- 市民や文化団体の自主的な活動を支援するとともに、相互の連携を深めるなど、市民が様々な立場から文化芸術活動に参加できるよう取り組んでいく必要があります。
- 次世代を担う子どもたちが文化芸術に興味を持てるよう、鑑賞だけではなく、体験できる機会を充実させる必要があります。
- 時代に適応した文化財の保存・活用方法のあり方を検討するとともに、市民が地域の歴史や文化財に興味を持ち、郷土への誇りの醸成へとつながる取り組みが求められています。
- 本市の貴重な文化財や地域の歴史、伝統文化を未来へと継承していくとともに、学校教育や社会教育との連携を深め、文化財や歴史・民俗資料を積極的に公開し、最大限に活用していくことが求められています。

■市登録アーティスト派遣実績の推移



目指す姿

- 市民が文化芸術を気軽に親しむことができる機会や、活動の成果を表現する場が充実しています。
- 市の歴史・文化遺産が適切に継承され、人づくりや地域づくりなどに活かされています。

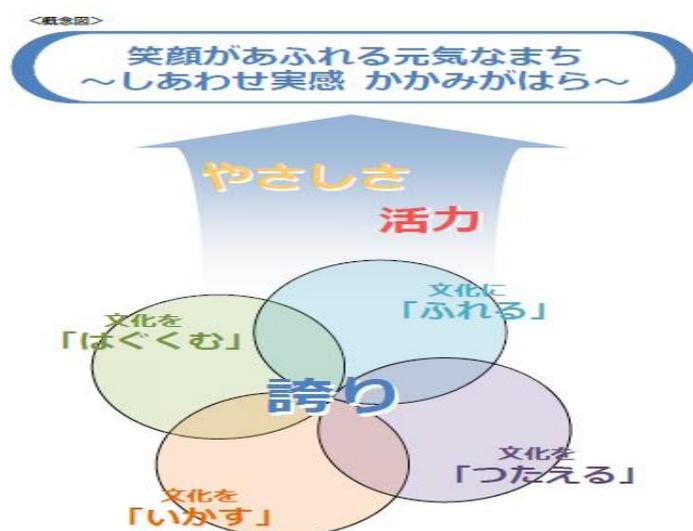
事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
芸術や文化に親しむ機会が充実していると感じる市民の割合	37.3% (H26)	32.3% (H30)	UP
文化芸術体験への児童等の参加者数(累計)	-	757人 (H30)	3,700人
歴史セミナー等受講者数(年間)	55人 (H25)	173人 (H30)	210人
歴史に関する企画展の入場者数(年間)	-	1,540人 (H30)	1,700人

施策の方向性

取り組み	内容
文化芸術活動の充実	・幅広く多くの方に親しんでいただけるよう、文化に「ふれる」環境をつくります。また、市民や文化団体などの自主的な活動を支援するとともに、連携を進めます。

	<ul style="list-style-type: none"> •子どもの感性や創造性を高めるため、文化芸術に関する催しにおいて、ワークショップ等の機会を提供するなど、文化を「はぐくむ」取り組みを充実します。
歴史・文化遺産の保護と利活用	<ul style="list-style-type: none"> •市内の貴重な歴史・文化遺産の調査や適切な保護・管理を行い、価値を損なうことなく、将来にわたり文化を守り「つたえる」取り組みを継続します。 •学校教育や社会教育との連携を強化し、歴史・文化遺産の積極的な利活用など文化を「いかす」取り組みを推進します。また、郷土の史跡や文化財、歴史資料等に身近に触れることで、地域の歴史に興味を抱き、誇りを感じられるよう、機会や場の提供に努めます。



出典：いきいき楽習課「各務原市の文化振興のあり方」

関連する主な個別計画等

各務原市教育ビジョン（各務原市教育振興基本計画）（2020～2024）

各務原市の文化振興のあり方（2017～定めなし）

用語

- ※1 市登録アーティスト：審査により選ばれた、各務原市及び近郊で音楽活動を行っているプロ又はセミプロの演奏家
- ※2 埋蔵文化財：文化財のうち、集落跡や古墳などの土地に埋蔵されている遺跡や土器、石器などのこと

(5) スポーツ

現 状

- 健康に対する意識の高まりや全国的なイベントの開催などにより、スポーツに親しむ機会が増えており、同時にスポーツに対するニーズも多様化しています。また、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、市民の競技スポーツへの関心がますます高まっています。
- スポーツ推進委員^{※1}や体育振興会^{※2}、スポーツ少年団等により、地域に根ざした活動が展開されています。一方で、各組織の委員や指導者の担い手が不足しており、高齢化が進んでいます。
- スポーツを「する」、「観る」、「支える」など、多様なニーズに応えるための機会の創出や仕組みづくり、スポーツ施設の充実が求められており、各スポーツ団体への支援や計画的なスポーツ施設の整備を行っています。
- 総合体育館をはじめ、多くの施設で利用者は増加傾向となっており、健康意識の高まりなどに伴って、今後も増加していくと見込まれます。
- 本市では、ホッケー競技が盛んであり、市内のホッケーチームのレベルも高い水準にあります。オリンピック選手も多く輩出しており、ホッケーの推進は次代を担う子どもたちに夢と希望を与えるものとなっています。一方で少子化に伴い、ホッケーについても競技人口の減少が懸念されています。

課 題

- スポーツイベントへの参加者数は増加傾向にありますが、スポーツ実施率^{※3}の推移はほぼ横ばいです。健康を維持増進するためにも、市民一人ひとりの年齢や体力等に応じて、身近な生活の場にスポーツを取り入れることでスポーツ実施率を上げ、充実したスポーツ機会を創出することが必要です。
- 地域を基盤としたスポーツ活動を推進し、地域の交流を促進するために、各スポーツ団体等への支援や、高齢化の進展などにより人材が不足している指導者の育成を支援していくことが必要です。
- 市民ニーズを踏まえた新たな施設の整備なども視野に入れながら、安全かつ快適にスポーツを行うことができる環境づくりを進めるとともに、施設利用方法の改善を図るなど適切な施設運営に努める必要があります。
- 「ホッケー王国かかみがはら」として、より一層の推進を図るために、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、次世代代表選手の育成も見据えながら、さらなる競技人口の拡大と競技レベルの向上を図る必要があります。

目指す姿

- 生涯スポーツ普及のための機会が充実し、市民が日常的にスポーツに親しんでいます。
- 地域のスポーツ団体やボランティア等に支えられ、健康的で活力ある地域がつけられています。
- 市民の多様なニーズに応じたスポーツ施設が身近に整備されています。
- 「ホッケー王国かかみがはら」として知名度が高まっています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
身近にスポーツに親しむ機会や環境があると感じる市民の割合	50.4% (H26)	49.4% (H30)	UP
日常的に運動を行っている市民の割合 (スポーツ実施率)	43.7% (H26)	44.7% (H30)	UP
各種スポーツスクール参加者数(年間)	251人 (H25)	492人 (H30)	520人
軽スポーツ大会参加者数(年間)	281人 (H25)	348人 (H30)	380人

施策の方向性

取り組み	内容
スポーツ機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが気軽に参加できるイベントやスポーツスクールの開催、軽スポーツの普及、全国・国際レベルの大会の誘致・開催等を通して、市民がスポーツを始める機会やスポーツに親しむ機会を創出し、生涯スポーツの推進を図ります。
地域スポーツ活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを通じた地域交流の促進を支援します。 ・スポーツ指導者の育成を支援します。
スポーツ施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な市民ニーズを把握しながら、気軽にスポーツに親しめるよう、さらなる施設の充実に努めます。
ホッケーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携しながら、さらなる競技人口の拡大と競技レベルの向上につながるよう支援します。 ・ホッケーを通じた交流の促進、魅力の発信を行います。

関 連 す る 主 な 個 別 計 画 等

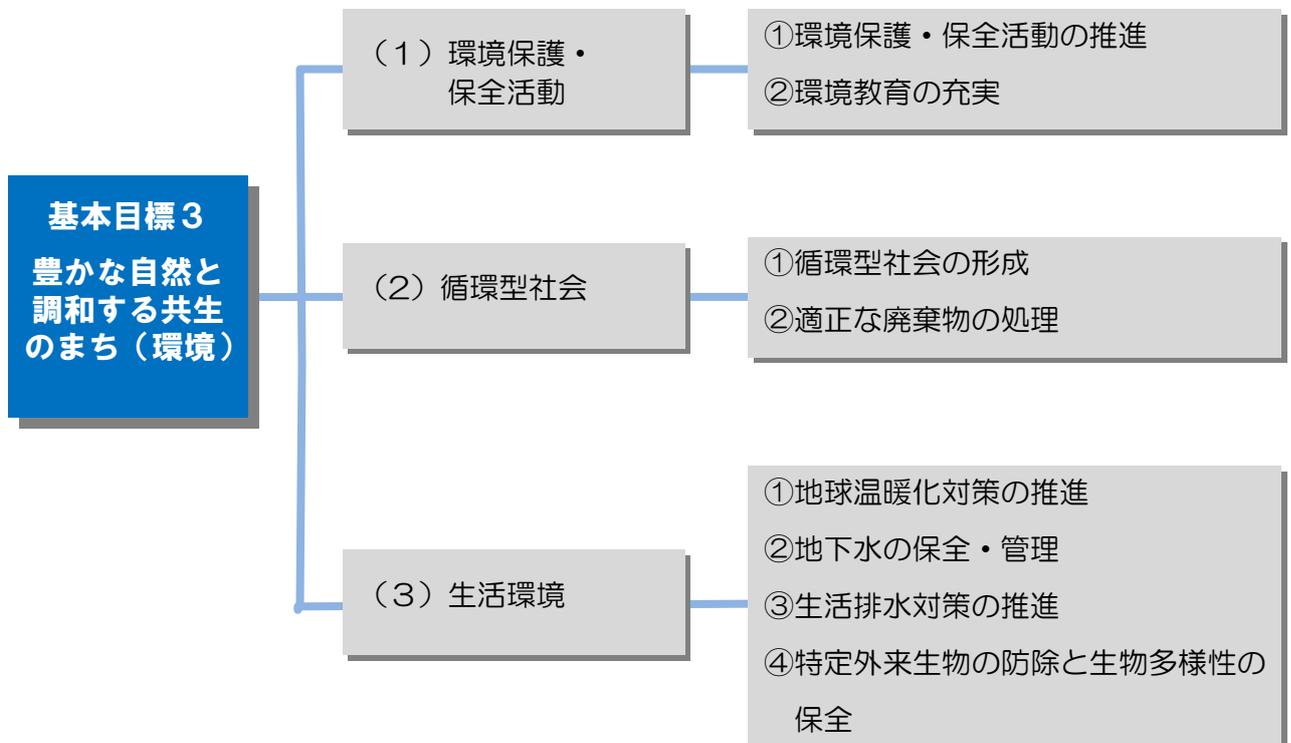
各務原市教育ビジョン（各務原市教育振興基本計画）（2020～2024）

各務原市スポーツ推進計画（2016～2024）

用語

- ※1 スポーツ推進委員：スポーツ基本法第 32 条により委嘱される非常勤の公務員。「スポーツげんき祭」や「かかみがはらDEウォーキング」などの運営協力や、軽スポーツの普及指導を目的とした「軽スポーツ交流会」の開催などを行っている。各小学校区に 2 名ずつ配置
- ※2 体育振興会：自治会ごとに「体育委員」を選出し、各小学校区単位で組織されている。「市民運動会」や「ウォーキング大会」などを開催している
- ※3 スポーツ実施率：週に 1 日以上運動・スポーツを実施する成人の割合

基本目標 3 豊かな自然と調和する共生のまち (環境)



(1) 環境保護・保全活動

現 状

- 本市では、平成 29 年度に新たな 10 年間の市の環境政策の指針となる「各務原市環境基本計画」を策定し、環境負荷^{※1}の低減に取り組んでいます。
- 市民による環境保護・保全活動として、市民清掃や、道路・公園・広場などの清掃が活発に行われています。
- 親子環境教室^{※2}をはじめとする各種環境教室や環境講座などを開催することで、市民に環境について学ぶ機会を提供しています。

課 題

- ごみの不法投棄からマイクロプラスチック^{※3}による海洋汚染、地球温暖化^{※4}まで幅広い課題があり、今後も継続して環境保護・保全活動に取り組む必要があります。
- 環境保全は、市民一人ひとりの日々の生活における取り組みが不可欠であるため、今後も市民に環境について学ぶ機会を提供していく必要があります。

目 指 す 姿

- 市民・事業者・行政が一丸となり、環境保護・保全活動に取り組むための情報発信が行われ、活動する体制が整備されています。
- 次代を担う子どもたちに、環境保護・保全、生物多様性^{※5}について学ぶ場が提供され、子どもを軸に家族が環境について考えるきっかけを持ち、それが実際の活動につながっています。

事 業 の 達 成 指 標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
日常生活において、環境問題を意識している市民の割合	78.4% (H26)	72.0% (H30)	UP
環境教室などへの参加者数(年間)	2,800人 (H25)	3,081人 (H30)	3,200人

施策の方向性

取り組み	内容
環境保護・保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが身近にある環境や自然に目を向けながら、環境問題への認識を深められるよう情報提供に努めます。 ・市民や事業者が主体的に環境保護・保全に取り組むことができるよう支援に努めます。
環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「こども環境教室^{※6}」など、次代を担う子どもたちが、遊びや学習を通じて環境や自然の大切さを学ぶことができる場や機会を充実します。

関連する主な個別計画等

各務原市環境基本計画（2018～2027）

用語

- ※1 環境負荷：人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれがあるもの
- ※2 親子環境教室：親子を対象に環境や自然の大切さを学ぶことができる学習講座
- ※3 マイクロプラスチック：微小なプラスチック粒子。投棄されたストローなどのプラスチックごみが海洋に流出し、海水中で分解され微小となったもの。生態系や人体への影響が懸念されている
- ※4 地球温暖化：CO₂などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇する現象のこと
- ※5 生物多様性：様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること
- ※6 こども環境教室：こどもたちが、遊びや学習を通じて楽しみながら環境や自然の大切さを学ぶことができる体験学習講座

(2) 循環型社会

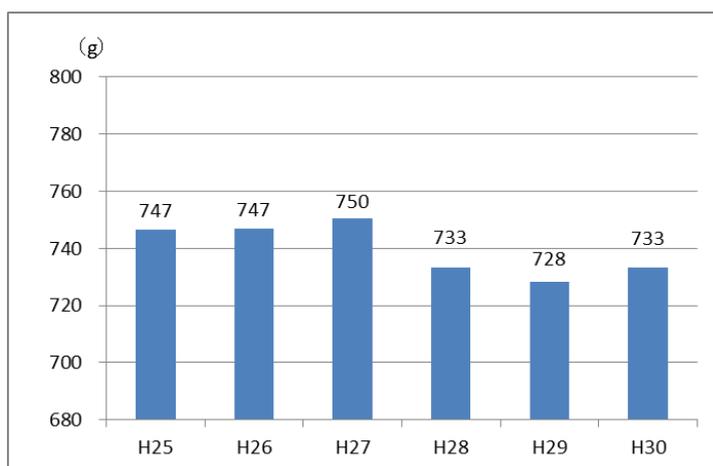
現 状

- ごみを確実に分別している市民の割合は90%以上と高い数値を維持しており、一人当たりのごみ排出量が減少していることから、ごみの分別及びリサイクルは市民に定着していると考えられます。
- 市内に民間の資源ごみ回収ステーションが多数設置されるなど、民間によるリサイクルが活発に行われています。

課 題

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、できる限り資源の消費・使用を減らして循環させることで、天然資源が保全され、環境負荷^{*1}も低減される循環型社会の実現が求められています。
- 北清掃センターは稼動から15年を超えており、今後も安定的にごみ処理を行うためには、施設の適正な維持管理に努めるとともに、緑ごみ^{*2}の再資源化を継続して行うなど、焼却処理をするごみのさらなる減量化に取り組む必要があります。
- ごみをさらに減らすため、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）が定着するよう、食品ロス^{*3}の削減や生ごみの水切り、簡易包装の奨励、不用品交換の案内など具体的な取り組みについて情報提供を継続して行う必要があります。

■一日一人当たりのごみ焼却量の推移



目指す姿

〇リデュース、リユース、リサイクル(3R)を心がけ、ごみを減らす暮らしを实践する循環型社会が実現されています。

〇リユースやリサイクルできないごみが継続的・安定的に適正処理され、快適な市民生活が維持されています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
ごみを確実に分別し、排出している市民の割合	93.7% (H26)	92.4% (H30)	UP
一人一日当たりのごみ焼却量	-	733 g (H30)	710 g 以下

施策の方向性

取り組み	内容
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・リデュース・リユース・リサイクル(3R)を推進し、廃棄物の減量化に努め、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。 ・雑がみ回収の啓発、緑ごみの収集、資源集団回収の支援などを行い、資源の有効活用を図ります。
適正な廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正で効率的な処理(収集・運搬・中間処理・最終処分)を進めるとともに、ごみ出しルールの周知・徹底を行います。 ・北清掃センターの適正な維持管理を行います。

関連する主な個別計画等

各務原市環境基本計画(2018~2027)

ごみ処理基本計画(2006~2020)

各務原市一般廃棄物処理実施計画(単年度計画)

用語

※1 環境負荷:P30参照

※2 緑ごみ:せん定した木の枝、刈り取った草、落ち葉などのごみのこと

※3 食品ロス:食べ残しや売れ残りなどで本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること

(3) 生活環境

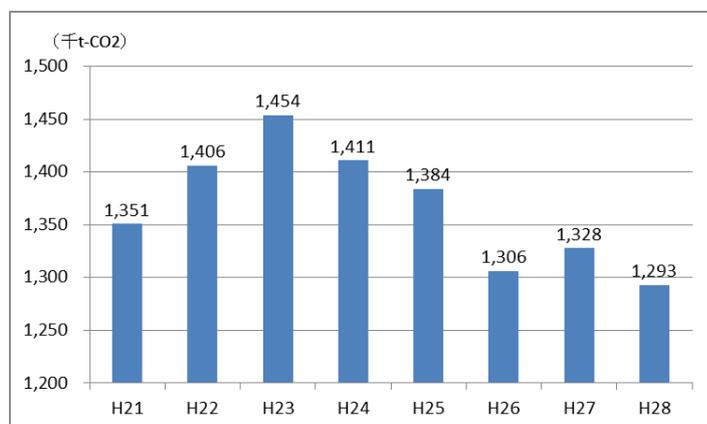
現 状

- 地球温暖化の主な原因である CO₂ の削減に効果があるエコカーや省電力型家電の普及が着実に進んでいます。
- 本市唯一の水道水源である地下水については、適切な保全・管理を行うことで水量、水質ともに概ね良好な状況が保たれています。
- 水環境の維持・保全のため、下水道や合併浄化槽^{※1} の普及が進んでいます。
- し尿処理施設であるクリーンセンターでは、処理対象物の性状の変化と設備の老朽化に対応するため、基幹的設備改良を進めています。
- 特定外来生物^{※2} による生態系への影響が懸念されるため、拡大を防止する活動を継続的に実施しています。

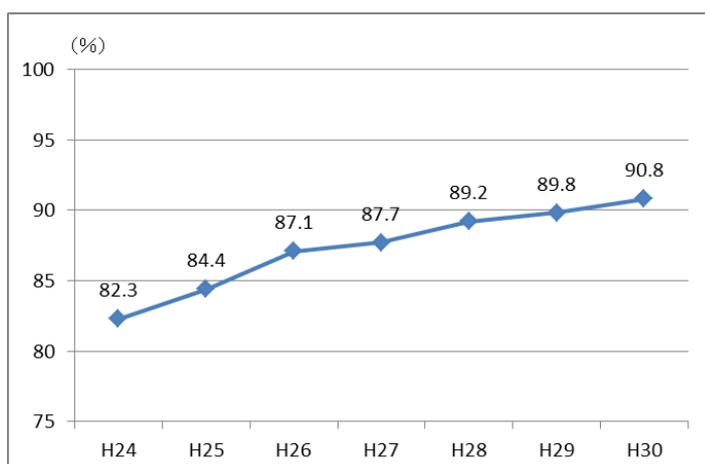
課 題

- 地球温暖化を抑制するため、今後も市民、事業者、行政が一丸となって CO₂ などの温室効果ガス^{※3} 削減に取り組む必要があります、市民一人ひとりが実行しやすい取り組みを、継続的に啓発していくことが大切です。
- 地下水を安全・安定的に使い続けるため、今後も適切な保全・管理を行っていく必要があります。
- 水環境の維持・保全のため、今後も下水道や合併浄化槽の普及を図るとともに、クリーンセンターの適切な運転管理を行う必要があります。
- 地域固有の多種多様な動植物を保護・保全していくため、専門家の意見を聴くなどしながら、今後も市民と協働して特定外来生物の防除を行っていく必要があります。

■温室効果ガス排出量の推移



■ 汚水衛生処理率※4 の推移



目 指 す 姿

- 地球温暖化に対し、市民、事業者、行政が一丸となり、日々の生活や事業活動において、CO₂などの温室効果ガス削減に取り組んでいます。
- 本市唯一の水道水源である地下水が安定的に確保され、水質も保全されています。
- 生活排水による河川などへの汚濁負荷が軽減され、快適で衛生的な生活環境が保たれています。
- 特定外来生物が防除され、地域の生態系が保たれています。

事 業 の 達 成 指 標

項目名	参考値 (前期基本計画策定時)	基準値 (後期基本計画策定時)	目標値 (後期基本計画終了時)
家庭でできる CO ₂ 削減に積極的に取り組んでいる市民の割合	67.5% (H26)	67.2% (H30)	UP
汚水衛生処理率	84.4% (H26)	90.8% (H30)	94.1%

施 策 の 方 向 性

取り組み	内容
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化に対し、市民、事業者、行政が一丸となってCO₂などの温室効果ガス削減に取り組むための意識啓発に努めます。 ・公共施設への省エネ設備などの導入を促進します。

地下水の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の水位及び水質の監視、砂利採取事業の制限などにより、適切な地下水の保全・管理に努めます。
生活排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水による水質汚濁を防止するため、下水道や合併浄化槽の普及を促進します。 クリーンセンターの適正な運転管理を行います。
特定外来生物の防除と生物多様性 ^{※5} の保全	<ul style="list-style-type: none"> 特定外来生物による被害を低減させるため、市民や関係機関と連携し、必要に応じた防除を実施します。

関連する主な個別計画等

各務原市環境基本計画（2018～2027）

各務原市地球温暖化対策地域推進計画（2018～2050）

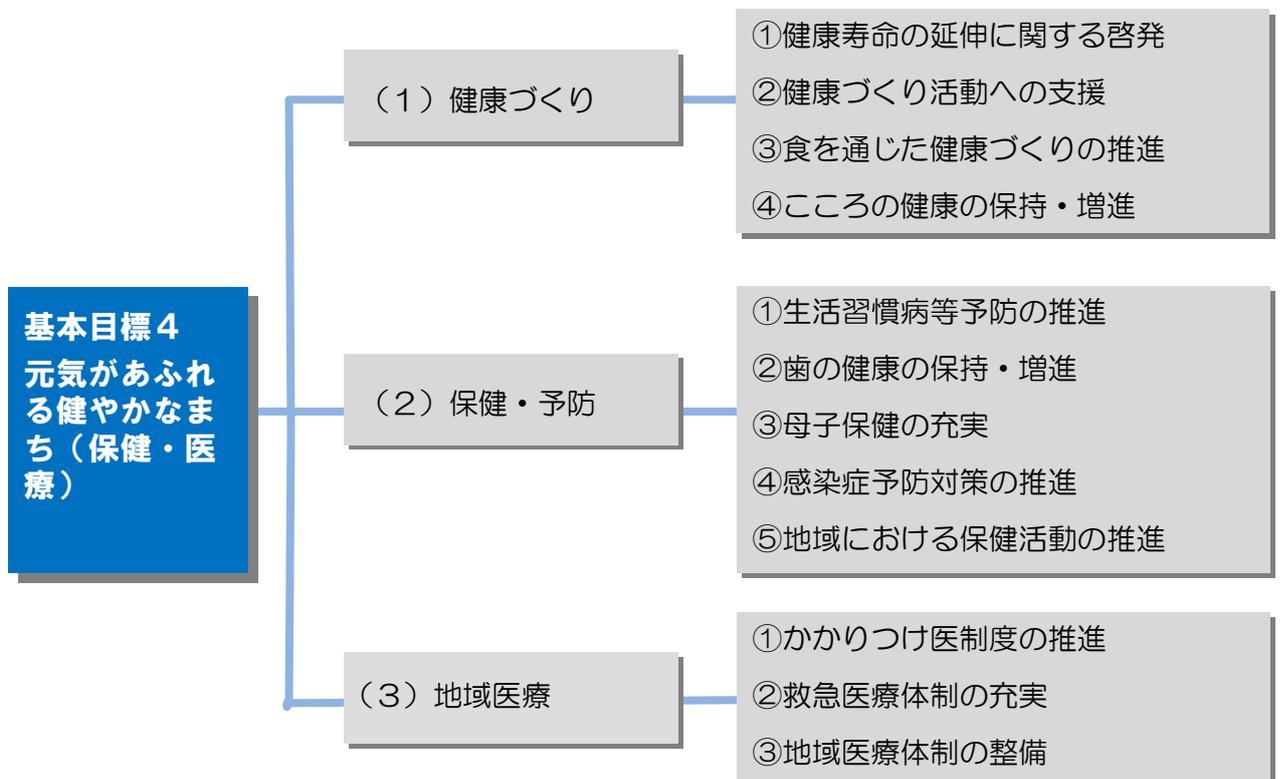
生活排水対策推進計画（2013～2032）

生活排水処理基本計画（2014～2030）

用語

- ※1 合併浄化槽：水洗トイレからの汚水（し尿）や台所、風呂などからの排水（生活雑排水）を処理し、きれいな水にして放流するための施設
- ※2 特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぶおそれがあるもので、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律で指定された生物
- ※3 温室効果ガス：地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体（CO₂、メタンガス、フロンガス等）の総称
- ※4 汚水衛生処理率：下水道のほか、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）、合併浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合
- ※5 生物多様性：P30 参照

基本目標 4 元気があふれる健やかなまち (保健・医療)



(1) 健康づくり

現 状

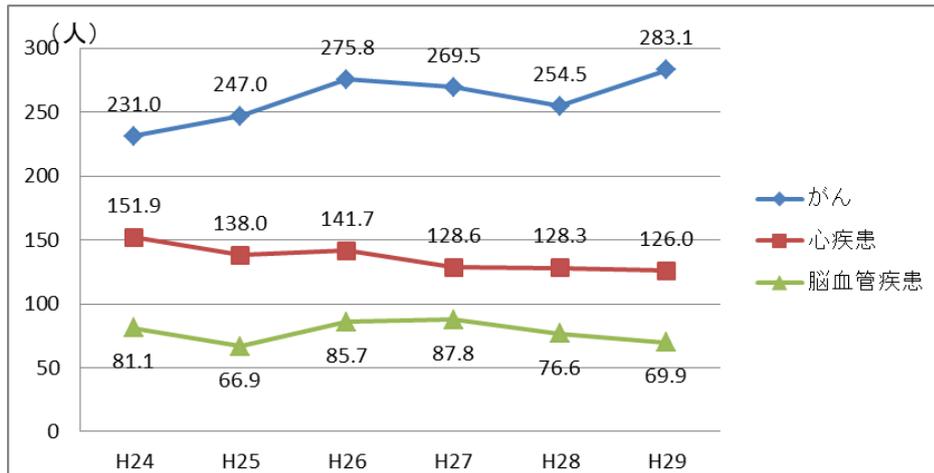
- 近年、がんや心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病の増加や高齢化の進展による要介護者の増加が社会全体の問題となっています。本市においても生活習慣病に起因する死亡が全体の約5割を占めています。
- 本市では、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り・つくる」を基本的な考え方とする「かかみはら元気プラン21」において、「元気があふれる健やかなまち～生活の質の向上と健康寿命^{※1}の延伸にむけて～」を基本目標とし、各種健康講座の開催や健康診査等を実施し、生涯を通じた健康づくりの取り組みを推進しています。
- 様々なライフスタイルにより、食事バランスの偏りや不規則な食習慣の人が増えています。適切な食習慣は、子ども達の健やかな成長につながるとともに、あらゆる世代の生活習慣病予防に欠かせないことから、食生活改善協議会^{※2}等と連携し、食の重要性に関する意識啓発に努めています。
- 経済的に豊かになり生活も便利で快適になる一方、管理社会、競争社会の中で、人とのつながりの希薄化が進み、人々は様々なストレスを抱えています。本市では「こころの相談」をはじめ、県や各種団体と連携した相談体制を構築しているほか、「各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）」を策定し、精神保健的な視点に社会・経済的な視点も加えた包括的な取り組みを推進しています。

課 題

- 生涯を通して健康な生活を維持していくには、市民一人ひとりが、自分の健康は自ら守るということを自覚し、自分に合った健康づくりを継続して実践することが重要です。喫煙や飲酒の生活習慣を改善し、運動を習慣づけるなど、具体的な行動に移し健康づくりを向上させていく意識啓発が必要です。
- 生活習慣病を予防し、健康を維持・増進するためには、バランスのよい食生活を乳幼児期から実践していくことが大切です。食べ物が持つ多面的な役割について周知を図るとともに、郷土の食文化を守り育て、次世代につなげていく取り組みや、良好な食生活のための普及啓発をさらに推進していく必要があります。
- 健康寿命の延伸のためには、若い頃から、加齢とともに低下する心身の活力の低下（フレイル^{※3}）を意識し、バランスのとれた食生活、口腔機能の維持、運動習慣の習得、十分な睡眠、定期健診の受診や積極的な社会参加を促す取り組みが一層重要となっています。

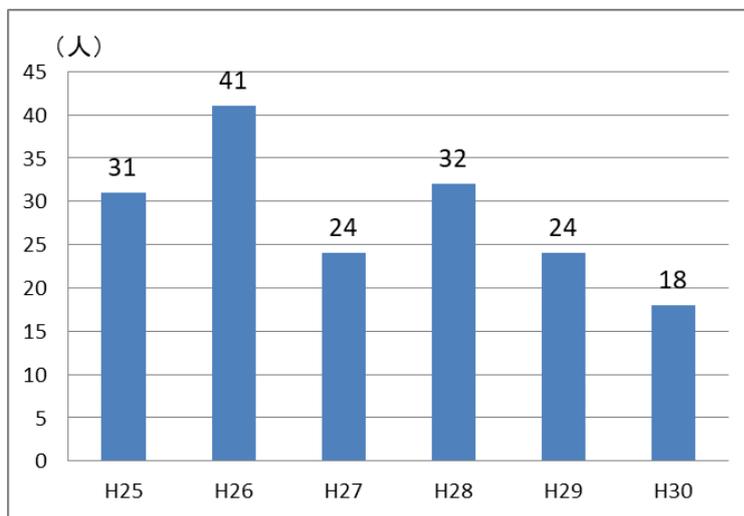
●こころの健康を保持し、市民一人ひとりがストレスと上手につきあうことが大切です。過度のストレスは体やこころの病気につながり、孤立し重症化すれば自殺の一因ともなり得ることから、こころの不調があるときは、早期に適切な専門機関等へつなげ、孤立・重症化を防ぐことが重要です。また、地域においてもお互いに声をかけあい、支えあう支援体制の充実が必要です。

■三大生活習慣病死亡者数の推移（対10万人）



出典：岐阜地域公衆衛生協議会「岐阜地域の公衆衛生」

■自殺者数の推移



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

目指す姿

- 市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、運動、栄養、休養のバランスの取れた生活習慣を身につけ、主体的・積極的に健康づくりに取り組むことで、健康寿命の延伸が図られています。
- 家庭・地域・学校等において、食を通じた心身の健康と豊かな人間性を育む取り組みが行われています。
- 自分にあったストレス解消法を身につけ、こころの不調がある時は地域において支えあう体制が取れています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
日頃から、健康維持のために何かに取り組んでいる市民の割合	60.5% (H26)	63.9% (H30)	UP
人口10万人当たりの三大生活習慣病(がん、心疾患、脳血管疾患)による死亡割合	52.7% (H24)	51.4% (H25~29の平均)	50.0%以下
各種健康講座の参加者数(年間)	5,033人 (H25)	5,771人 (H30)	5,800人

施策の方向性

取り組み	内容
健康寿命の延伸に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・健康のつどい等を通じて、「自分の健康は自分で守り・つくる」ための望ましい生活習慣の情報提供や実践方法などの普及啓発に努め、ライフステージごとの取り組みを推進することで健康寿命の延伸を図ります。 ・たばこやアルコールが体に与える影響に関する正しい知識の普及を図り、禁煙を推進し、受動喫煙や過剰な飲酒の防止の啓発に努めます。
健康づくり活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関わる各ボランティア団体や保健・福祉・医療関係の団体等と連携し、栄養教室や各種健康講座の充実を図り、健康づくりのきっかけを提供するとともに、市民の健康増進の取り組みを促します。 ・健康ウォーキングや軽スポーツ等の運動に日頃から身近なところで親しめるよう、機会の充実を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もがいつまでも元気に活躍できる社会の実現に向け、地域住民や関係機関と連携し、フレイル予防を推進します。
食を通じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康と成長にとって重要な正しい生活リズムと食習慣を身につけられるよう、食育や家庭教育の支援を行います。 ・生活習慣病予防のため、バランスのとれた食生活の啓発に努め、健康の維持・増進が図られるよう支援します。 ・食生活改善協議会等と連携し、食の重要性に関する意識啓発を推進します。 ・郷土の食文化を守り育て、次世代につなげていく取り組みを推進します。
こころの健康の保持・増進	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会等を通じて、うつ病等のこころの病気や自殺対策に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。 ・ストレスとこころの健康は深く関係していることから、ストレス解消や十分な睡眠をとることの大切さなど、こころの健康を保つための情報提供を充実します。 ・保健所や医療機関、各種相談機関等と連携し、身近な地域でこころの健康や悩み事に対する相談・支援体制の充実を図ります。

関連する主な個別計画等

かかみがはら元気プラン 21（各務原市健康増進計画・食育推進計画）（2016～2020）

各務原市いのち支えあい計画（各務原市自殺対策計画）（2019～2023）

用語

- ※1 健康寿命：介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせずに、自立して健康に生活できる期間
- ※2 食生活改善協議会：「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、自分や家族、地域の食生活改善を目指し、食を通じた健康づくり活動を行うボランティア団体
- ※3 フレイル：frailtyが語源で「虚弱」という意味。加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し日常生活動作に障がいが見えてきた状態

(2) 保健・予防

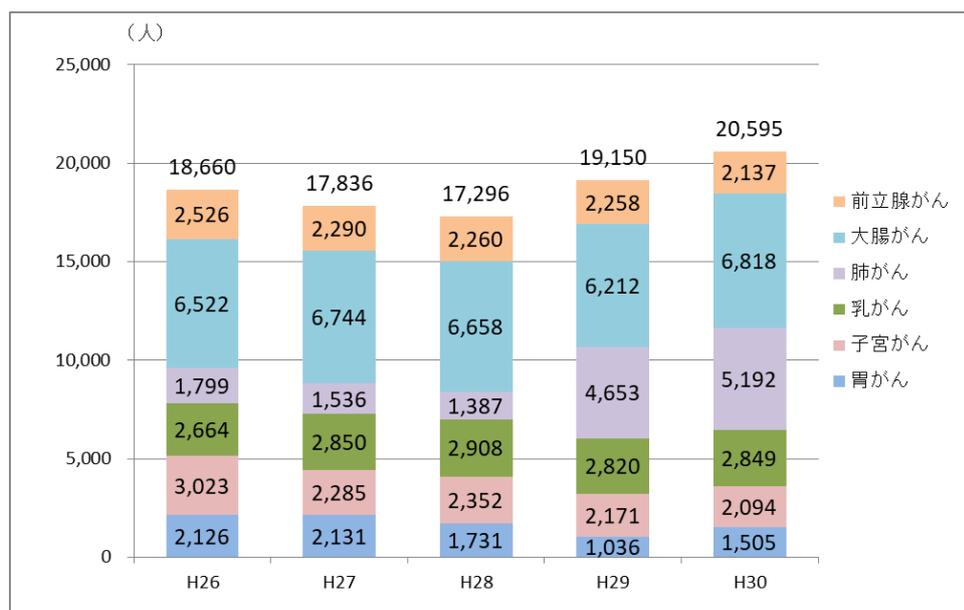
現 状

- 本市では、若い頃からの生活習慣病予防を目的とするヤング健診事業や健康教室等を実施しています。また、身近な医療機関で特定健康診査^{*1} やがん検診など、複数の検診が同時に受けられるよう実施体制の整備に努めています。さらに妊婦健康診査、産後健診、不妊治療費の助成、助産師会と連携した妊娠期の教室や新生児訪問指導事業、各種健康講座等、全世代を対象とする健康事業や健康づくりのきっかけの提供に努めています。
- 生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、定期的な健康診査、がん検診、歯周病検診の受診の重要性を啓発し、受診率の向上に努めています。
- 少子化の進行や核家族化、育児の孤立化などの母子保健を取り巻く状況を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる母子保健及び育児に関する様々な悩みなどの総合相談窓口として、母子健康包括支援センター「クローバー」^{*2} を開設し、関係機関と連携しながら相談・支援や保健指導を行っています。
- 健康づくりを支援するために、東部地区に東保健相談センターを開設し、西部地区の保健相談センターとの2拠点体制で保健事業を行っています。

課 題

- 健康寿命^{*3} の延伸に向け、市民が主体的に健康づくりに取り組むために、その重要性を広く啓発し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、健康診査や健康教育、健康相談など、健康について考える機会を提供する必要があります。
- 生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、定期的な健康診査、がん検診、歯周病検診の受診が重要です。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、切れ目のない包括的な相談・支援を行うことが必要です。
- 新たな感染症に関する正しい情報の提供、蔓延防止に関する適切な対策、罹患・重篤化予防のための予防接種の実施や接種率の向上の取り組みが重要です。
- 身近な場所で自主的な健康づくりに取り組めるよう、地域の状況に応じた保健予防活動が必要です。

■各種がん検診受診者数の推移



目指す姿

- 生活習慣病予防や重症化予防のために、市民が主体的に生活習慣の改善や定期的な健診の受診をしています。
- 歯と口腔の健康について正しい知識を持ち、生涯にわたって歯や口腔を健康に保つための活動に取り組んでいます。
- 安心して妊娠・出産できる環境が整っていると同時に、子どもが健やかに育つ環境が整備されています。
- 感染症に対する適切な予防対策がとられており、不安なく生活することができます。
- 身近なところで、健康相談や健康教室などに参加できます。

事業の達成指標

項目名	参考値 (前期基本計画策定時)	基準値 (後期基本計画策定時)	目標値 (後期基本計画終了時)
定期的に健康診査を受けている人の割合	71.4% (H26)	75.8% (H30)	UP
特定保健指導 ^{※4} 実施率 (年間)	15.6% (H24)	22.1% (H29)	36.0%
40歳代及び50歳代の歯周疾患検診の受診率 (年間)	6.0% (H25)	4.7% (H30)	9.0%

施策の方向性

取り組み	内容
生活習慣病等予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・病気の早期発見・早期治療に結びつけるために、健康診査やがん検診等について、誰もが受けやすい健診となるよう、実施方法や健診の周知、勧奨方法などの工夫を図ります。 ・若い頃からの生活習慣病予防のために、健康診査や歯周病検診を推進します。 ・健診データを活用した、より効果的な保健事業を行うことで、生活習慣の改善を図り健康維持・疾病予防につなげます。
歯の健康の保持・増進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康のつどいや広報紙、ウェブサイト等を通じて、歯と口腔を健康に保つための正しい知識の啓発に努めます。 ・歯の健康手帳を活用した子どもの歯の健康管理、幼児へのフッ化物塗布、各年齢層での歯科検診、歯科教育等を通じて、歯科保健を推進します。 ・歯科医師会と連携し、若い頃からの歯周病検診を推進し、生涯にわたって歯と口腔の健康を保持できるように努めます。
母子保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して妊娠・出産・子育てを行えるよう、不妊治療費や妊婦健康診査、産後健診などに対する助成を行うとともに、助産師会等と連携し妊娠期の教室や新生児訪問を実施するなど、相談・支援の強化に努めます。 ・複雑化した市民ニーズに対応するため、また問題を抱えた人を増やさないため、各関係機関と連携を強化し、子育てに関する切れ目のない包括的な支援体制の充実に努めます。 ・乳幼児の疾病や発達障がい^{*5}の早期発見・早期治療を促進するため、健康診査や健康相談の充実を図り、保護者が安心して子育てできる環境の整備に努めます。
感染症予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を防止するため、予防接種の正しい知識の啓発と接種に関する相談を行うとともに、接種率の向上を図ります。 ・新たな感染症に対する予防方法や対処法について正しい知識・情報の提供に努めるとともに、国・県・医師会等と連携し、危機管理対策を講じます。
地域における保健活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が身近な場所で健康相談や健康に関する情報を知ることができるように、西部と東部の保健相談センターを拠点として保健事業や保健活動を実施します。

関 連 す る 主 な 個 別 計 画 等

かかみがはら元気プラン 21（各務原市健康増進計画・食育推進計画）（2016～2020）

用語

- ※1 特定健康診査：生活習慣病の発症予防や重症化を予防することを目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目して実施する健康診査
- ※2 母子健康包括支援センター「クローバー」：妊娠期から子育て期にわたる母子保健及び育児に関する悩み等に対応し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う機関
- ※3 健康寿命：P40 参照
- ※4 特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して行う保健指導
- ※5 発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの

(3) 地域医療

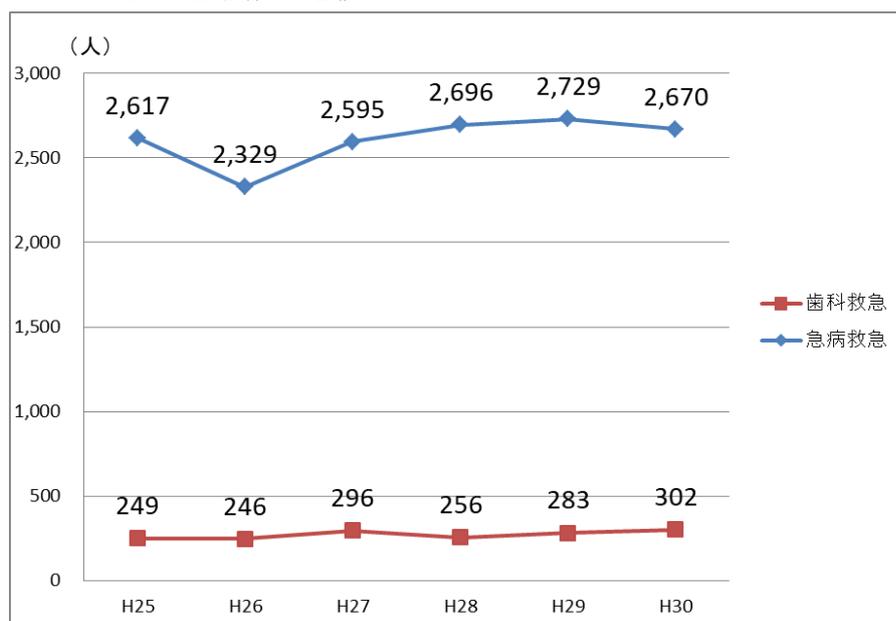
現 状

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医^{※1}は、病気についての把握や健康相談などを行うほか、専門的な医療機関への紹介や、地域の保健・福祉・介護分野との連携など、幅広い役割を担っています。
- 急病の際や、事故でけがをしてしまった場合などでも安心して医療を受けられるよう、救急医療情報センターによる情報提供や、休日急病診療所、休日歯科救急、小児夜間救急等の体制を整えています。
- 高齢者のみの世帯や単身、核家族の増加など、世帯規模が縮小していることにより、病気になった時に対する不安を感じている人が増加しています。

課 題

- 安心して地域で生活していくために、市民一人ひとりがかかりつけ医、かかりつけ歯科医を持つことが大切です。
- 病院と地域の診療所等の病診連携や、広域的な連携体制の推進が求められています。
- 市民一人ひとりのニーズに適切に対応するため、保健・医療・福祉の連携による地域医療体制や救急医療体制の充実が望まれています。

■ 休日診療の患者数の推移



目指す姿

○市民一人ひとりが、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、日常の健康管理や健康相談を行うことで、疾病予防につながっています。

○必要な時に必要な医療を受けることができる環境が整っており、安心して生活を送ることができます。

事業の達成指標

項目名	参考値（前期基本計画策定時）	基準値（後期基本計画策定時）	目標値（後期基本計画終了時）
かかりつけ医がいる市民の割合	57.5% (H26)	60.2% (H30)	UP
市内医療機関で訪問診療 ^{※2} を実施している医療機関の割合	71.3% (H26)	75.9% (H30)	80.0%

施策の方向性

取り組み	内容
かかりつけ医制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な健康管理や疾病予防、健康に対する相談ができる身近な医師であるかかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及・定着を図ります。
救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 休日でも安心して医療を受けられるように、休日急病診療所及び当番医制休日歯科在宅診療の運営を行うとともに、県や近隣自治体と連携し、救急時の医療体制確保に努めます。 二次救急医療機関^{※3}としての役割を果たす東海中央病院の救急業務に対して支援を行います。
地域医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 医師会、東海中央病院等と連携し、医療、疾病予防、健康管理など市民の健康を守るための地域医療体制の整備に努めます。 訪問診療、訪問看護^{※4}等の在宅医療^{※5}の充実を推進し、医療と福祉が連携した切れ目のない医療体制の充実を図ります。 地域における安定的な看護師の確保に向けて、准看護学校の運営に対して支援を行います。

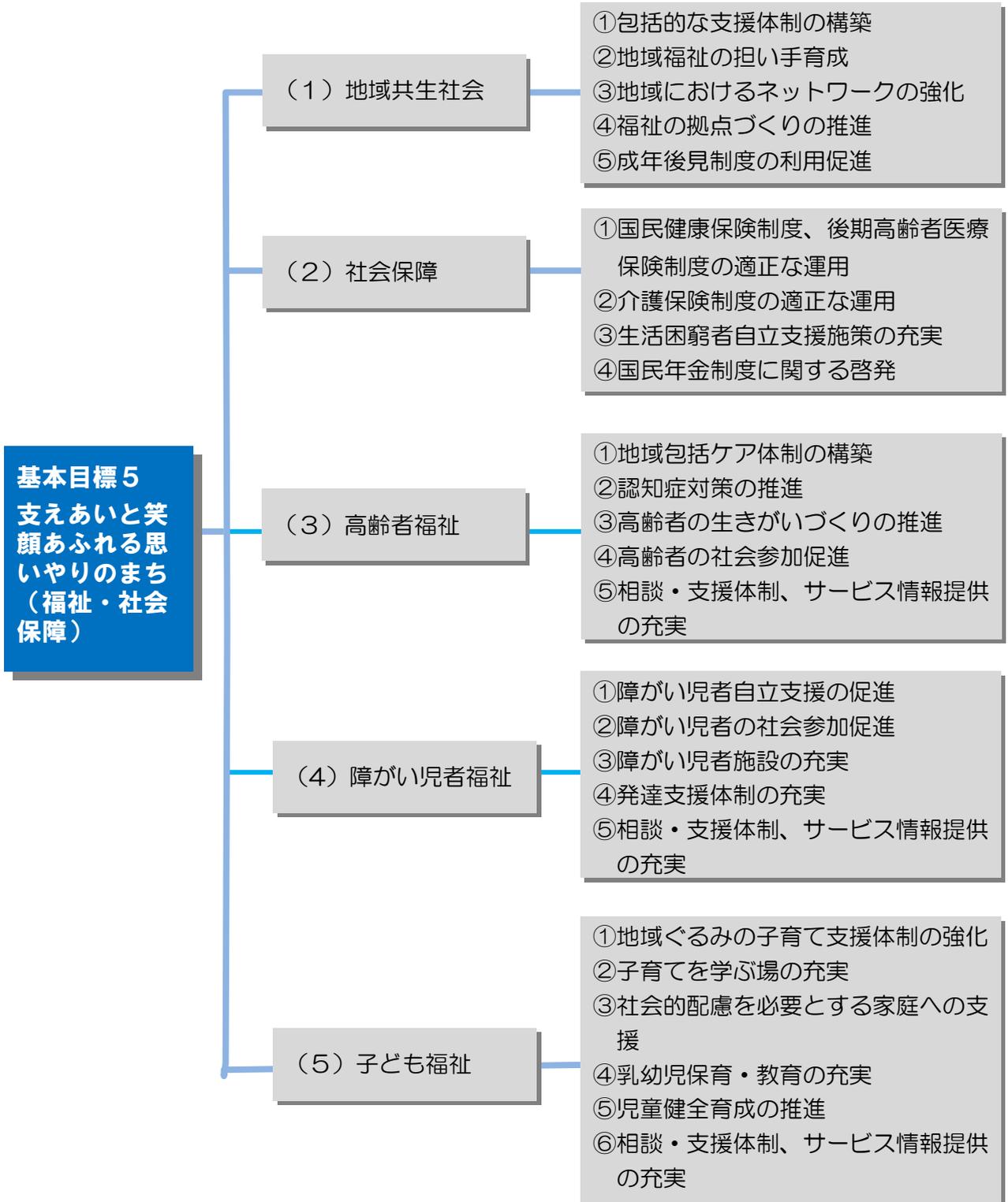
関連する主な個別計画等

かかみがはら元気プラン 21（各務原市健康増進計画・食育推進計画）（2016～2020）

用語

- ※1 かかりつけ医・かかりつけ歯科医：自分自身や家族の健康管理、疾病予防などに関して、日常的な相談や診療ができる医師・歯科医師
- ※2 訪問診療：通院が困難な患者に対して、医師が定期的に患者の家を訪問して診療などを行うこと
- ※3 二次救急医療機関：入院治療や手術を必要とする重症患者に対する医療を提供する医療機関
- ※4 訪問看護：看護が必要な患者に対して、主治医の指示に基づき、看護師などが患者の家を訪問して看護などを行うこと
- ※5 在宅医療：自宅での療養を希望する患者に対して、医療関係者が訪問診療や往診などを行うこと

基本目標 5 支えあいと笑顔あふれる思いやりのまち（福祉・社会保障）



(1) 地域共生社会

現 状

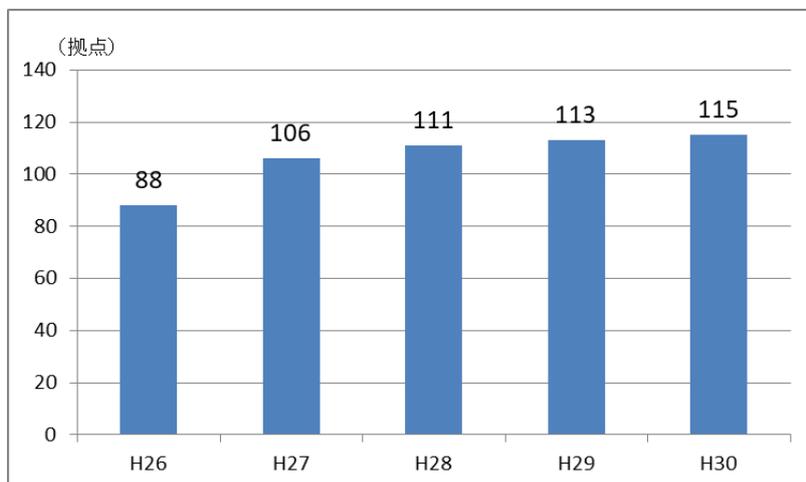
- 少子高齢化や核家族化の進展などにより、地域のつながりの希薄化が進み、お互いに助けあい、支えあう相互扶助の機能が弱まっています。また、単身世帯や高齢者世帯の割合が増加し、地域での見守りや、いざという時の支援の必要性が増しています。
- 新たな社会問題として、様々な要因が複雑に絡みあい、複数の分野にまたがるものや、制度の狭間に陥り、サービスに繋がらないケースが顕在化しています。こうした課題に対応するため、国の「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」を踏まえ、本市においても地域による支えあいと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指しています。
- 本市では、自治会・近隣ケアグループ^{*1}・ボランティアハウス^{*2}などによる地域の見守りや支えあい活動、民生委員・児童委員^{*3}、社会福祉協議会、その他の福祉ボランティア等の多様な担い手による地域福祉活動が活発に行われています。
- 地域における主体的な支えあい活動を推進する上で、身近な場所で活動できる拠点が必要であることから、活動の立ち上げを行う団体への補助金交付や、活動場所となる福祉センター等の適正な維持管理を通して、福祉の拠点づくりを推進しています。
- 高齢化等の進展に伴い判断能力が十分でない認知症の人や障がいのある人に代わり、預貯金通帳や不動産の管理、高齢者施設や介護保険サービスに関する各種手続きや費用の支払い等を行う成年後見制度^{*4}の必要性が増しています。

課 題

- 地域における地域福祉活動を活性化し、かつ持続可能な活動が行われるよう、担い手にとって過度な負担とならない環境づくりが必要です。
- 地域における担い手の高齢化や固定化が見られることから、潜在的な担い手の掘り起こしなど、多様な市民の参画を促す取り組みが求められています。
- 支援を必要とする人に適切な支援が行き届くよう、地域福祉活動を行う様々な担い手が地域の課題や情報を共有し、ともに解決していく体制づくりを強化する必要があります。
- 地域住民や様々な福祉活動団体による地域の拠点づくりが進むよう、支援制度の内容や活動場所となる施設などの情報提供の充実が求められています。また、老朽化が進んでいる福祉センターについては、計画的な改修等を行い、安全・安心な活動ができるよう環境を整えていく必要があります。

- 認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人への財産管理などを行う成年後見制度の利用促進を図るため、制度の広報・啓発の充実や、身近な地域で相談できる体制が必要です。

■ ボランティアハウス等拠点数の推移



目 指 す 姿

- 誰もが住み慣れた地域で安心して快適に暮らすため、お互いを地域の一員として認めあい、ふれあいを深めることで、支援を必要としている人を地域で見守る地域共生社会の実現への仕組みができています。
- 地域の中で、誰もが自分のできる役割を果たしながら、地域の課題解決を図るように努めています。
- 様々な要因で日常生活が困難になった人が、地域の支援と公的サービスの両輪により、自立に向かうことができる仕組みが整っています。
- 地域における福祉活動、ボランティア活動などの拠点となる福祉センター等の利便性の向上が図られています。
- 認知症や障がいなどにより、日常生活の判断能力が十分でない人への支援体制が整っています。

事 業 の 達 成 指 標

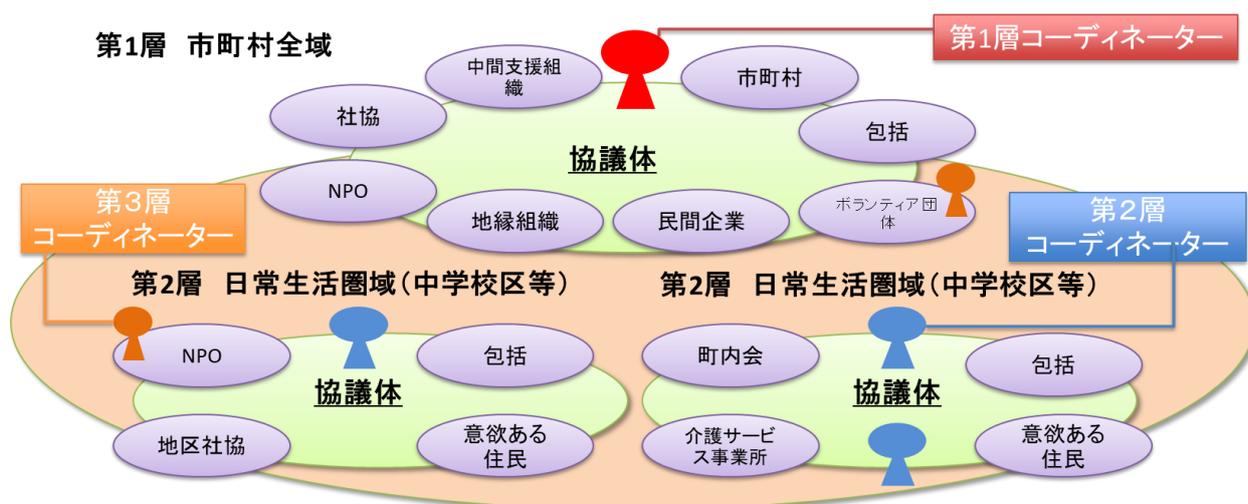
項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
困った時に、隣近所で助けてもらえる人がいると思っている市民の割合	71.5% (H26)	71.9% (H30)	UP
高齢者や障がい者に対して手助けを心がけている市民の割合	77.0% (H26)	77.5% (H30)	UP

地域における福祉活動拠点(ボランティアハウス等)の数(累計)	88 拠点 (H25)	115 拠点 (H30)	126 拠点
--------------------------------	----------------	-----------------	--------

施策の方向性

取り組み	内容
包括的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が身近な地域の生活課題を主体的に把握し、連携して解決に向けた取り組みができる環境を整備します。 ・身近な地域において、生活課題の相談を包括的に受けとめる体制をつくります。 ・地域の多様な生活課題に対し、関係機関と連絡調整を行う支援体制をつくります。
地域福祉の担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉活動の中心的役割を果たす民生委員・児童委員と連携を深め、近隣ケアグループ等、地域のボランティアの担い手育成に努めます。 ・社会福祉協議会、NPO^{※5}、企業等と連携し、ボランティア活動への参加促進を図ります。 ・福祉イベントやボランティア講座等を通じて、福祉意識の啓発・高揚を図り、次代の担い手の発掘・育成に努めます。また、学校と連携し、子どもたちに様々な福祉の体験をする機会を提供し、将来の地域福祉の担い手を育成します。
地域におけるネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で支援を必要とする人を支えるため、地域住民やボランティア、社会福祉協議会、関係機関等と連携し、情報共有、ネットワークづくりを推進します。 ・市が配置している生活支援コーディネーター^{※6}を核とし、協議体^{※7}において、多様な主体間の情報共有、地域づくりにおける意識の共有、合意の形成を推進します。
福祉の拠点づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が行う地域の助けあい、見守り活動の拠点の確保・運営に対して支援を行います。 ・地域におけるボランティア活動、福祉活動などの拠点となっている福祉センター等の適正な維持管理に努めます。
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない人の財産管理やサービスの利用支援などを行うため、成年後見制度の利用促進、普及啓発に努めます。 ・身近な地域において成年後見制度の相談ができる体制をつくります。

協議体イメージ図



出典：厚生労働省「生活支援コーディネーター及び協議体とは」

関連する主な個別計画等

各務原市地域福祉計画（2020～2024）

用語

- ※1 近隣ケアグループ：地域の人たちによる、誰でも無理なくできる「見守り・声かけ活動」などを行うボランティアグループ
- ※2 ボランティアハウス：高齢者や体の不自由な人、子育て中の人などの閉じこもりを防ぎ、楽しく交流することを目的とした、地域の人たちによる活動
- ※3 民生委員・児童委員：厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談に応じ、必要な援助を行う。また、民生委員は児童委員を兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う
- ※4 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議など、自身でこれらのことを行うことが難しい場合に保護し、支援する制度
- ※5 NPO：P4 参照
- ※6 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その構築に向けてコーディネートを行う
- ※7 協議体：市町村が設置主体となり、生活支援コーディネーター、地域住民、生活支援・介護予防サービスの提供者などが参画し、定期的な情報共有及び連携強化を図る場、ネットワーク

(2) 社会保障

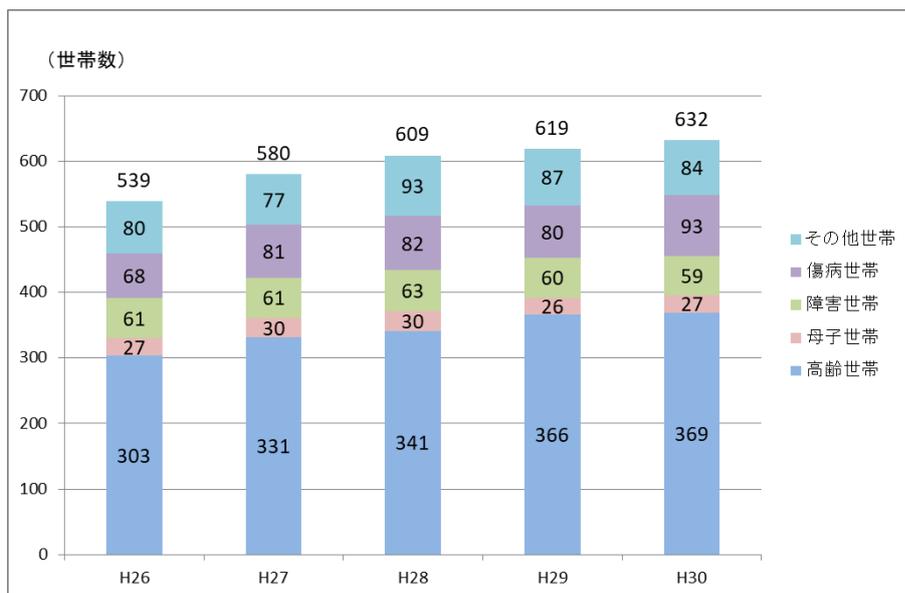
現 状

- 国民健康保険や後期高齢者医療制度における一人当たりの医療費は、高齢化の進展や医療の高度化などにより増加傾向にあります。また、被保険者資格管理の適正化も課題となっています。
- 介護保険事業については、要支援・要介護認定者数が増加し続けており、現行のままでは介護のサービス水準を維持していくことが困難になるとともに、保険料負担の増加が見込まれます。
- 未就労の単身者や資産等のない高齢者世帯の増加などにより、生活困窮者が増えているとともに、生活保護受給者も年々増加する傾向にあります。
- 年金制度に対する不信感や無関心などから、概ね年齢が若い人ほど納付率が低くなっています。

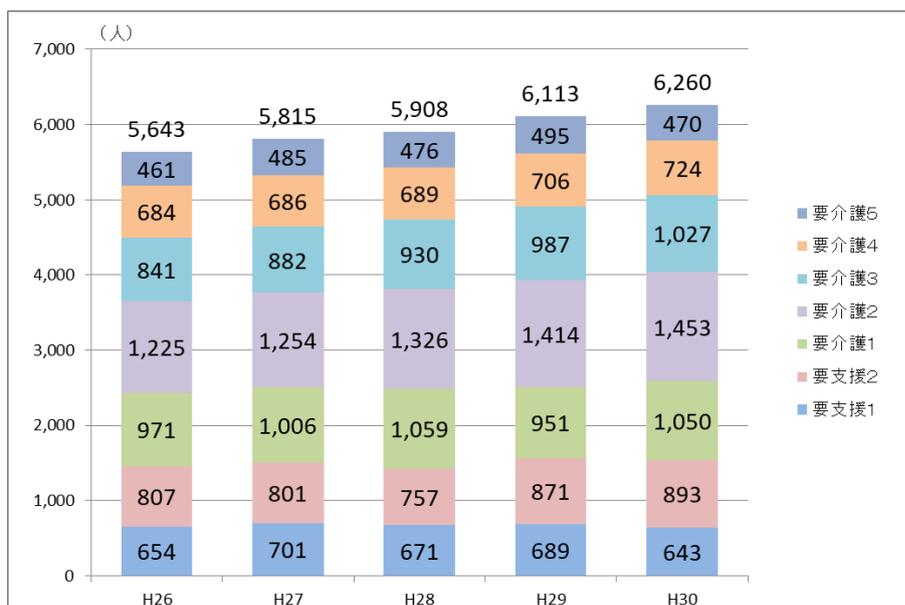
課 題

- 安定的な国民健康保険制度の運営を行うためには、被保険者の適正な資格管理を行うとともに、保険料収納率の維持・向上を図り、保険料財源を確保する必要があります。また、持続可能な制度とするために、適正な医療受診と健康づくりを推進することにより、医療費の抑制に努めていく必要があります。
- 介護保険については介護予防・重度化防止や、医療と介護の連携強化を推進するとともに、適正な保険運営に努める必要があります。
- 就労支援などによる生活保護受給者の自立支援を強化するとともに、生活保護に至る前に生活困窮者に対して自立支援を行うことが必要です。
- 年金制度は、老後だけでなく、いざという時の生活を保障する重要な制度であることから、制度に対する正しい理解を深めるための周知・啓発をしていくことが必要です。

■生活保護世帯数の推移



■介護認定者数の推移



目指す姿

- 必要な時に安心して適正な医療、介護サービスを受けることができます。
- 「最後のセーフティネット^{※1}」である生活保護制度が、適正に実施されています。
- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援制度が適正に実施されています。
- 年金受給権の取得及び受給手続に関する支援が適切に行われています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
国民健康保険料の収納率(年間)	92.6% (H25)	94.3% (H30)	95.0%
就労支援事業 ^{※2} に参加した生活保護受給者の就職率(年間)	50.0% (H25)	85.7% (H30)	100.0%

施策の方向性

取り組み	内容
国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度の適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険の適正な資格管理に努めると同時に、安定した運営を維持するため、保険料収納率の向上を図ります。また、被保険者の状況に応じた適切な納付相談も実施します。 「データヘルス計画」に基づいた保健事業を行うことで、健康管理意識の向上、生活習慣病の重症化予防等を図り、医療費の抑制に努めます。
介護保険制度の適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付を必要とする人を適正に認定し、真に必要なサービスを通り越さず提供できるよう取り組みます。 適切な介護サービスが行われるよう、計画的な介護保険施設の整備に努めます。 介護保険事業計画に基づいた適正な保険料の賦課・徴収に努めるとともに、被保険者の生活状況に応じた適切な納付相談を行います。 介護人材確保に向けた取り組みの推進や、介護事業者に対する研修を充実させることにより、利用者のニーズに応じた介護サービスが提供されるよう努めます。 介護予防事業を推進し、要介護状態や重度化の予防を図ります。
生活困窮者自立支援施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「最後のセーフティネット」である生活保護制度を社会から信頼される制度として適正に運用し、安心できる社会につなげます。 生活保護受給者に対する助言・指導・支援に努めるとともに、就労支援を強化し、早期自立を促進します。 生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、総合支援窓口において、関係機関と連携・協力しながら、日常生活支援や就労支援を行うなどして早期自立を促進します。

国民年金制度に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 年金受給のためのきめ細かな相談を実施するとともに、年金事務所などの関係機関と連携し、無年金者をなくすための年金制度の周知、啓発活動に努めます。
--------------	---

関 連 す る 主 な 個 別 計 画 等

かかみがはら高齢者総合プラン（各務原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（2018～2020）
各務原市国民健康保険データヘルス計画（2018～2023）

用語

- ※1 セーフティネット：経済的困窮者に対して最低限の生活を続けられるようにする生活保護などの社会保障制度
- ※2 就労支援事業：就労意欲・能力が一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、就労を支援する事業

(3) 高齢者福祉

現 状

- 平成31年4月1日(2019年)現在において27.8%まで上昇している本市の高齢化率は、住民基本台帳に基づく人口推計によると、団塊の世代^{*1}が75歳以上となる令和7年(2025年)には28.5%に達すると見込まれています。
- 高齢化の進展に伴い、後期高齢者の割合は増加しており、今後もその傾向は続く見込みです。年齢が高くなるにつれて要支援・要介護認定率や介護度も上昇するため、介護を必要とする高齢者数も増加する見込みです。同時に、認知症の人の増加も予測されますが、本人だけでなくその介護者の高齢化も進んでいます。
- 高齢者になっても、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

課 題

- いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるよう、地域における医療・介護の関係機関などが連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。
- 高齢期を迎えてもいきいきと生活していくためには、積極的に生きがいを進めていくことが重要です。高齢者が楽しく学び、心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習、文化芸術、スポーツ活動などに参加する機会が求められています。
- 超高齢社会においては、高齢者は福祉やサービスの受け手としてだけでなく、担い手としての役割も期待されており、高齢者がボランティア活動等に積極的に参加できるようにするための啓発や仕組みづくりなどが必要となっています。あわせて、それぞれが持つ知識・経験を活かした就労や地域貢献などを行うことができるよう、機会の創出を図ることが重要です。
- 高齢者人口の増加や社会情勢の変化に伴い、高齢者の価値観や考え方、ライフスタイルは一層多様化することが考えられます。これからの高齢者施策は、こうした変化に対応するものでなければなりません。また、高齢者の身近な総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化も図る必要があります。

目指す姿

- 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に自立した生活を継続するため、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムが整備されています。
- 老人福祉センターなど高齢者福祉施設が適正に維持管理されているとともに、介護保険施設の充実が図られています。
- 高齢者が自らの知識や経験を活かし、様々な場で活躍しています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
老後も安心して暮らせると思う市民の割合	27.6% (H26)	30.8% (H30)	UP
高齢者にとって、知識や経験を活かせる場があると思う市民の割合	25.4% (H26)	26.8% (H30)	UP
かかみがはら安心ねっとわーくの加盟事業所数(累計)	63 事業所 (H25)	386 事業所 (H30)	415 事業所
高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合	14.3% (H26)	14.9% (H30)	17.9%以下

施策の方向性

取り組み	内容
地域包括ケア体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの推進に努めます。 ・支援を必要とする高齢者とその家族を、地域全体で支える仕組みづくりに向けて、関係機関と連携し、協力体制づくりを行います。
認知症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。 ・各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員^{※2}により、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を促進するとともに、認知症の人やその家族等への相談支援を充実します。 ・認知症の人の意見や思いを聴く体制づくりに努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な専門職による認知症初期集中支援チーム^{※3}により、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を充実します。 ・行政と地域住民、事業者が連携して、高齢者の見守りや、行方不明者の早期発見のためのネットワークの拡充に努めます。
高齢者の生きがいがづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康づくりと介護予防の取り組みを促進するシニアクラブなどの団体活動を支援します。 ・高齢者趣味のクラブ^{※4}などの活動を支援し、交流や活動の場の提供に努め、高齢者の生きがいがづくりの機会の充実を図ります。 ・高齢者の生きがいがづくりの拠点施設として、老人福祉センターの適正な維持管理に努めます。
高齢者の社会参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・働く意欲のある高齢者が、これまで培った知識・経験を活かして就労できるようシルバー人材センターの活動を支援します。 ・元気な高齢者が、地域の中で支援を必要としている高齢者の見守りや支援を行うための仕組みづくりに努めます。
相談・支援体制、サービス情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの機能強化を図るため、適切な人員体制の確保に努め、業務改善等を実施し、効率的かつ効果的な運営を推進します。

関連する主な個別計画等

かかみがはら高齢者総合プラン（各務原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（2018～2020）

用語

- ※1 団塊の世代：P15 参照
- ※2 認知症地域支援推進員：地域の医療機関、介護サービス事業所などの支援機関をつなぐ連携支援及び認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う
- ※3 認知症初期集中支援チーム：複数の専門職が家族の訴え等により認知症の疑いのある人や認知症の人、又はその家族を訪問し、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム
- ※4 高齢者趣味のクラブ：詩吟・歌謡・囲碁・俳句など、共通の趣味を持つ60歳以上の人で結成される集まり

(4) 障がい児者福祉

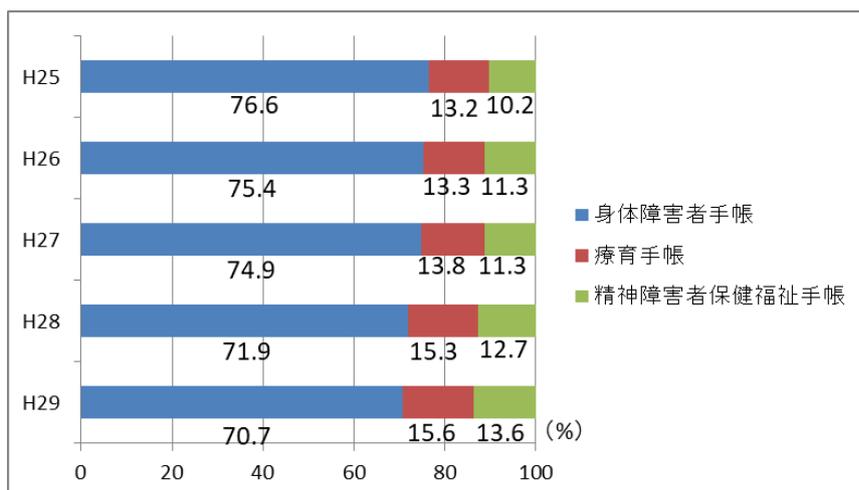
現 状

- 障がいのある人が地域で生活するためには、医療や保育・教育、就労、生活支援、防災などの多方面にわたる生活基盤の充実が求められることから、様々な関係機関との連携に努め、地域の実情に応じた体制の整備等について協議し、施策に反映しています。
- 近年、障がい者に関連する法律の制定や制度の改正がされるなど、障がいのある人を取り巻く環境や障がいサービスの体系などが大きく変化しています。また、障がいの有無に関係なく人格と個性を尊重しあう共生社会への実現が一層求められています。
- 本市においては、障がい者虐待防止センター^{※1}や障がい者差別解消支援地域協議会^{※2}を設置するなど、障がいのある人への虐待防止と、障がいを理由とする差別解消の推進に取り組むとともに、関係機関と連携した障がいサービスの情報提供や相談体制の充実を図っています。
- 障がいのある人の重度化・高齢化や知的・精神障がいのある人の増加により、障がいサービスの利用者も増加傾向にあり、障がいサービスに対するニーズも多様化しています。また、相談内容が複雑化し、対応が困難な事例も増加していることから、高度で専門的な相談支援業務を行う基幹相談支援センター「すまいる」^{※3}を開設し、地域の中核的な役割を担っています。

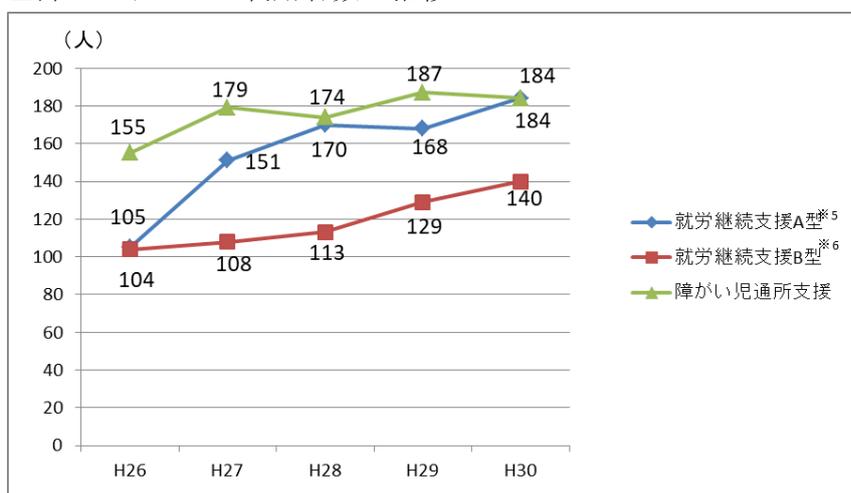
課 題

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における住まいや日中活動の場の確保、在宅サービスの拡充、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進及び障がい種別や程度に配慮した障がいサービスの充実を図る必要があります。
- 障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、自立した生活への支援や緊急時の受入・対応を行う地域生活支援拠点を整備する必要があります。
- 障がいのある人が地域社会の一員として積極的に参加・貢献できるよう、共生社会の実現に向け、障がいや障がいのある人への理解を促進するとともに、障がいのある人への合理的配慮^{※4}の観点を踏まえた施策の推進が求められています。
- 未熟児医療の進歩や低体重出生の増加、診断基準の変化などにより、障がいのある子どもが増加しています。障がいサービスを提供する事業所は増えているものの、サービス提供体制のさらなる充実が求められています。
- 障がいサービスを利用する人のニーズに合ったサービスを提供するとともに、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の体制支援を行う必要があります。

■ 障害者手帳所持者の割合の推移



■ 障がいサービス利用者数の推移



目指す姿

- 障がいのある人が自立して自分らしく生活するための就労環境が充実し、社会全体で支える仕組みができています。
- 障がいの有無に関係なく社会参加が可能となるよう、公共的な施設が整備されているとともに、外出に対する支援やコミュニケーションに対する支援が充実しています。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすための障がいサービス、相談・支援体制が充実しています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
公共的な施設が障がい者でも使いやすい施設となっていると思う市民の割合	28.6% (H26)	29.8% (H30)	UP
障がい児者相談窓口の満足度	80.4% (H26)	90.9% (H30)	UP
就労継続支援A型事業の利用者数(年間)	105人 (H25)	184人 (H30)	226人
市内障がい児者短期入所受入施設数(累計)	2施設 (H26)	5施設 (H30)	6施設

施策の方向性

取り組み	内容
障がい児者自立支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で自立した生活を送ることができるよう、日常生活上の支援や生活機能向上のための障がいサービスの充実を図ります。 ・障がいを理由とする差別の解消及び障がい者虐待の防止に努めます。 ・障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを整えます。
障がい児者の社会参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種障がい者団体の自主的活動を支援するとともに、市民に対して、障がいや障がいのある人への理解促進と共生社会の実現に向けた意識啓発に努めます。 ・企業等に対して障がい者雇用の理解と協力を求めるとともに、就労支援コーディネーター^{*7}を配置して、一人ひとりの状況に応じた適切な就労支援を行います。 ・市内の就労継続支援事業所の適正かつ安定的な運営を支援し、障がいのある人が安心して働ける場の確保に努めます。 ・障がいのある人の地域社会との交流や生きがいがいづくりの支援、外出支援などを通して社会参加しやすい環境づくりに努めます。 ・障がいのある人の目線に立った公共的な施設のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい施設の整備を目指します。
障がい児者施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家族による介護負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援などの在宅生活支援サービスの拡充を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じた障がいサービスの供給体制の確保が図れるよう、必要な社会福祉施設などの整備に対して支援を行います。 ・障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、グループホームの整備に対して支援を行います。
発達支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達が緩やかな子どもや保護者に適切な支援を行い、必要な療育につなげるため、保育所・幼稚園、療育機関、保健・医療機関等と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない早期療育支援体制の充実に努めます。 ・福祉の里の児童発達支援センターを核として、行政、保健・医療機関等と連携し、障がいのある子どもや保護者への支援体制の強化を図るとともに、児童発達支援事業所等の人材育成を支援します。
相談・支援体制、サービス情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域と協働しライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。 ・基幹相談支援センターを核として、行政、保健・医療機関、相談支援事業所等と連携し、障がいのある人への支援体制の強化を図るとともに、相談支援事業所等の人材育成に努めます。 ・障がいのある人が個々のニーズに応じた障がいサービスを利用できるよう、情報の提供を適切に行います。

関連する主な個別計画等

各務原市障がい者スマイルプラン

(各務原市障がい者計画 (2015～2020)・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 (2018～2020))

用語

- ※1 障がい者虐待防止センター：障がいのある人への虐待の通報や相談を受けて、事実確認や安全確保を行い、関係機関と共に対応方法を協議し解決に向けた支援を行う機関
- ※2 障がい者差別解消支援地域協議会：地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワーク
- ※3 基幹相談支援センター「すまいる」：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいに関する総合相談や、地域内の相談支援事業者間の連絡調整や連携を行う機関
- ※4 合理的配慮：障がいのある人が教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮

- ※5 就労継続支援A型事業：企業等に就労することが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う福祉サービス
- ※6 就労継続支援B型事業：企業等に就労することが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難な障がいのある人に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のための必要な訓練を行う福祉サービス
- ※7 就労支援コーディネーター：就労への手続、事業所との連絡のとり方、通勤の方法、職場での悩みなど、障がいのある人に寄り添って就労に向けての支援、調整を行う者

(注)「障害」「障がい」：固有名詞・法令等で使用する場合は「障害」、用語で使用する場合は「障がい」と記載する

(5) 子ども福祉

現 状

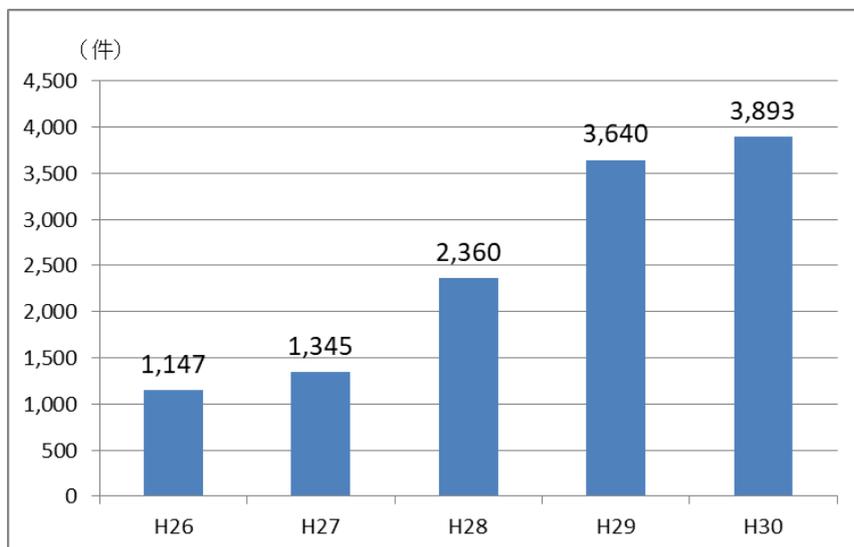
- 少子高齢化や核家族化の進展などにより、地域のつながりの希薄化が進み、子育てに不安や孤立感を覚える人が増えています。また、近年では、子どもの貧困が社会的な問題としてクローズアップされています。
- 本市においては、「子どものみらい応援プラン」を策定し、“すべての子どもと親が幸せを実感できるまち～子どもと家族の笑顔を地域全体で育むために～”を基本理念に、地域ボランティアとの交流促進や親の育児力向上のための取り組みを推進していますが、地域ボランティアの高齢化、固定化が見られます。
- 女性就業率の増加や就労形態の多様化などにより、保育ニーズが年々高まっています。保育所や認定こども園^{※1}においては、計画的に受入定員の確保を図っています。
- 放課後児童クラブ^{※2}では、受入対象児童を小学6年生まで拡大するとともに、春休み、冬休みのみの受入れを開始するなど、子育てと就労の両立を支援するための体制づくりに努めています。
- 養育、発達、虐待、学校生活など、子育てに関する相談は年々増加しており、相談内容も多様化、複雑化しています。このため、家庭児童相談室の体制強化や、母子健康包括支援センター「クローバー」^{※3}、教育センター「すてっぷ」^{※4}の開設などにより相談窓口を充実するとともに、関係機関の連携強化に努めています。

課 題

- 安心して子どもを生み、育てることができる環境を整えるために、家庭・地域・行政が一体となって取り組んでいく必要があります。地域ぐるみの子育て支援体制を推進する上で、地域の多様な人材の活躍が期待されており、新たな人材の発掘、育成が求められています。
- 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、家庭・地域・行政が各々の役割と責任を果たしながら連携する支援体制づくりが必要となっています。
- 保育ニーズの高まりから、特に3歳未満児については保育所等への入所者数が今後も増加していくことが推測されます。保護者のニーズに応じて保育所等の利用ができるよう、保育の受け皿確保策を講じるとともに、多様な保育サービスの提供体制について検討していくことが求められています。また、子どもが家庭において健やかに育つよう、親の育児力を高める取り組みを行うことが重要となっています。

- 平成28年の児童福祉法等の改正や全国的な児童虐待件数の増加をうけ、子ども及び妊産婦の福祉に関し、市町村の支援体制強化が求められています。地域全体で切れ目のない包括的な支援を行っていくことが必要です。

■家庭児童相談延べ件数の推移



目指す姿

- 家庭・地域・行政が一体となって、子ども及び子育て家庭を支える仕組みを構築し、安心して子どもを生み、育てる環境としての社会的支援や経済的支援が充実しています。
- 保護者の育児力が向上し、子育ての楽しさが高まっています。
- 子育てと仕事の両立支援のための環境が整備されています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
子育てしやすい環境が整っていると感じている市民の割合	41.6% (H26)	42.8% (H30)	UP
子育てについて相談する人や場所があると思っている市民の割合	60.7% (H26)	59.3% (H30)	UP
子育てボランティア登録者数(年間)	269人 (H25)	355人 (H28~30の平均)	370人
育児に関する研修会参加者数(年間)	593人 (H25)	629人 (H28~30の平均)	660人

施策の方向性

取り組み	内容
地域ぐるみの子育て支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども館や保育所、認定こども園、幼稚園を拠点とした子育て世代と地域住民が集える場の提供に努めます。 ・地域が運営する親子サロンや子育てサークルなどを支援することで、より安心な子育て環境の整備と地域のつながりづくりを推進します。 ・子育て中の親同士が交流する場を提供し、子育てに対する不安軽減や地域からの孤立解消に努めます。 ・地域の育児ボランティアの発掘、育成に努め、子育て応援体制の強化を図ります。
子育てを学ぶ場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども館を中心として、育児の楽しさを実感でき、子育ての基礎知識を学ぶことができる機会の提供に努めます。 ・乳幼児健診や子育て講演会、各種講座を通して、子育てに関する正しい知識・情報の提供に努めます。
社会的配慮を必要とする家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な困難を抱える家庭やひとり親家庭等の生活の安定と自立促進及び子どもの健やかな成長のため、子育て支援、就労支援、相談体制の充実など総合的な自立支援を図ります。 ・配慮を必要とする家庭の子どもの健やかな成長を促す環境の整備や、地域の交流拠点づくりを進める団体等への支援と連携を図ります。
乳幼児保育・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育ての両立を支援するため、市内の保育ニーズに基づき、適切な保育の「量」を確保するとともに、多様な保育サービスの提供に努めます。 ・子どもたちに良質な保育・幼児教育を保障するため、保護者に対し保育等にかかる費用を適正に給付し、経済的負担の軽減を図るとともに、保育・幼児教育施設の「質」の確保に努めます。 ・就学前から学校教育へのスムーズな移行を図るため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校の連携強化に努めます。 ・快適で安全な保育環境を提供するため、保育施設の計画的な整備・改修を実施します。
児童健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブにおいて、適切な遊びや生活の場を提供して子どもの健全育成に努めます。 ・小学校の放課後を活用し、地域の大人と子どもたちがふれあう交流活動の場をつくります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊びの力を引き出し、自分で創意工夫できる子どもの育成に努めます。
相談・支援体制、サービス情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子どもを生み、育てることができるよう、相談窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、切れ目のない包括的な支援体制の充実に努めます。 ・要保護児童^{※5}、要支援児童^{※6}、特定妊婦^{※7}の福祉に関し、実情の把握に努め、必要な情報提供及び適切な支援につなげます。 ・支援を要する人に必要な情報が行き届くよう各相談窓口の広報・啓発に努めます。

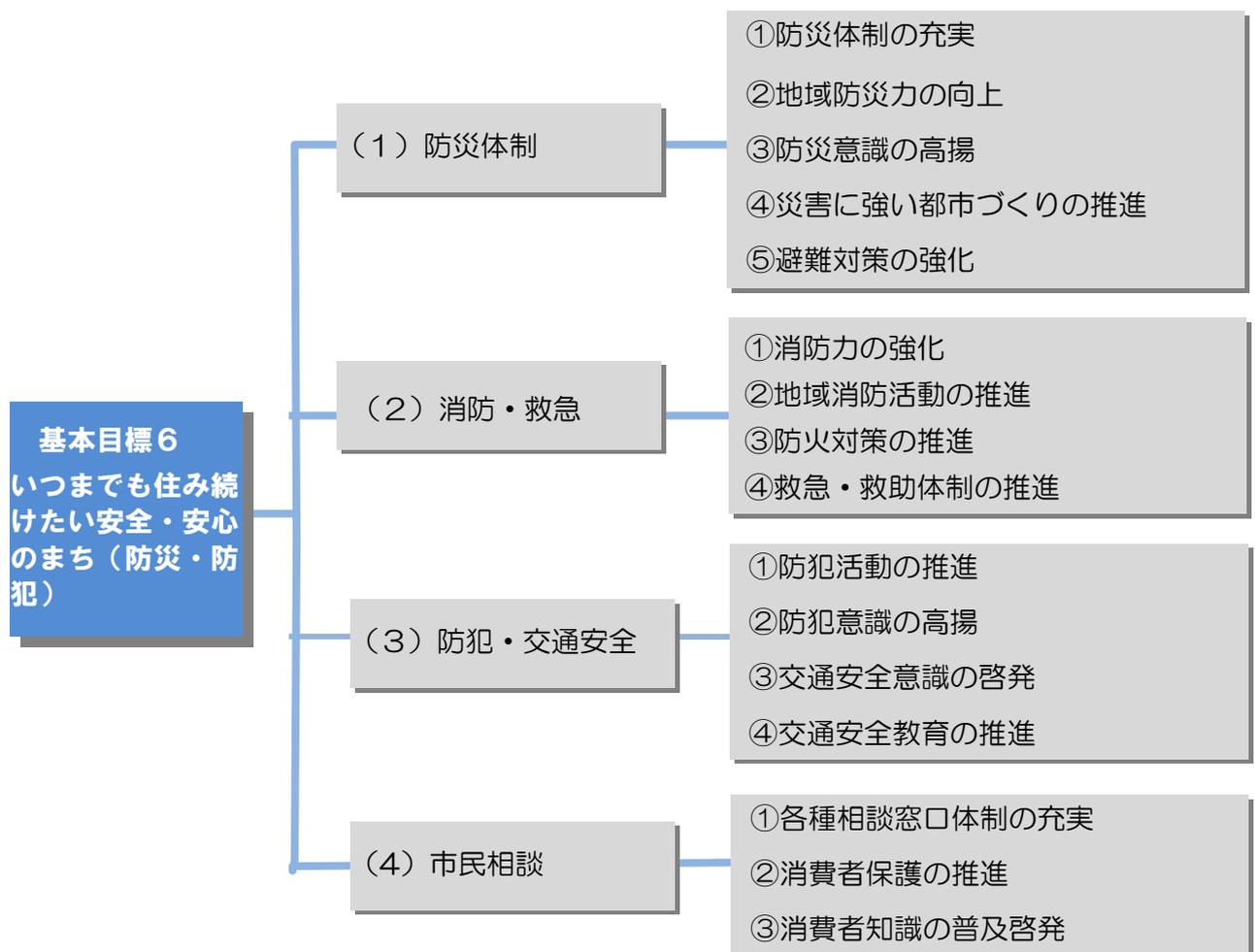
関連する主な個別計画等

子どものみらい応援プラン（各務原市子ども・子育て支援事業計画）（2020～2024）

用語

- ※1 認定こども園：就学前の子どもに幼児教育・保育を提供するとともに、地域における子育て支援を行うもので、県知事から認可・認定を受けたもの
- ※2 放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの
- ※3 母子健康包括支援センター「クローバー」：P44 参照
- ※4 教育センター「すてっぷ」：P15 参照
- ※5 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ※6 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。）
- ※7 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

基本目標 6 いつまでも住み続けたい安全・安心のまち（防災・防犯）



(1) 防災体制

現 状

- 甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震^{※1}の発生確率が高まる中、熊本地震や、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震などの大規模な地震において、家屋やブロック塀の倒壊により多くの犠牲者が発生しています。また、局地的豪雨など異常気象による自然災害が全国で頻発しており、山地や木曾川、境川、新境川、大安寺川など多くの河川を擁する本市でも、台風や局地的豪雨などにより、土砂災害や浸水害の被害を受けるおそれがあります。
- 大規模な地震や、異常気象による自然災害が全国で頻発する中、市町村における防災対策の重要性が再認識されるとともに、「自らの命は自らが守る」あるいは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の力を向上することがますます重要となっています。
- 市では、住宅の耐震化やブロック塀の撤去について支援を行い、また、治山・治水に取り組むなどハード面の対策を実施するとともに、自主防災組織^{※2}が中心となって行う防災訓練の促進や防災リーダー^{※3}の育成など、市民及び地域の防災力を強化するためのソフト面の取り組みについても実施しています。また、災害時の市の対応指針である「地域防災計画^{※4}」について、近年の災害における教訓や社会情勢の変化などを踏まえ、見直しを行ってきました。

課 題

- 起こりうる災害に備えて、備蓄の拡充や、災害対応の拠点となる市役所新庁舎の建設などのハード整備、「地域防災計画」の見直しを踏まえたソフト対策や、「各務原市業務継続計画^{※5}」に基づく対策の実施など、市の防災体制のさらなる強化が必要です。
- 市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、継続して啓発に努めるとともに、防災訓練の実施や自主防災活動の推進、防災リーダーの育成などを実施し、地域防災力を向上する必要があります。
- 家屋等の倒壊による被害を未然に防止するため、引き続き建物の耐震診断や耐震補強、ブロック塀等の安全対策について、啓発・支援を行うことが必要です。また、人口減少などの影響により今後さらなる空家の増加が懸念される中、管理不全の空家等が、防災や衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないようにするなど、災害に強い都市づくりを図っていく必要があります。
- 近年頻発している豪雨災害においては、住民の適切な避難行動による被害の防止が全国的な課題となっており、本市においても、避難対策の強化を図っていく必要があります。

■南海トラフ巨大地震発生時の想定被害状況

予測震度	建物被害			火災 (焼失棟数)	死者	負傷者	避難者
6弱		全壊	半壊	19棟	40人	917人	14,487人
	揺れ	661棟	4,365棟				
	液状化	2,347棟	3,578棟				
				※冬の午後6時発生	※冬の午前5時発生	※冬の午前5時発生	

出典：岐阜県「東海・東南海・南海地震等被害想定調査（平成25年2月）」

目指す姿

- 起こりうる災害に対して、自助・共助・公助それぞれについての災害対応力を高め、互いに連携することで、被害を最小限に抑えられる災害に強いまちになっています。
- 各家庭、地域での防災意識が高まり、市民の災害に対する備えができています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
災害用備蓄品を準備している世帯の割合	57.2% (H26)	60.4% (H30)	UP
災害時の一次避難所 ^{*6} を知っている市民の割合	90.0% (H26)	90.1% (H30)	UP
防災リーダー育成数(累計)	46人 (H25)	95人 (H30)	150人
木造住宅耐震診断件数(累計)	858棟 (H25)	1,365棟 (H30)	1,965棟

施策の方向性

取り組み	内容
防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な非常用物資などの配備を拡充するとともに、新たな防災備蓄倉庫の整備やマンホールトイレなどの資機材の配備に取り組み、防災拠点のさらなる充実を図ります。 ・災害対策の拠点となる市役所本庁舎について、建て替えにより耐震性を確保し、また、新たな設備の導入等により災害対策本部機能の強化を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP（業務継続計画）に基づき必要な対策の実施に努めます。 ・災害発生時における初動、救助、復旧体制の確立及び生活物資を確保、供給するため、関係団体や事業者との連携を強化します。
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が起きた際、地域防災の初動活動が迅速、的確に行えるよう、自主防災組織の活動の推進を支援するとともに、防災リーダーとなる人材の育成や防災リーダーが地域で活動しやすい環境づくりに努めます。 ・避難行動要支援者^{※7}の把握に努め、避難行動要支援者名簿の適正な管理を行うとともに、自治会や民生委員等との情報共有や避難を支援する体制づくりに努めます。
防災意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する知識の向上を図るため、出前講座や広報紙、小学生を対象にした防災教育などを通じて、あらゆる世代に向け、災害に対する普段からの心構えや減災対策の普及、啓発に努めます。 ・実際の災害を想定した実践的な総合防災訓練や地域防災訓練の実施により、市民、防災関係機関、行政の連携体制を確立するとともに、防災意識の高揚と防災対応力の向上を図ります。 ・企業における災害時の対応力向上を図るため、商工会議所などと連携し、BCP（事業継続計画）策定の啓発に努めます。
災害に強い都市づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による被害を軽減するため、市内建物の耐震化や、危険なブロック塀の撤去について支援を行います。 ・管理不全の空家等の発生を未然に防止するため、所有者への適正な管理等についての啓発に努めます。 ・自然環境の保全に配慮しながら、治山、治水事業を促進します。
避難対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域^{※8}、土砂災害（特別）警戒区域^{※9}等の見直しに伴い、ハザードマップを適宜更新し、住民に周知します。 ・風水害時の避難のあり方について、新たなガイドライン等を踏まえ、避難勧告発令マニュアル等の見直しを行います。 ・災害が発生する危険がある地域の住民に対して、地域ごとの災害リスク、とるべき避難行動等を周知するとともに、各地域における自助・共助の取り組みを促進します。 ・要配慮者利用施設^{※10}における避難確保計画^{※11}の作成や訓練が着実に進められるよう促します。

関連する主な個別計画等

- 各務原市地域防災計画（定めなし）
- 各務原市国民保護計画（定めなし）
- 各務原市水防計画（定めなし）
- 各務原市業務継続計画（定めなし）
- 各務原市耐震改修促進計画（2007～2020）
- 各務原市空家等対策計画（2018～2020）

用語

- ※1 南海トラフ巨大地震：日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」と呼ばれるプレートの境界付近を震源として発生が危惧されている巨大地震
- ※2 自主防災組織：「共助」の精神に基づき、主に自治会を基礎単位として結成された、災害による地域の被害を予防・軽減するための活動を行う組織
- ※3 防災リーダー：防災に対する正しい知識や技術を取得し、地域の防災活動に主体的・継続的に取り組むことが期待される人材
- ※4 地域防災計画：災害対策基本法に基づき、各自治体が防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画
- ※5 BCP（業務継続計画・事業継続計画）：「Business Continuity Plan」の略。大災害などによって、通常業務の遂行が困難になる事態が発生した際に、自治体や企業において、業務、事業の継続や復旧を速やかに遂行するために策定される計画
- ※6 一次避難所：原則小学校区ごとに1箇所ずつ指定されている避難所で、防災備蓄倉庫が設置してあり、災害時には現地連絡所が開設される
- ※7 避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
- ※8 浸水想定区域：想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、河川管理者が指定する
- ※9 土砂災害（特別）警戒区域：土砂災害により（建築物に損壊が生じ）、住民等の生命又は身体に（著しい）危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、都道府県が指定する
- ※10 要配慮者利用施設：浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、市町村地域防災計画において定められた施設
- ※11 避難確保計画：水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画

(2) 消防・救急

現 状

- 高気密高断熱化などの住宅構造の変化により、火災などの災害は複雑・多様化する傾向にあります。また、近い将来の発生が予測されている南海トラフ巨大地震^{※1}や異常気象による自然災害の頻発など、大規模な災害への懸念が高まっています。
- 本市では、消防・救急車両の更新や高機能消防指令センターの部分更新など、災害に対応するためのハード整備、消防職員の人材育成などに着実に取り組んできました。
- 災害時における地域消防力が重要視される中、本市では消防団の新たな取り組みとして、大学生によって構成され、消防団の啓発活動など特定の活動に従事する「機能別消防団員」を位置付けるなど、様々な世代に向けた消防に対する意識の高揚に努めています。
- 全国的には火災件数は減少傾向にありますが、建物火災の死者のうち住宅火災の死者は8割を超え、そのうち約7割が高齢者です。市内の火災発生件数は、近年40～50件/年で推移しており、年間火災件数の約6割が建物火災となっています。
- 高齢化の影響などにより、救急出動が増加傾向にある中、本市では救急救命士^{※2}の養成や処置範囲の拡大等の高度な救命技術の習得に努めています。
- 緊急時における救命の可能性を少しでも高めるため、市内の公共施設へAED^{※3}を設置しました。また、市民がAEDを適切に使用することができるよう、救命講習を実施しています。
- 全国的な課題として、緊急度が低いにも関わらず救急車を利用する件数が増加傾向にあるといわれており、本来、救急車を必要とする緊急度の高い患者の搬送に支障をきたすケースが発生しています。

課 題

- 複雑・多様化する災害や各種自然災害に適切に対応できるよう、消防水利^{※4}や資機材等の整備、消防技術の向上に引き続き取り組み、消防力の強化を図っていく必要があります。
- 少子高齢化の進展等社会情勢が変化する中、地域消防の担い手である消防団員等を確保することや、地域消防活動への市民の理解や協力を深めていく必要があります。
- 高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加する中、火災予防に対する意識の向上を図るとともに、住宅用火災警報器の設置・維持管理など住宅火災の被害を抑制するための対策を推進する必要があります。また、多くの市民が利用する飲食店や小売店等の事業所に対しても、防火管理の徹底を図っていく必要があります。

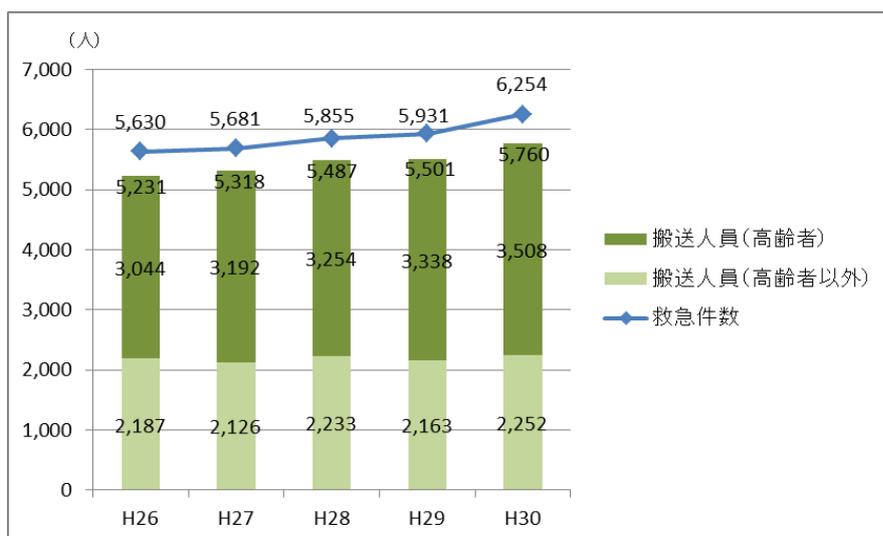
- 救急体制の強化を図るため、高度な救命技術を持つ救急救命士の養成を継続していく必要があります。
- 一刻を争う事態に適切に対処し、救える命を市民の手で救えるよう、引き続き、市民に対して応急手当の知識と技術の普及を進めていく必要があります。
- 救急車の適正利用についての広報活動を継続して行っていく必要があります。

■火災・救急・救助出動件数の推移 (件)

	H26	H27	H28	H29	H30
火災件数	45	40	47	43	44
救急件数	5,630	5,681	5,855	5,931	6,254
救助件数	87	69	82	94	111

出典：救急指令課「消防年報」

■救急出動件数の推移と搬送人員に占める高齢者数の推移



出典：救急指令課「消防年報」

目指す姿

- 消防施設等の充実や効率的な運用、消防技術の向上などによって消防力が強化され、各種災害に迅速かつ適切に対応できています。
- 消防団等が、火災出動のみならず、日ごろの防災広報活動や大規模災害時等、様々な場面で活躍しています。
- 家庭での火災予防対策が適切に行われています。また、市民が利用する建物で防火管理が徹底されています。
- 高度な救命技術をすべての救急救命士が習得し、救命活動が行われています。
- 多くの市民が応急手当に関する知識と技術を習得しています。
- 救急車の適正利用について市民が意識しています。

事業の達成指標

項目名	参考値（前期基本計画策定時）	基準値（後期基本計画策定時）	目標値（後期基本計画終了時）
火災予防を心がけている市民の割合	87.7% (H26)	86.5% (H30)	UP
住宅用火災警報器条例適合率	63.1% (H26)	73.0% (H30)	80.0%
救急救命士搭乗率（年間）	89.7% (H25)	99.9% (H30)	100%
救命講習受講者数（5年間の合計）	31,214人 (H21～25の合計)	41,349人 (H26～30の合計)	40,000人維持 (H32～36の合計)

施策の方向性

取り組み	内容
消防力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防の任務を迅速・効率的に遂行できるよう、消防車両や消防水利、資機材の整備を進めます。 ・任務を効果的に遂行するため、関係機関との連携強化及び消防職員の知識と技術の向上を図ります。
地域消防活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域消防力の担い手である消防団員等の確保に努めるとともに、消防団員等の知識と技術の向上、消防団施設や車両・装備などの充実により、地域消防力の強化を図ります。

防火対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅火災による被害を低減させるため、住宅用火災警報器の設置促進や住宅防火対策などの普及啓発に努めます。 ・防火対象物^{※5}の立入検査を通じて、消防法令違反の是正指導及び違反処理を実施します。
救急・救助体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・救急体制を強化するため、すべての救急救命士が高度な救命技術を習得できるよう、計画的な養成を行います。 ・複雑化する各種災害に対応するため、救急・救助車両や資機材の整備を進めます。 ・市民の誰もが応急手当ができるよう、知識と技術の普及を図るとともに、救急車の適正利用について啓発に努めます。

用語

- ※1 南海トラフ巨大地震：P73 参照
- ※2 救急救命士：病院などに傷病者を搬送するまでの間に、医師の指示のもとで、救急救命処置を行うことのできる資格を持った人のこと
- ※3 AED：「Automated External Defibrillator」の頭文字をとったもの。自動体外式除細動器。心停止状態になった時に、電気ショックを与えて正常な働きに戻す医療機器のこと
- ※4 消防水利：消防活動を行う際に使用する水利施設のことで、消火栓、防火水槽、河川や学校のプールなどのこと
- ※5 防火対象物：店舗、学校、病院、工場、事業場、共同住宅等、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物等で、政令で定めるもの

(3) 防犯・交通安全

現 状

- 少子高齢化や地域のつながりの希薄化などに伴い、地域の犯罪抑止機能や社会的な規範意識の低下が懸念されています。また、犯罪手口が巧妙化され、誰もが犯罪に巻き込まれる可能性が高くなっています。
- 市内の刑法犯の認知件数は、全体の約7割以上を占める窃盗犯の認知件数が減少傾向にあることなどから、過去5年間で大幅に減少しています。
- 本市では、地域において自主的に活動する防犯団体を支援するとともに、警察や関係団体と連携して防犯意識の高揚を図るなど、安全・安心なまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。
- 市内には、国道21号や県道江南関線などの幹線道路があり、多くの交通量があります。交通事故件数については、物損事故件数は若干増えていますが、人身事故件数、死者数、負傷者数については減少傾向にあります。
- 本市では、警察や関係団体と連携して、地域ぐるみで交通安全意識の啓発や交通安全教育に取り組んでおり、子どもや高齢者、歩行者や自転車の交通事故被害件数は、いずれも減少傾向にあります。その一方で、自転車側が加害者となる事故や高齢運転者による自動車事故が全国的にも問題となっています。

課 題

- 地域のつながりの希薄化が進む中であっても、地域での防犯活動を支援し、犯罪抑止機能を維持する必要があります。また、地域の安全を守るためには、警察、地域住民、行政や関係団体がそれぞれの役割を担い、連携しながら防犯活動に取り組むことが重要です。
- 犯罪被害者等の被害の軽減と回復を図るとともに、権利や利益の保護に努める必要があります。
- 市民一人ひとりが防犯に関する知識を習得し、意識向上が図られるよう、機会を捉えて継続的に啓発していく必要があります。
- 交通事故の多くは、交通ルールやマナーの無視などモラルの低下に起因することから、交通安全意識についての啓発や、子どもや高齢者を中心にさらなる交通安全教育を行っていく必要があります。

■ 刑法犯の認知件数の推移

(件)

	H26	H27	H28	H29	H30
総数	1,780	1,702	1,349	1,351	1,124
凶悪犯	15	7	4	1	4
粗暴犯	83	89	76	60	49
窃盗犯	1,284	1,269	944	979	797
知能犯	76	70	85	62	84
風俗犯	43	14	10	14	3
その他	279	253	230	235	187

出典：各務原警察署「刑法犯罪種別認知・検挙状況」

■ 交通事故発生状況の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
総数(件)	5,704	5,546	5,645	5,720	5,507
人身交通事故件数(件)	726	626	583	450	336
物損交通事故件数(件)	4,978	4,920	5,062	5,270	5,171
死者数(人)	3	5	7	4	4
負傷者数(人)	968	848	770	584	449

出典：各務原警察署「交通事故発生状況」

目 指 す 姿

○市民の防犯意識が高く、地域ぐるみで防犯パトロールなどの自主的な防犯活動や対策がとられています。

○交通ルールが守られており、交通事故のない安全な環境が整っています。

事 業 の 達 成 指 標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
交通マナーが良いまちだと感じる市民の割合	42.1% (H26)	41.2% (H30)	UP
治安が良いまちだと感じる市民の割合	61.0% (H26)	65.6% (H30)	UP
犯罪認知件数(年間)	2,039件 (H25)	1,124件 (H30)	1,012件以下

人身交通事故発生件数（年間）	850 件 (H25)	336 件 (H30)	302 件以下
----------------	----------------	----------------	---------

施策の方向性

取り組み	内容
防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 警察や防犯協会連合会などの関係団体、地域住民との連携を強化し、地域での防犯活動を推進します。 地域の防犯活動団体へ装備品を配付するなど、自主的な防犯活動の支援を行います。 犯罪被害者が再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、関係機関と連携、協力しながら支援を行います。
防犯意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりが犯罪に対する危機感を持ち、未然に被害を回避できるよう、警察等と連携して、防犯対策の啓発や防犯に関する情報の提供に努めます。
交通安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故のない社会の実現を目指し、警察や関係団体などと連携した交通安全運動^{※1}を展開することで交通安全意識の向上に努めます。
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 交通ルールの周知やマナーの向上を図るとともに、交通事故防止のため、子どもや高齢者を中心に交通安全教室や出前講座を行います。

用語

- ※1 交通安全運動：交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施されている交通安全に関する啓発活動

(4) 市民相談

現 状

- 日々の生活を取り巻く社会環境が変化していく中、市民が抱える悩みごとや心配ごとは多様なものとなっています。またその中には、法律に関わることなどの専門的な問題も多くあります。こうした様々な相談ニーズに対応するため、専門家が問題の解決のための助言を行う「市民相談」を実施しています。
- サービスの多様化や情報化の急速な進展を受け、架空請求などの特殊詐欺^{※1}や悪質商法などの手口が多様化・巧妙化しています。
- 消費生活相談室^{※2}の充実を図り、消費者の保護に努めており、その相談件数は増加傾向にあります。

課 題

- 専門家による適切な助言が受けられる各種相談窓口への需要が引き続き高まっている中、市民のニーズに対応した相談となるよう、体制を整えていく必要があります。
- 消費者トラブルを未然に防止できるよう、消費生活に関する正しい知識や情報の普及啓発に取り組んでいく必要があります。特に、令和4年からの成年年齢引下げに伴い、消費者被害の拡大が懸念される若年者への啓発を推進することが必要です。
- 高齢者など消費生活上特に配慮を必要とする消費者を地域のネットワークで見守り、消費者被害の早期解決、未然防止を図る必要があります。

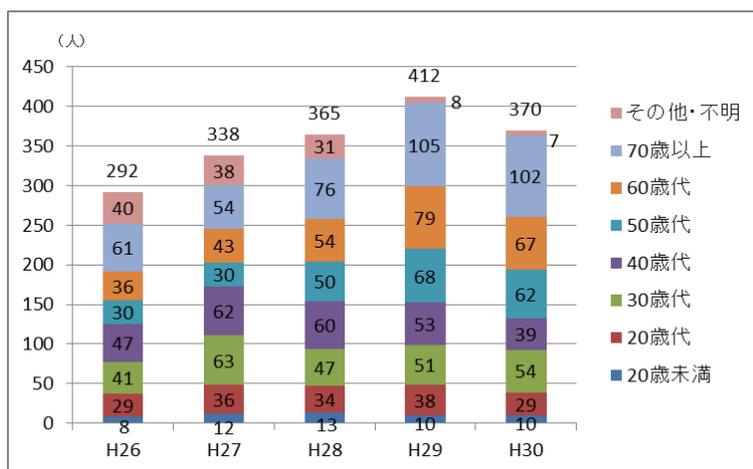
■主な市民相談件数の推移

(件)

	H26	H27	H28	H29	H30
一般相談	487	535	410	339	382
法律相談	299	294	290	277	325
家庭相談	129	137	119	96	82
女性のための法律相談	50	47	46	49	43
消費生活相談	301	344	370	415	370
税務相談	86	115	94	85	92
登記・土地境界相談	75	77	77	76	88
結婚相談	1,615	1,453	1,694	1,701	1,536

出典：まちづくり推進課「広聴と相談」

■消費生活相談人数（年代別）の推移



（注）1人が複数の消費生活相談をする場合があるため、相談人数と前段の消費生活相談件数は一致しない。

出典：まちづくり推進課「広聴と相談」

目指す姿

- 社会情勢の変化や市民の様々な相談ニーズに対応した、きめ細かな相談体制が整えられています。
- 市民が消費者トラブルに巻き込まれることなく、安全・安心な消費生活を送ることができています。
- 消費者トラブルに対して、迅速・的確な支援体制ができています。

事業の達成指標

項目名	参考値（前期基本計画策定時）	基準値（後期基本計画策定時）	目標値（後期基本計画終了時）
消費者トラブル時の相談場所を知っている市民の割合	28.3% (H26)	31.0% (H30)	UP
消費生活相談件数（年間）	291件 (H25)	370件 (H30)	380件

施策の方向性

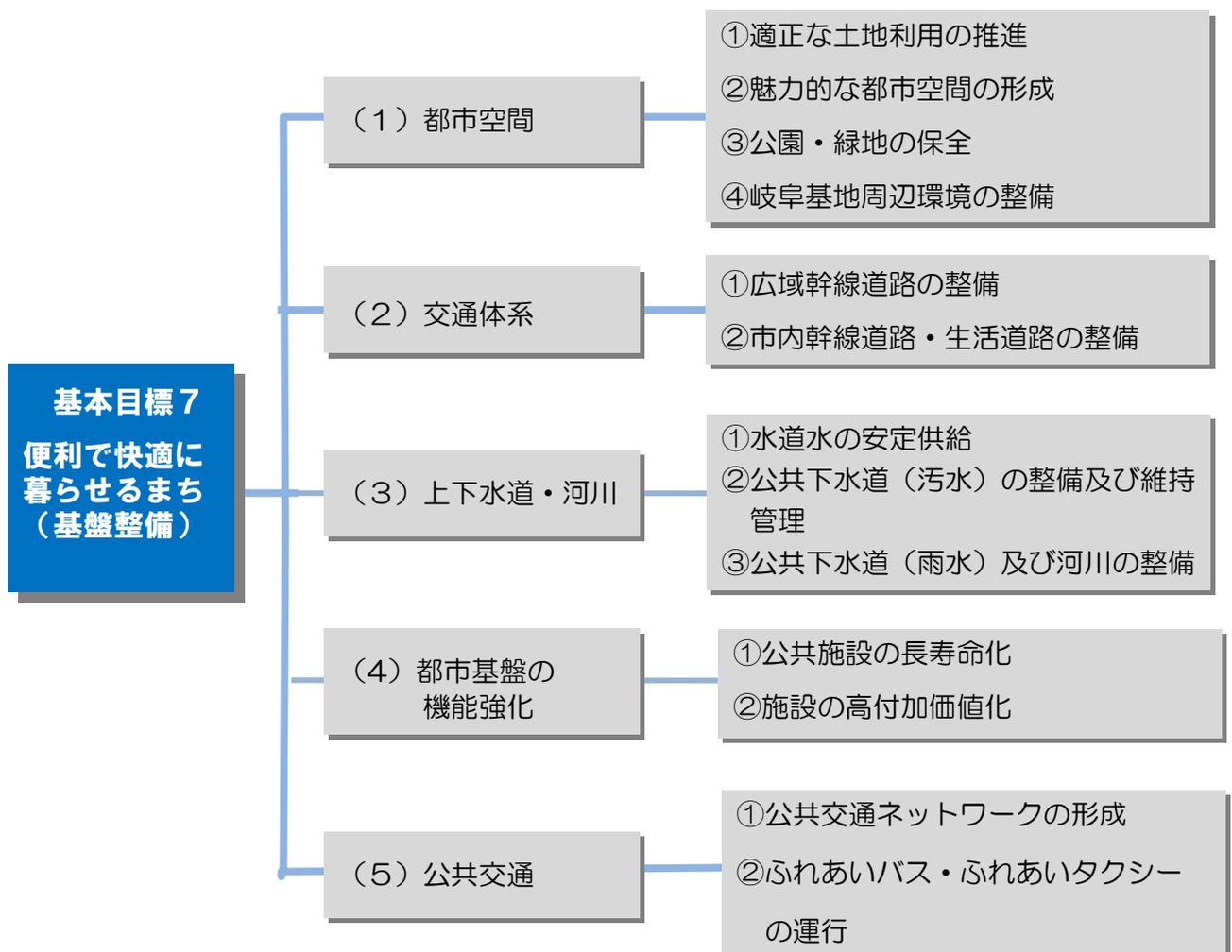
取り組み	内容
各種相談窓口体制の充実	・様々な相談ニーズに適切に対応できるよう、相談窓口体制の充実を図ります。
消費者保護の推進	・消費生活に関する様々なトラブルに対応する相談窓口の周知を図り、消費者被害の救済と消費者保護に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携により、高齢者など消費生活上の配慮を必要とする消費者を地域のネットワークで見守ります。 ・国民生活センター、県民生活相談センターなどの関係機関と連携し、消費者被害の未然防止を図ります。
消費者知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・警察と連携したわかりやすい出前講座の開催や、学校へ消費生活相談員を派遣するなど、消費生活に関する学習機会の充実を図ります。 ・消費生活に関する必要な情報を市民に提供することで、消費者知識の向上に努めます。

用語

- ※1 特殊詐欺：不特定の方に対して、対面することなく、電話、はがき、FAX、メール等を使って行う詐欺のこと。「ニセ電話詐欺」ともいう
- ※2 消費生活相談室：商品やサービスなど消費生活全般に関する問合せや苦情を専門相談員が受け付けて対処し、問題の解決を支援する相談窓口

基本目標 7 便利で快適に暮らせるまち (基盤整備)



(1) 都市空間

現 状

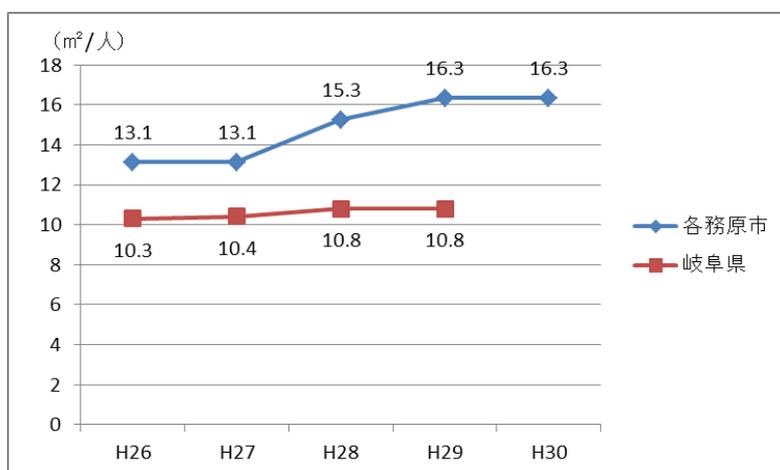
- 「都市計画マスタープラン^{*1}」をはじめとする各種計画に基づく計画的な土地利用を推進しており、積極的な都市基盤整備や、区域区分^{*2}・用途地域^{*3}に基づく秩序ある土地利用の誘導により、住みよいまちづくりを推進しています。
- 「景観計画^{*4}」に基づいた重点風景地区^{*5}や景観地区の指定を行うなど、地域資源を活かし、調和のとれた美しい都市景観の形成に取り組むとともに、市民が豊かさや潤いを実感できるやすらぎのある生活空間の形成に向け、適切な景観、開発、建築指導により、快適性や安全性の確保を図りながら、質の高い住環境の形成に努めています。
- なだらかな里山、雄大な木曾川、まちなかを流れる美しい河川など、恵まれた自然環境を活かしながら、豊かな自然に彩られた公園や緑地の整備、公共施設や民家の緑化推進など、市民が自然とふれあうことができる環境づくりに取り組んでいます。
- 本市には航空自衛隊岐阜基地があり、地域の航空機産業の発展に大きく寄与してきました。一方、市街地などの都市空間の形成や市民生活にも様々な影響を与えています。

課 題

- 人口減少及び少子高齢化の進展に伴い、都市計画の基本方針は、高度経済成長期のような市街化区域拡大から、コンパクトなまちづくりへと変わりつつあります。本市においても、鉄道駅周辺地区などへの人口集積を高めることが重要となっています。一方で、市街化調整区域^{*6}における既存集落の維持や既存住宅団地での空家の増加が大きな課題となっています。引き続き無秩序な市街化区域の拡大は抑止しながら、より弾力的な土地利用マネジメントが必要です。
- 工業系や商業系の区域については、広域交通の利便性に優れた地区などを新たな産業拠点と位置付け、積極的な「産業の受け皿」の確保・整備が求められています。こうしたことを踏まえ、地域の特性や強みを活かしたまちづくり施策を検討し、持続的な都市運営を進める必要があります。
- 基本構想において、本市の土地利用形態を、四季を美しく彩る北部の里山を中心とする「やすらぎゾーン」、都市機能が集積している市街地を中心とする「にぎわいゾーン」、居住空間や田畑を中心とする「暮らしのゾーン」、観光やレジャーで人々が集う木曾川河畔一体を中心とする「ふれあいゾーン」としました。各ゾーンの特性を活かし、調和のとれた土地利用に取り組む必要があります。

- 誰もが安心して暮らすことができる空間を形成するため、公共施設の改修や整備においては、利便性、安全性に配慮し、段差などの障壁を取り除くバリアフリー^{※7}と、すべての人が利用しやすいよう配慮するユニバーサルデザイン^{※8}の観点から整備を進めていくことが必要です。
- 今後も、市民、地域の協力を得ながら緑化の保全や整備を推進していく必要があります。また、これまで整備してきた緑を適切に維持管理し、身近に自然や緑を感じることができる環境を守っていくとともに、自然とふれあいながら気軽に散策できる歩行空間の整備を行うことが重要です。
- 基地と共存するまちとして、市民生活における影響の緩和や周辺環境の改善を促進することが大切です。

■一人当たりの都市公園面積の推移



目指す姿

- 計画的な市街地の形成、適正な土地利用が図られています。
- 公共施設のバリアフリー化など安全で快適な市街地整備が推進されています。
- 適切な景観、開発、建築指導により、質の高いまちなみが形成されています。
- 豊かな自然が保全されているとともに、緑あふれる公園が適切に維持管理されています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
自然と調和した美しいまちなみが整っていると感じる市民の割合	69.7% (H26)	66.0% (H30)	UP

歩道を安心して通ることができると感じる市民の割合	51.9% (H26)	46.8% (H30)	UP
市民公園・学びの森の公園使用許可件数（年間）	84件 (H25)	132件 (H30)	200件

施策の方向性

取り組み	内容
適正な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅系、工業系、商業系、農用地等、目的別に区分けされた秩序ある土地利用の誘導を図り、計画的で機能的なまちづくりを進めるとともに、未利用地の有効活用について、その方向性を検討します。 ・鉄道駅を中心とした都市機能の維持や、社会基盤の整った地区への居住の促進、各務山の有効活用などにより、土地の高度利用を図ります。 ・関係機関と連携して、多くの市民が利用する公共的な施設のバリアフリー化に取り組み、快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。
魅力的な都市空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点となるエリアの整備や住民の意向を反映した市街地整備など、快適で個性があふれる都市空間の形成を行います。 ・調和のとれた景観づくりの推進、地域の特性に応じた開発、建築指導により、愛着や誇りを育む質の高い住環境の維持、向上に取り組みます。 ・全国的に増加傾向にある空家について、移住・定住の促進や地域の支えあいの場としての利用など有効活用を図ります。
公園・緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に憩いをもたらす地域資源として、市民や事業所、行政が一体となり、緑化活動や緑豊かな公園の整備に取り組むとともに、緑の適切な維持管理に努めます。 ・河川敷を利用したサイクリングロードの整備や休憩施設の設置など、人々が集い、賑わいを感じ、子育て世代等、家族で余暇を楽しむことができるレクリエーション施設等の整備を行います。 ・市街地の緑豊かな公園エリアのさらなる利活用に取り組み、公民連携^{※9}等も活用し賑わいの創出を図ります。 ・自然や歴史を活かした公園の整備に取り組みます。
岐阜基地周辺環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜基地周辺における生活環境の改善を図るため、国の補助金を活用しながら市民の地域活動の拠点となるコミュニティ施設や公園、生活に欠かせない道路など身近な施設の整備等を実施します。

関連する主な個別計画等

各務原市都市計画マスタープラン（2016～2025）

各務原市緑の基本計画（2016～2025）

各務原市景観計画（2019～）

各務原市空家等対策計画（2018～2020）

用語

- ※1 都市計画マスタープラン：市町村の都市計画に関する基本的な方針のことで、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするもの
- ※2 区域区分：都市計画法に基づく都市計画区域を、市街化を促進する「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」に分けて定めること
- ※3 用途地域：都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第1種低層住居専用地域をはじめ13種類ある。用途地域を設定することで、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導がされ、用途の混在や建築物の過密化を防止することができる
- ※4 景観計画：良好な景観の保全や、地域の特性にふさわしい景観を形成する必要がある地区等について、景観の形成に関する方針や行為の制限等を定める計画
- ※5 重点風景地区：重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区。歴史的資源や自然景観を有する地区や都市施設が集積している地区などについて市長が指定する
- ※6 市街化調整区域：都市計画区域のうち市街化を抑制する区域。市街化調整区域内では原則、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、市街化を促進する都市施設の整備も行われぬ。また、原則として用途地域を定めぬこととされている
- ※7 バリアフリー：高齢者や障がい者、妊産婦、けが人等身体的制約から移動に支障をきたす人の行動の妨げとなる障壁（バリア）を除去すること
- ※8 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことをはじめから考慮してまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行う考え方
- ※9 公民連携：公的機関と民間事業者が協力して公共サービスを提供すること。英語でPublic-Private-Partnership（PPP）ともいう

(2) 交通体系

現 状

- 人々の交流や産業の振興、沿道立地の促進による都市の活性化に寄与し、また、災害時には緊急輸送の機能を担うなど市民の暮らしを支える大切な都市基盤として、本市には、市内を東西に横断する鉄道と国道21号を基軸とした交通網が形成されています。
- 「都市計画マスタープラン^{*1}」等に基づき、広域幹線道路を中心とした計画的な整備を推進しています。
- 市内各所における道路交通の円滑化や安全性の向上を図るため、歩道の新設やバリアフリー化、道路の拡幅、右折車線の設置などの整備を進めています。

課 題

- 基本構想において位置付けた市街地を東西に結ぶ「東西市街地ライン」や、本市と他都市を結び、人や産業の活性化をもたらす「南北広域交流ライン」を中心とする広域幹線道路網のさらなる機能強化に努めていくことが必要です。
- 国や県と連携して広域幹線道路網の整備に取り組み、市内幹線道路の整備とあわせて円滑に移動できる交通ネットワークを構築するとともに、緊急車両の進入が困難な狭あい道路^{*2}の拡幅など、生活に身近な道路についても整備を進めていく必要があります。
- 着手済みの広域幹線道路については、早期に整備効果を発揮できるよう、積極的に推進していく必要があります。
- 市内各所における、ボトルネック^{*3}となっている交差点や危険な踏切について改良を進め、交通混雑箇所の解消や歩行者の安全の確保など、道路交通の円滑化を図ることが必要です。
- 市内の道路について、防災面や交通面での安全性を高めるため、適正な維持管理に努めるとともに、自転車利用に配慮した整備、歩道の設置やバリアフリー化など、市民が安心して利用できる道路環境をつくり上げていくことが大切です。

目指す姿

- 本市と近隣市町とを結ぶ主要な広域幹線道路網が構築されています。
- 交通混雑箇所が解消され、自転車利用を視野に入れた道路など、利便性や安全性の高い道路が整備されています。
- 狭あい道路が解消され、傷んだ舗装や側溝が修繕されるなど、身近な生活道路が整備されています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
円滑に移動できる道路網が整備されていると感じる市民の割合	53.8% (H26)	47.4% (H30)	UP
市道整備(新設・改良)延長(累計)	—	4,883m (H30)	7,000m
狭あい道路整備件数(累計)	15件 (H25)	37件 (H30)	74件
歩道バリアフリー化整備延長(累計)	—	6,868m (H30)	14,000m

施策の方向性

取り組み	内容
広域幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、近隣自治体との連携により、人々の交流や産業振興、緊急輸送道路^{※4}として都市の活性化に寄与する広域的かつ機能的な道路交通体系の確立に努めます。 ・国に対して、(都)坂祝バイパス線の4車線化や地域高規格道路^{※5}岐阜南部横断ハイウェイ^{※6}の建設を積極的に要望します。 ・県に対して、(都)各務原扶桑線、(都)犬山東町線バイパス、(都)岐阜鵜沼線、(都)日野岩地大野線、(主)川島三輪線などの広域幹線道路の整備促進を、あらゆる機会を活用して積極的に働きかけます。

市内幹線道路・生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内を円滑に移動できるよう、市内幹線道路の整備を計画的に進めるとともに、市民が安全で快適に通行できるよう、歩行者や自転車に配慮した道路整備に取り組みます。 ・市内各所で、ボトルネックとなっている箇所を優先的に改良し、道路交通の円滑化を推進します。 ・舗装や側溝整備など市民に身近な生活道路の適切な維持管理や、安全・防災機能などの向上を目的に、歩道の設置、段差解消などのバリアフリー化、また、防災・救急等の観点から、住民の協力を得ながら狭あい道路の解消を推進します。
----------------	---

関連する主な個別計画等

各務原市都市計画マスタープラン（2016～2025）

用語

- ※1 都市計画マスタープラン：P88 参照
- ※2 狭あい道路：主に幅員 4m未満の道路
- ※3 ボトルネック：赤信号時間が相対的に長い交差点や幅員減少・車線減少により渋滞を起こす箇所、「開かずの踏切」と呼ばれる交通遮断量（交通量×遮断時間）が大きい踏切など、道路交通の妨げとなっている箇所
- ※4 緊急輸送道路：地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点と相互に連絡する道路
- ※5 地域高規格道路：地域の自立発展や地域間の連携を支える「自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有する道路」として指定される道路
- ※6 岐阜南部横断ハイウェイ：大垣市から美濃加茂市に至る計画路線として指定された地域高規格道路

(3) 上下水道・河川

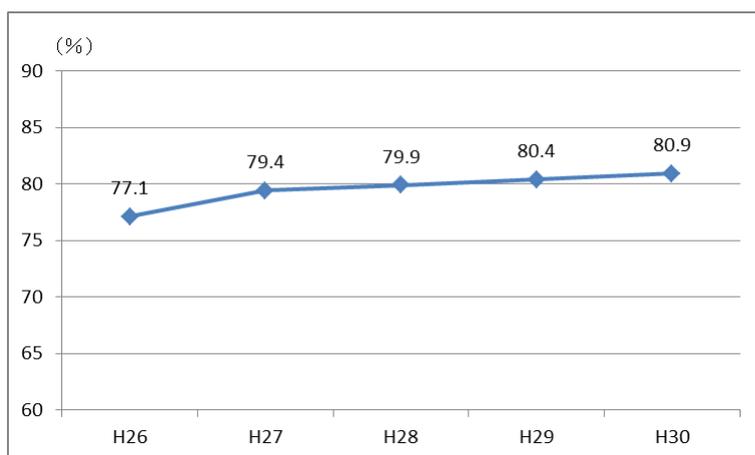
現 状

- 本市では、地下水を水源としたミネラル豊富なおいしい水道水を供給しています。
- 下水道については、市街化区域内の整備を概ね完了し、市街化調整区域^{※1}の住宅密集地を中心に整備を進めています。本市の下水道普及率^{※2}は、平成29年度末時点で80.4%となっており、全国平均78.8%、県平均75.8%と比較し、やや高い水準で普及が進んでいます。
- 年々激化する局地的な豪雨により、家屋への浸水や道路冠水など市民生活への被害リスクが増大しています。
- 本市では、田園地帯から市街地を流れて木曾川に至る新境川や大安寺川などの河川が、それぞれの地域で良好な環境資源となっています。

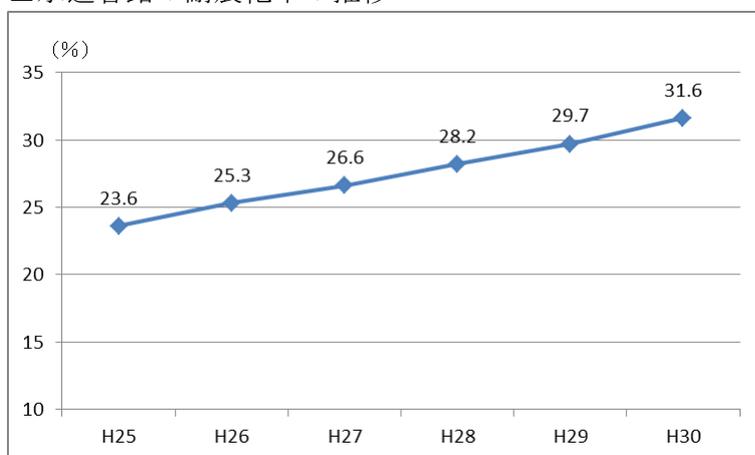
課 題

- 上水道は、市民生活や経済活動において欠くことができない大切なライフラインです。災害に強く安定した給水体制を確立するため、水道施設の整備・維持管理に努めていく必要があります。市民が常に安心して、安全な水道水を飲むことができるよう、引き続き、水質管理を徹底するとともに、広報活動などによって、水道水に対する市民の安心感を高めていく必要があります。
- 下水道については、今後も投資効果の高い区域を中心に、計画的に整備に取り組み、整備区域内において早期の接続を働きかけていくとともに、これまで整備した管路を効率的に維持管理し、公営企業会計^{※3}に基づく健全な経営に努める必要があります。
- 激化する集中豪雨等に対して、雨水による被害の抑制を図るため、雨水幹線や貯留浸透施設^{※4}の整備をはじめ、多面的な手法を検討し、浸水対策に取り組むことが重要です。
- 市内を流れる河川について、国、県と連携しながら、適切な管理に努めていくことが大切です。

■下水道普及率の推移



■水道管路の耐震化率の推移



目指す姿

- 上水道、下水道が適切に整備、管理され、市民の快適な生活が確保されています。
- 雨水幹線、河川、貯留浸透施設等の整備により、豪雨等による浸水被害から市民の生命や財産が守られています。

事業の達成指標

項目名	参考値 (前期基本計画策定時)	基準値 (後期基本計画策定時)	目標値 (後期基本計画終了時)
各務原の水道水を安心して飲むことができると感じる市民の割合	79.9% (H26)	79.6% (H30)	UP
下水道普及率	77.1% (H25)	80.9% (H30)	83.8%

雨水幹線整備延長（累計）	37.0km (H25)	38.8km (H30)	41.0km
水道管路の耐震化率（累計）	23.6% (H25)	31.7% (H30)	41.4%

施 策 の 方 向 性

取り組み	内容
水道水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたって良質な水道水を安定して供給するため、水源地や配水管の耐震化など災害に強い施設・設備の整備を進めます。 ・本市の水道水について、ウェブサイトやイベントなどで積極的な広報活動を行い、市民の安心感を高めます。
公共下水道（汚水）の整備及び維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設については、維持管理計画に沿って点検・調査を実施し、効率的な維持管理に努めます。 ・市街化調整区域の既存集落については、社会情勢の変化を注視し、慎重に判断しながら整備を進めます。 ・戸別訪問や広報活動により下水道への接続を促進し、快適な生活環境の維持、向上や流域の水質保全に努めます。
公共下水道（雨水）及び河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・近年増加している局地的な豪雨による浸水被害を防ぐため、雨水幹線や貯留浸透施設等の公共下水道（雨水）整備をはじめ、より効果的な手法による浸水対策を推進します。 ・老朽化した河川施設の改修や補修を行い、適切な維持管理に努めます。

関 連 す る 主 な 個 別 計 画 等

各務原市水道事業経営戦略（2017～2026）

木曾川右岸流域関連各務原市公共下水道事業計画（1982～2020）

各務原市下水道ストックマネジメント計画（2019～2023）

各務原市下水道総合地震対策計画（2019～2023）

用語

※1 市街化調整区域：P88 参照

※2 下水道普及率：対象となる行政区域内で、下水道を利用できる人口の割合のこと。下水道を利用できる人口を行政区域内人口で除した値で算出

※3 公営企業会計：地方公共団体が行う事業のうち、上下水道、電気、ガス、交通など、サービスを受ける人がその費用を負担すべき事業に適用される会計。地方公共団体の一般会計と異なり、発生主義や複式簿記による会計方式を適用

※4 貯留浸透施設：学校や公園等の公共用地内に雨水を一時的に貯め、時間をかけて徐々に下流河川等に放流する施設

(4) 都市基盤の機能強化

現 状

- 高度経済成長期を中心に数多く建設された公共施設が一斉に更新時期を迎え、老朽化対策や耐震改修などにかかる負担が増大しています。
- 人口減少局面を迎え、財政状況の悪化が懸念される中で、施設の適正な維持管理や耐震化などの機能強化を図るため、各施設の長期的な維持・更新計画の策定に向けた取り組みを進めています。

課 題

- 人口減少が進む中、公共施設は、選択と集中、重点化の視点により、「つくる」ことを中心とした考え方から既存施設を「活かす」ことへの転換が必要となっており、計画的な点検と、老朽度に応じた適切な維持管理や改築、更新などを実施し、長期的に活用していくことが重要となっています。
- 少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化に対応した、市民が期待する役割や機能に応えられる施設の整備・管理が求められています。公共施設の利用状況や維持管理費用などを考慮した上で改修等に取り組むとともに、施設規模の縮小や集約・再編等も視野に入れた、持続可能な更新計画を立てることが必要です。
- 新技術を用いた点検や、更新に合わせた施設の再編、耐震性能を高める高機能化など、効果的かつ効率的な対策を実施していくために、市民ニーズの把握に努めるとともに、選択的な更新を図ることが重要です。

目 指 す 姿

- 舗装、橋梁、歩道橋等の道路構造物、公園施設、公共下水道施設の補修が計画的に行われ、施設が適正に管理されています。
- 公共施設の補強や耐震などの機能強化が図られ、安全が確保されています。
- 利用状況の変化に応じた公共施設の見直しや再編が図られ、無駄なく活用されています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
身近な公園や道路などで再生が図られ、利用しやすくなったと感じる市民の割合	53.1% (H26)	50.5% (H30)	UP
幹線道路の舗装打換実施路線数(累計)	—	5路線 (H30)	14路線
橋梁耐震補強・補修箇所数(累計)	—	9橋 (H30)	19橋
都市公園において長寿命化・リニューアル整備をした公園数(累計)	40箇所 (H25)	78箇所 (H30)	142箇所

施策の方向性

取り組み	内容
公共施設の長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な点検の実施により施設の状態を適切に把握し、効果的かつ効率的な長寿命化を図ります。 ・既存ストック(道路構造物、橋梁、公園施設、下水道等)の改築・更新時期を長寿命化計画^{※1}の中で定め、事業費を平準化することで、施設の長期にわたる活用を可能にする維持管理と老朽化により増加が見込まれる経費の縮減に努めます。
施設の高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> ・改修、補修を行うだけでなく、耐震等の付加価値を与えるなど機能強化を伴う整備に取り組みます。 ・利用状況の変化により過剰となった施設の集約、再編等を推進し、投資の集中により価値の高い施設への更新を図ります。

関連する主な個別計画等

- 各務原市橋梁長寿命化修繕計画(2018～2027)
- 各務原市下水道総合地震対策計画(2019～2023)
- 各務原市耐震改修促進計画(2007～2020)
- 各務原市下水道ストックマネジメント計画(2019～2023)

用語

- ※1 長寿命化計画：対象施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取り組みの方向性を明らかにし、新設から撤去までのライフサイクルの延長のための対策や、更新を含め将来にわたり必要となる、施設の機能を発揮し続けるための取り組みなどを示す計画

(5) 公共交通

現 状

- 市内には、16の鉄道駅が存在するほか、民間交通事業者による路線バスや市が運行するふれあいバス^{※1}、ふれあいタクシー^{※2}といった公共交通が存在します。
- 公共交通は高齢化の進展や環境問題などの諸課題に適切に対応する有効な手段の一つであり、本市では、鉄道を軸にした多様な公共交通によるネットワークの形成を目指し、その維持や活性化への取り組みを行っています。
- 高齢化やそれに伴う運転免許証の自主返納の増加等により、ふれあいバスの年間利用者数が増加すると同時に、ふれあいバスをはじめ、公共交通に対するニーズが多様化しています。
- 全国的に鉄道や路線バスの利用者数は下げ止まり傾向にありますが、収支状況や運転手不足等によって、減便や路線の縮小等が起きています。
- 自動運転技術の発展やMaaS^{※3}などの新たな移動サービスの出現等、今後、交通を取り巻く環境が変化していく可能性があります。

課 題

- 本市の将来像を見据えた公共交通のあり方を整理するとともに、鉄道、路線バス、ふれあいバス等が連携した公共交通ネットワークを形成し、その維持や活性化に向け、地域住民、交通事業者、行政が一体となった取り組みを戦略的に進めていくことが必要です。
- ふれあいバスをはじめ、身近で使いやすい移動手段の確保を望む声が多数あり、地域ごとのニーズや実情に応じた公共交通サービスの提供に向けて、継続的な調査や意見交換、改善の検討が必要です。
- 関係機関や交通事業者等との連携や、公共交通と福祉との連携による新たな利用促進、利便性の向上を通して、公共交通ネットワークを維持していくことが必要です。
- 自動運転など近い将来の普及が見込まれる新技術の動向を把握し、公共交通の利便性や信頼性がさらに高まるよう、これら新技術を積極的に活用した、新たな公共交通の姿を検討していく必要があります。

目指す姿

- 多様な交通手段により、地域住民が利用しやすい公共交通ネットワークが形成されています。
- ふれあいバス等が市民の移動手段として活発に利用されています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
ふれあいバス・ふれあいタクシーを利用しやすいと感じる市民の割合	14.8% (H26)	13.9% (H30)	UP
ふれあいバス・ふれあいタクシーの年間利用者数	135,620人 (H25)	230,427人 (H30)	20万人維持

施策の方向性

取り組み	内容
公共交通ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none">・鉄道、路線バス、ふれあいバスなど各路線の役割と提供すべきサービスを明確にするとともに、鉄道を軸に、路線バスやふれあいバスなど、多様な交通サービスが相互に連携した一体的な公共交通ネットワークを形成し、その維持や活性化に取り組みます。・鉄道駅の駐輪場整備やバリアフリー化など利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進します。・自動運転、ICT^{*4}などの新技術を活用した公共交通のさらなる利便性の向上について検討します。
ふれあいバス・ふれあいタクシーの運行	<ul style="list-style-type: none">・様々な機会を通して市民や利用者の声を収集し、地域の実情や利用者のニーズにあわせた継続的な改善を行うことで利便性の向上を図ります。・地域の有効な移動手段として市民に愛され、持続的な運行が可能になるよう、地域住民、交通事業者、行政が一体となった取り組みを戦略的に進め、一層の利用促進に取り組みます。

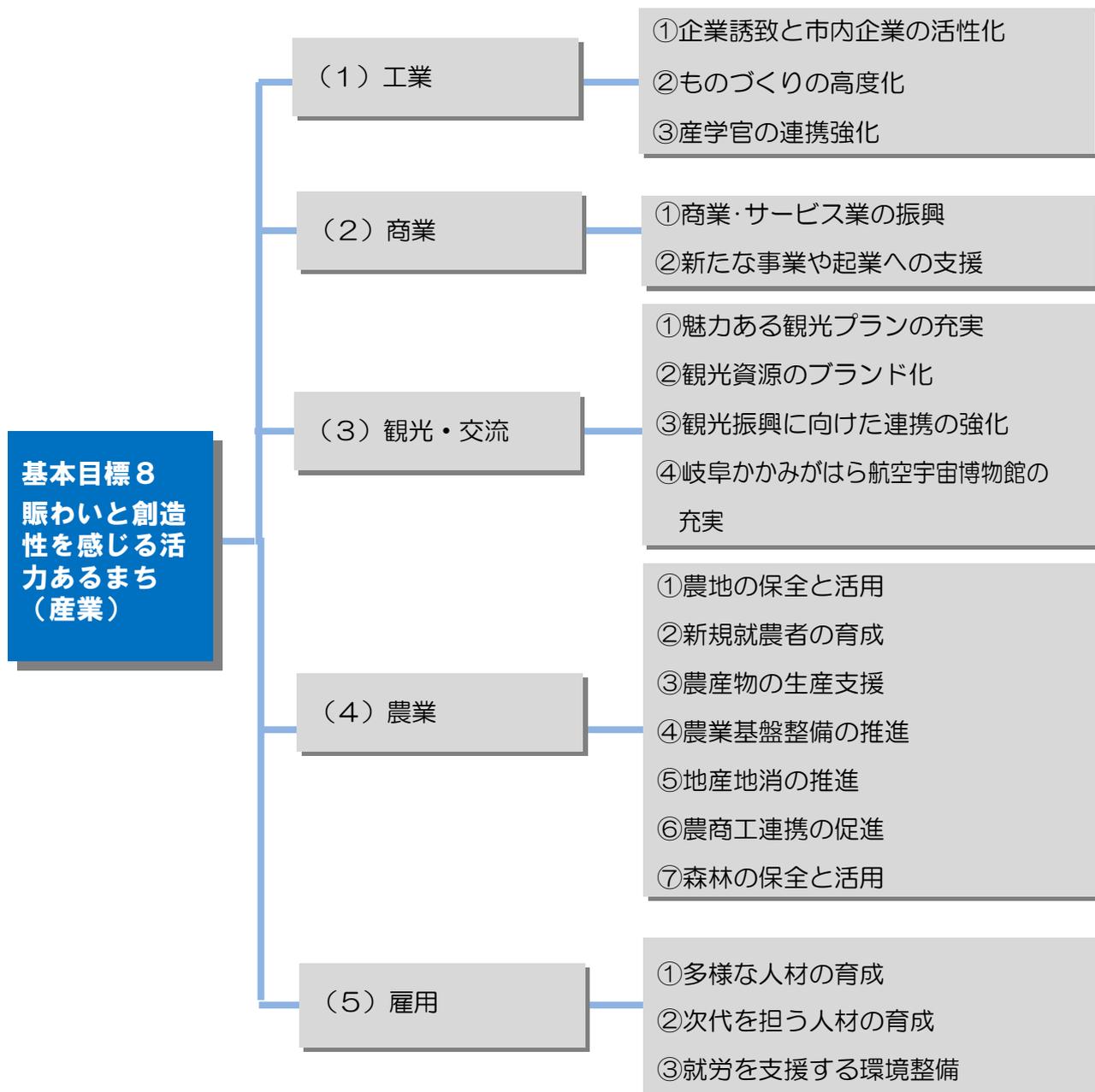
関連する主な個別計画等

各務原市地域公共交通網形成計画 (2015～2024)

用語

- ※1 ふれあいバス：平成 12 年より市が運行を行っているコミュニティバス
- ※2 ふれあいタクシー：平成 27 年より導入した市内一部地区を運行するデマンド（予約に応じて運行する）タクシー
- ※3 MaaS：「Mobility as a Service」の略。様々な種類の交通サービスを、需要に応じて利用できる一つの移動サービスに統合すること。利用者は運営主体に関わらず、手元のスマートフォン等から検索、予約、支払を一度に行うことができる。
- ※4 ICT：P15 参照

基本目標 8 賑わいと創造性を感じる活力あるまち（産業）



(1) 工業

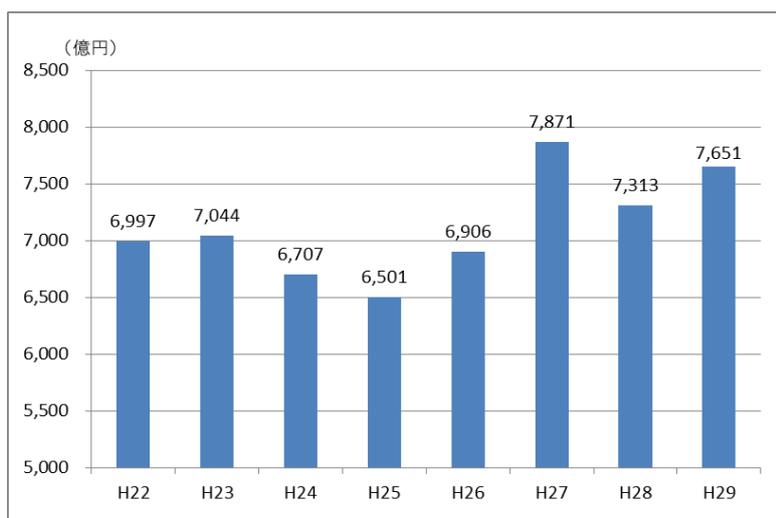
現 状

- 市内には航空機、自動車、医療・福祉機器、医薬、金属、プラスチック等、次世代産業から産業基盤を支える企業まで多様な業種の企業が集積しており、県内トップの活力あるものづくりのまちとして成長、発展してきました。
- 近年、あらゆる産業、社会生活に IoT^{※1} 化の波が押し寄せています。ものづくり産業においても、IoT、ビッグデータ、AI^{※2}、ロボットなどの先進技術の利活用の進展による生産性向上や人手不足対策が期待されています。
- 本市では、様々な機関と連携して企業の抱える課題解決や販路開拓支援等を行うとともに、IoT等の新たな動向にも目を向けて先進技術の導入や利活用を推進しています。
- 商工会議所とともに、岐阜大学、岐阜工業高等専門学校、中日本航空専門学校といった高等教育機関との間でそれぞれ産学官連携^{※3} 協定を締結し、多様な主体との連携により地域資源の活用や付加価値の高い新たな産業の創出・振興を目指しています。

課 題

- ものづくり産業のさらなる強化のためには、企業誘致や次世代産業の継続的発展とともに、それらを支える多様なものづくりの基盤技術を持つ企業の技術力・開発力を高度化していく必要があります。
- 市場での競争力向上や人材不足等の課題に対応するため、飛躍的に生産性の向上等が期待できる IoT等の先進技術の利活用を継続的に支援していく必要があります。
- 企業の抱える様々な課題解決やさらなる市内産業の振興を図るため、産学官連携を強化していく必要があります。

■ 製造品出荷額等の推移



出典：経済産業省「工業統計調査」、H23 と H27 は総務省「経済センサス活動調査」

目指す姿

○市内における次世代産業が発展するとともに、企業が持つ技術力・開発力が高度化されることにより、県内トップのものづくりのまちとして成長しています。

事業の達成指標

項目名	参考値 (前期基本計画策定時)	基準値 (後期基本計画策定時)	目標値 (後期基本計画終了時)
支援企業の満足度	81.0% (H26)	91.7% (H30)	UP
製造品出荷額等 (年間)	6,707 億円 (H24)	7,651 億円 (H29)	8,200 億円

施策の方向性

取り組み	内容
企業誘致と市内企業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな活力を呼び込むための企業誘致や、市内の次世代産業関連企業及びものづくりの基盤技術を持つ企業群の支援を推進します。 ・航空宇宙産業やロボット産業等の展示会への出展等により、市内企業の技術力を広く紹介し、ビジネスマッチングを促進します。
ものづくりの高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり産業をさらに強化するために、市内企業が技術力の高度化や販路開拓・拡大を図るための支援や事業環境を整備します。

	・市内企業の生産性向上等を図るため、IoT等の先進技術の利活用や導入を促します。
産学官の連携強化	・支援機関や大学、研究機関等と市内企業との連携を強化し、ものづくりの競争力の向上を図る取り組みを展開することで、産業の活性化を促します。

関連する主な個別計画等

各務原市産業振興ビジョン（2018～2027）

用語

- ※1 IoT：「Internet of Things」の略。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続されること
- ※2 AI：P15 参照
- ※3 産学官連携：「産」は民間企業やNPO等を、「学」は教育機関や研究機関を、「官」は国、地方公共団体を指し、それぞれが持っている人材・設備・研究成果等を、新たな製品・技術の開発や、技術力の強化等の課題解決に利用すること

(2) 商業

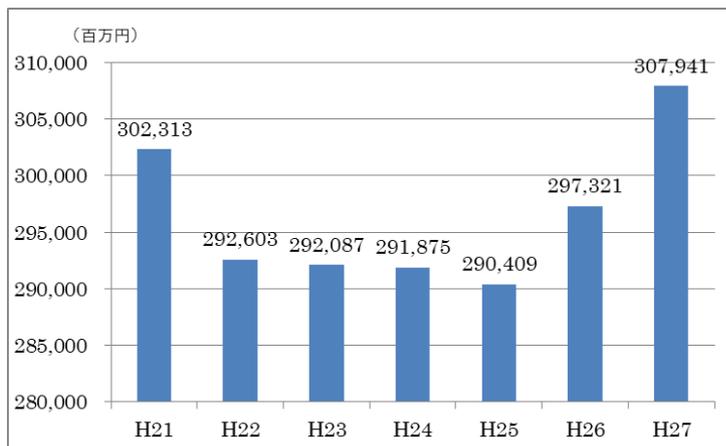
現 状

- 郊外型大規模小売店やコンビニエンスストア、ドラッグストア、インターネット通信販売など、市民の買物のあり方は多様になってきています。
- 小規模な店舗等においては、店舗の老朽化や後継者不足といった問題もあり、現在、商店街等活性化総合支援事業補助金^{*1}等の支援を通じて、商店街をはじめとした地域における商業の活性化や市民の買物環境維持に取り組んでいます。
- 商工会議所をはじめとした関係機関と連携して実施する創業支援事業や販路開拓支援を通して、新たな活力の創出に取り組んでいます。

課 題

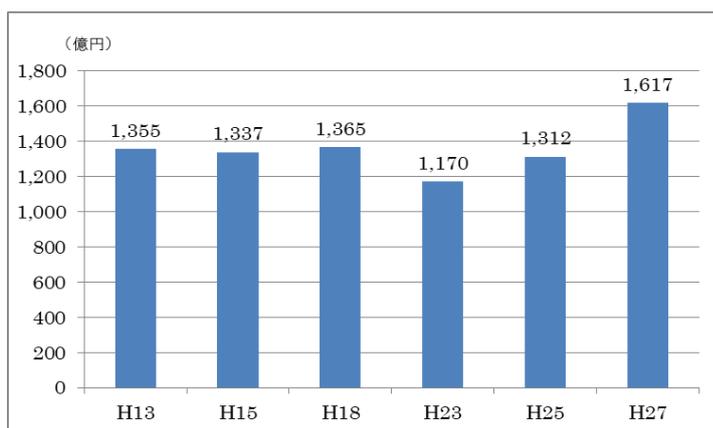
- 地域における商業の活性化を図っていくためには、関係機関と連携し、小規模小売店等の抱える課題や状況に応じた支援を推進することが重要です。
- 地域資源の活用や、社会情勢を見据えた新たな商業やサービスへの積極的な支援により、地域における商業の活性化を図るとともに、公共交通や福祉の取り組みとも合わせて、市民の買物環境維持に努めることが重要です。

■第3次産業市内総生産の推移



出典：岐阜県「市町村民経済計算結果」

■商業（小売業）の商品販売額の推移



出典：経済産業省「商業統計」、H23、H27は、総務省「経済センサス活動調査」

※H13、H15、H18は年度、H23、H25、H27は1年間の数値。

※経済センサスは商業統計と調査や集計方法が異なるため、単純には比較できないことに注意。

目指す姿

- 地域に根つき、市民や地域のニーズに対応した商業・サービス業が創出されています。
- 身近に魅力的な商店やサービスがあり、市民が買物をしやすい環境が整備されています。

事業の達成指標

項目名	参考値（前期基本計画策定時）	基準値（後期基本計画策定時）	目標値（後期基本計画終了時）
創業塾参加者の満足度	76点 (H26)	100点 (H30)	UP
商店主等の満足度	68.8% (H26)	66.7% (H30)	UP
食料品などの買物に不自由を感じない市民の割合	80.4% (H26)	77.5% (H30)	UP
創業塾 ^{※2} への参加から創業に至った件数 (年間)	—	6件 (H30)	8件

施策の方向性

取り組み	内容
商業・サービス業の振興	・消費者の利便性や快適性に配慮した魅力ある商店づくりを支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題についての情報を共有し、商店街、市民、NPO^{※3}、大学、商工会議所等との協働により、地域に密着した商業・サービス業の振興を支援します。
新たな事業や起業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・創業や経営の支援に関する情報を提供し、市内商業の活性化につながるビジネスの起業を誘導します。 ・多様な地域資源を活用した商品の開発や既存商品の魅力度向上と合わせ、地域産業の情報発信力や販路開拓力を強化します。

関連する主な個別計画等

各務原市産業振興ビジョン（2018～2027）

各務原市創業支援計画（2020～2024）

用語

- ※1 商店街等活性化総合支援事業補助金：市内商店街等の活性化を図るための継続的な支援として、電灯料補助、イベント補助、街路灯整備改修事業補助等を行う事業
- ※2 創業塾：税務、会計、マーケティング、営業・販売戦略や創業・事業運営に伴う諸手続きなど、創業前に知っておきたい実務のポイントや事業計画の作成方法を学習するセミナー
- ※3 NPO：P4 参照

(3) 観光・交流

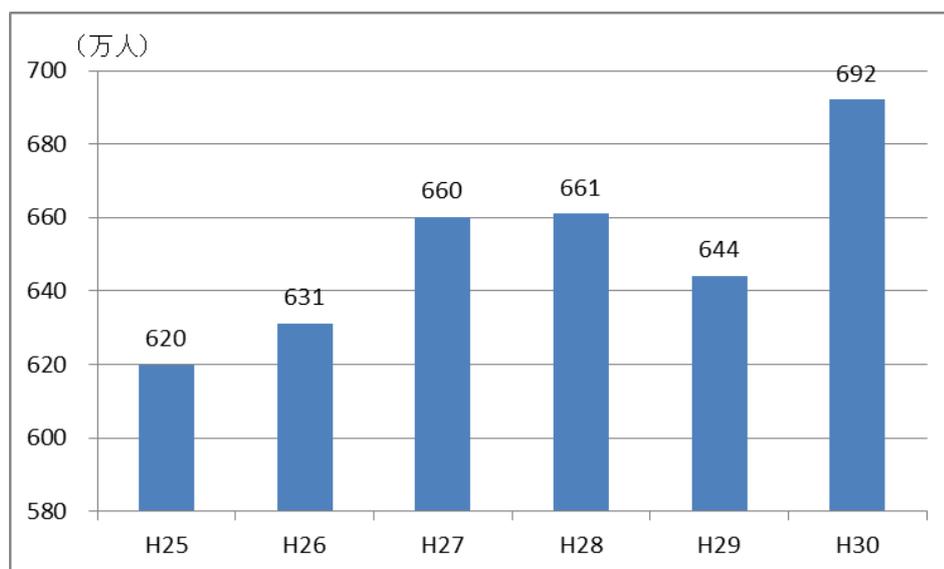
現 状

- 本市には、木曾川流域の自然をテーマとした河川環境楽園^{※1}や岐阜県と共同で大規模リニューアルを行った岐阜かかみがはら航空宇宙博物館^{※2}など、他にはない魅力ある観光施設が立地しています。また炉畑遺跡^{※3}、中山道鶉沼宿^{※4}、村国座^{※5}などの歴史文化遺産を数多く有しています。
- 桜まつり、おがせ池夏まつり、日本ライン夏まつり納涼花火大会、マーケット日和、河川環境楽園夏フェスなどのイベントには、市外からも多くの観光客が訪れています。
- 岐阜県及び本市へ訪れる外国人観光客数が増加傾向にあります。

課 題

- 市内に存在する観光施設間の連携やイベント等のブラッシュアップによりブランド化を推進するとともに、市内観光プランをPRし、誘客につなげる必要があります。
- より効果的に観光情報を提供するためには、観光協会等との連携強化や近隣自治体とのネットワークを活かした取り組みが重要となっています。
- 増加する訪日外国人観光客に対して、近隣自治体等との協力も見据えながら誘客に向けた取り組みを検討する必要があります。

■観光入込客数^{※6}の推移



目指す姿

- 市外からの観光客が増えることにより市内が活性化されています。
- 観光資源のブランド力が高まり、市内外に本市の魅力が伝わっています。
- 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館や河川環境楽園の来訪を通じて、本市の魅力が高まっています。

事業の達成指標

項目名	参考値（前期基本計画策定時）	基準値（後期基本計画策定時）	目標値（後期基本計画終了時）
活気がある賑やかなまちと思う市民の割合	39.9% (H26)	40.4% (H30)	UP
観光入込客数（年間）	576 万人 (H21～25 の平均)	658 万人 (H26～30 の平均)	660 万人

施策の方向性

取り組み	内容
魅力ある観光プランの充実	・本市の特性を活かした市内観光プランのPRを強化し、河川環境楽園や岐阜かかみがはら航空宇宙博物館などの観光資源と各種イベントの連携により、市内回遊の魅力を向上させ、誘客を推進します。
観光資源のブランド化	・既存の観光資源のブラッシュアップにより、ブランド化を推進します。
観光振興に向けた連携の強化	・観光協会等と連携し、魅力的な観光情報を提供できる環境を整備します。 ・近隣自治体との連携により、魅力的な広域観光ネットワークを活かした観光振興を推進します。
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の充実	・岐阜県と共同運営している岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の魅力をさらに高めるとともに市内外に広く発信します。

関連する主な個別計画等

各務原市産業振興ビジョン（2018～2027）

用語

- ※1 河川環境楽園：国営公園、岐阜県営公園、自然共生研究センター、東海北陸自動車道・川島PA及びハイウェイオアシスから構成された複合型の公園
- ※2 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館：世界に唯一現存する「飛燕」の実機や、国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」の実寸大模型等、国内最多の43機を展示する国内唯一の本格的な航空と宇宙の専門博物館

- ※3 炉畑遺跡：鵜沼にある縄文時代中期から後期までの集落遺跡
- ※4 中山道鵜沼宿：中山道六十九次のうち、江戸・日本橋から 52 番目の宿場町
- ※5 村国座：壬申の乱の英雄「村国男依」を祭神にまつた村国神社の境内にある農村歌舞伎舞台。国の重要有形民俗文化財
- ※6 観光入込客数：観光地点及び行祭事・イベントに訪れた人の数

(4) 農業

現 状

- 農業従事者の高齢化や後継者不足、農地の分散が全国的な問題となっています。本市においても農家数は減少傾向にあり、耕作放棄地^{※1}の増加などが問題となっているため、JAや農業者と協力して農業の担い手育成、農地の適正な管理に取り組んでいます。
- 農産物の鮮度や安全性に対する消費者ニーズが高まっており、安全・安心な農産物を安定供給し、地産地消^{※2}を推進するための取り組みを進めています。
- 市内農産物のブランド化に向けて、農商工及び産学官の連携^{※3}による特産品を活用した新商品開発等を地域ぐるみで推し進めています。
- 「日本ラインうぬまの森」など身近な里山の遊歩道整備を行い、森林の保全と活用を進めています。

課 題

- 農地は食料生産の役割を持つだけでなく、自然環境の保全や減災、美しい風景の形成など多面的な機能を持っています。引き続き耕作放棄地の減少に努めるとともに、優良な農地や農業用施設を次世代に引き継ぐ市の財産として保全していく必要があります。
- 意欲のある担い手の確保や新規就農者の育成・支援を図るとともに、優良な農地の確保や安定した農業経営の確立に対する支援を継続的に行っていく必要があります。
- 安全・安心な農産物等を安定供給するためには、生産者や流通事業者等と連携を深めていくことが必要です。また、市民の地域農業に対する理解と関心を高めるとともに、生産者の顔が見える安全・安心な環境をつくり、さらなる地産地消を進めていく必要があります。
- にんじんをはじめとした農産物等の市場拡大に向けたブランド化をさらに推進するために、農商工及び産学官の連携をさらに強化していく必要があります。
- 今後も生物多様性^{※4}の確保や、市民の憩いの空間として、豊かな森林づくりを推進していく必要があります。

目指す姿

- 農業の担い手となる人材が育ち、農業経営基盤が強化されることにより、優良な農地が確保、保全され、安定的な農業経営が確立されています。
- 市民が地元産の農産物への理解を深め、地産地消が根づいています。
- 適正な森林整備により森林の多面的機能が維持されています。

事業の達成指標

項目名	参考値（前期基本計画策定時）	基準値（後期基本計画策定時）	目標値（後期基本計画終了時）
地元産農産物を意識して購入する市民の割合	41.9% (H26)	40.1% (H30)	UP
担い手の耕作面積	138.7ha (H25)	225.7ha (H30)	300ha

施策の方向性

取り組み	内容
農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業振興地域整備計画」に基づき、優良な農地の確保と保全に努めます。 ・担い手や法人への農地集積を行い、耕作放棄地の減少に努めるとともに、農地の効率的な利用を促進します。
新規就農者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者への情報発信や技術支援などにより、意欲ある担い手の確保、新規就農者の育成を支援します。
農産物の生産支援	<ul style="list-style-type: none"> ・JA ぎふ等の関係機関との連携を強化し、機械化やIoT^{※5}の活用などによる生産性の向上や安全で安心な農産物の生産を促します。
農業基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した農業生産活動を支えるため、用排水路やため池などの農業用施設の計画的な改修をします。
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園など市民が農業を体験できる場を通じて地域農業への理解を深めるとともに、学校給食における地元産の農産物の利用を促進するなど、地産地消を推進します。
農商工連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・にんじんをはじめとした農産物等のブランド化に向けて農商工及び産学官が連携して行う新たなものづくりやサービス提供への取り組みを支援します。
森林の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の持つ多面的な機能を維持するため、適切な間伐等による森林整備を推進します。また、林道の整備、維持管理を行います。

関 連 す る 主 な 個 別 計 画 等

各務原市産業振興ビジョン（2018～2027）

各務原市農業振興地域整備計画（1973～定めなし）

各務原市森林整備計画（2017～2026）

用語

- ※1 耕作放棄地：以前耕作地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する予定のない土地
- ※2 地産地消：国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取り組み
- ※3 農商工及び産学官の連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観などの資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと
- ※4 生物多様性：P30 参照
- ※5 IoT：P104 参照

(5) 雇用

現 状

- 本市の有効求人倍率は高い水準で推移し、市内企業では深刻な人手不足が続いています。今後も少子化が進み、労働力人口そのものが減少することで、人手不足の常態化が懸念されます。
- 航空機産業をはじめとした市内ものづくり産業等の技術向上や、グローバルな人材育成をするための支援、雇用機会の創出などに産学官が連携して取り組んでいます。
- 将来の各務原市を担う子どもたちの郷土愛や地域への誇りを醸成するため、市内の優れた企業やその活動を学ぶ機会の提供に取り組んでいます。

課 題

- 現在、企業の人手不足の解消に向けた様々な事業を展開していますが、本市の有効求人倍率は高止まりしているため、引き続き重点的に取り組むべき課題です。
- グローバル化・多様化する経済市場に柔軟に対応できる質の高い人材や次代を担う人材の育成と確保に努める必要があります。
- 育児等で就労していない女性の社会復帰や、退職した高齢者が「働く」ことを通じて年齢に関係なく活躍し続けられる生涯現役社会^{※1}の実現に向けた取り組みが必要です。
- 勤労意欲を持つ市民が自らの能力を十分に発揮できる仕事に就けるよう、市内の事業者等との連携のもとで就労環境を整えていく必要があります。

目 指 す 姿

- 働く意欲のある人材が集まり、活力に満ちた産業活動が展開されています。
- いきいきと働けるよう、求人・求職の環境が整備されています。

事 業 の 達 成 指 標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
求職活動の環境が整っていると感じている市民の割合	18.2% (H26)	21.5% (H30)	UP
雇用対策懇談会 ^{※2} 参加企業の満足度	66.7% (H26)	77.5% (H30)	UP

航空宇宙産業総合人材育成事業セミナー市内受講者の延べ人数	327 人 (H26)	392 人 (H30)	410 人
雇用・人材育成推進協議会 ^{※3} の会員企業数	86 社 (H26)	102 社 (H30)	120 社

施 策 の 方 向 性

取り組み	内容
多様な人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・県や企業などと提携し、本市の特徴である航空機産業における従事者の技能向上を図る研修などを通じて、実践の場で働く人材の育成を支援します。
次代を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが本市の産業を支える現場を体験し、経営者の思いを聴くことにより、次代の各務原市を担う人材を地域で育てる「地育地就」を推進します。 ・雇用環境の変化に対応した人材の育成を支援します。
就労を支援する環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、雇用・人材育成推進協議会等と連携し、求人・求職活動環境の向上を図ります。 ・広域的な事業展開や、女性、高齢者等の就労支援に取り組みます。 ・勤労者生活の安定のため、各種資金の融資あっ旋を行います。

関 連 す る 主 な 個 別 計 画 等

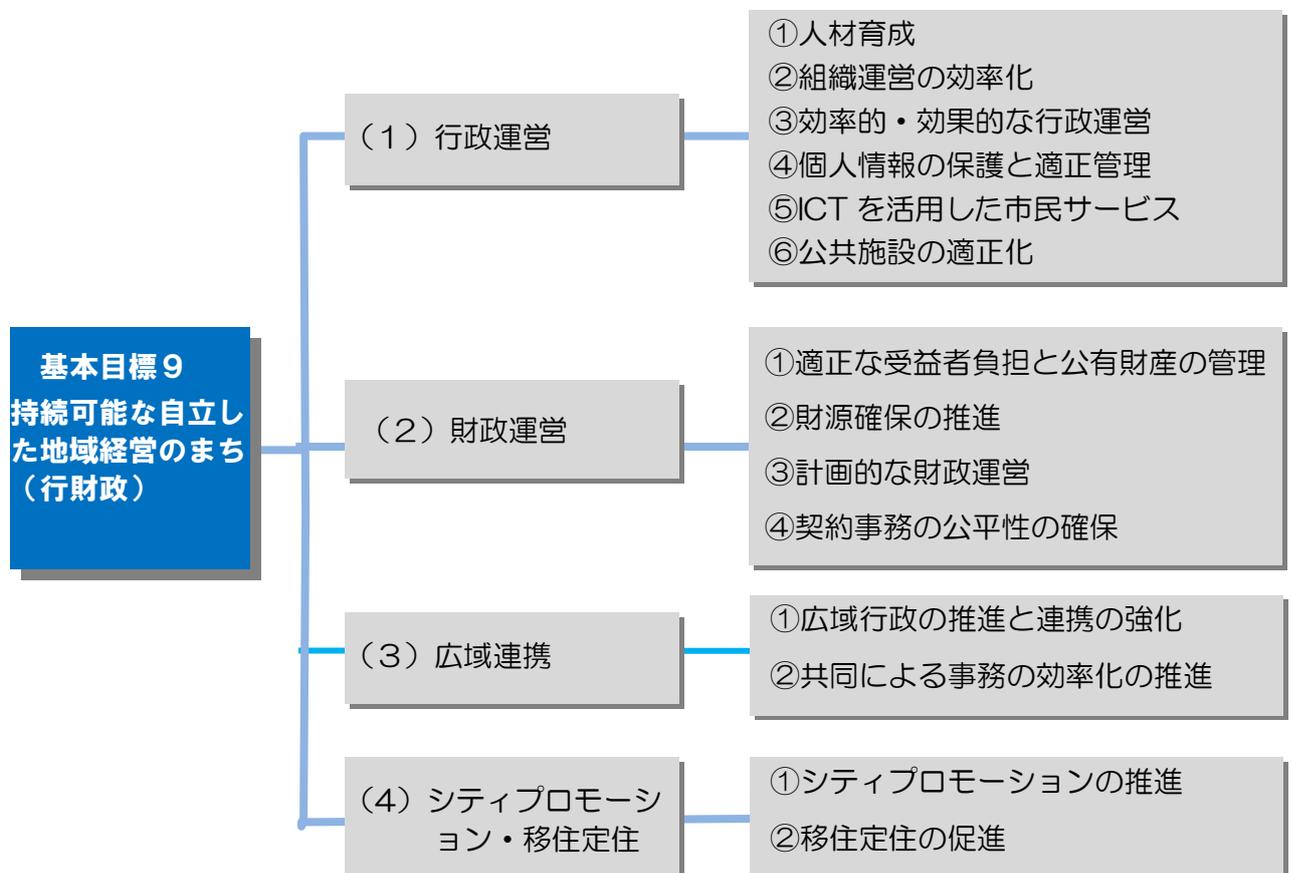
各務原市産業振興ビジョン（2018～2027）

各務原市地域高年齢者就業機会確保計画（2019～2021）

用語

- ※1 生涯現役社会：高年齢者が年齢に関わりなく活躍し続けられる社会
- ※2 雇用対策懇談会：雇用・人材育成推進協議会会員企業と県内外の就職希望者を有する学校が一堂に集まる情報交換会
- ※3 雇用・人材育成推進協議会：労働力確保を図るための各種雇用対策を行っている市内の事業者で組織する団体

基本目標 9 持続可能な自立した地域経営のまち (行財政)



(1) 行政運営

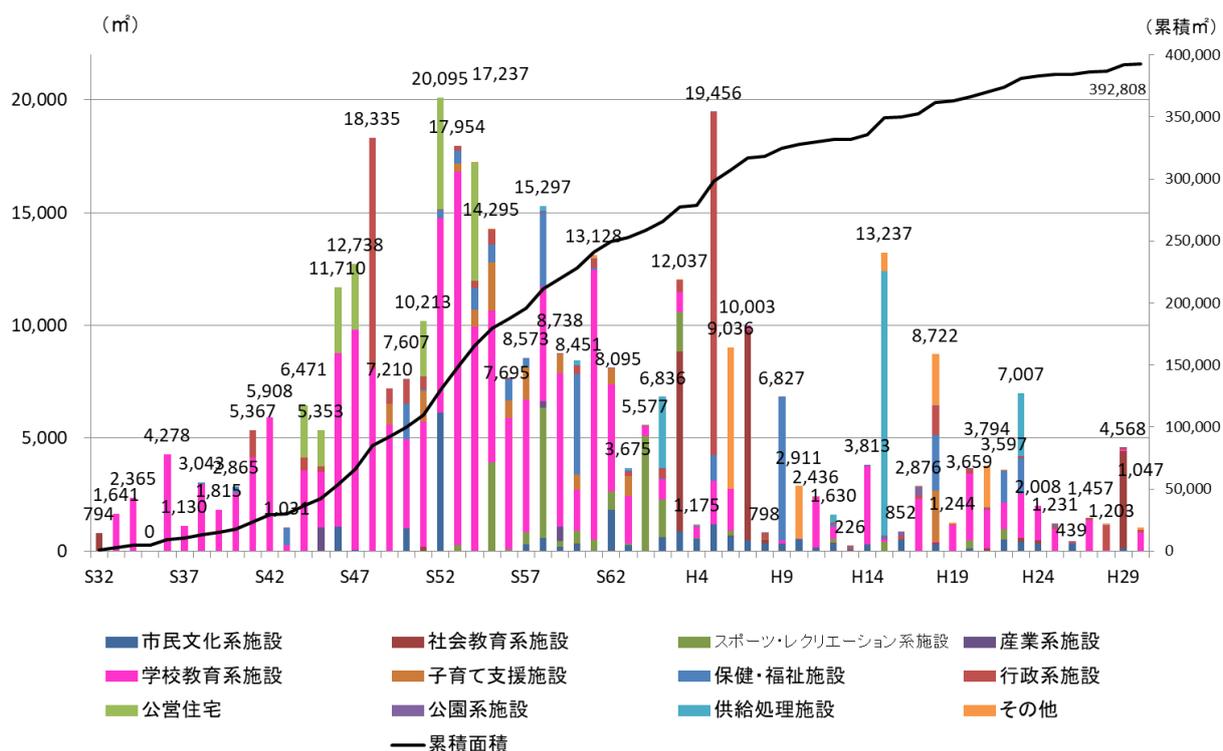
現 状

- 人口減少・少子高齢化の進展や個人の価値観・ライフスタイルの多様化、国による「地方分権^{※1}改革」や「持続可能な開発目標^{※2} (SDGs)」の取り組みなど、市民や地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。このため、本市では時代に即応した効果的な研修を実施するなど、ニーズの変化に柔軟に対応できる人材の育成に努めています。
- 行政運営に対する市民の満足度を追及する質の高い行政改革の取り組みとして、市の施策や事業の効果を高めるため、事業の成果や実績の把握、今後の課題や、その課題への対策を検討する行政評価に取り組んでいます。
- パソコン、スマートフォンといった情報ツールの多様化、利便性の向上に伴い、情報漏えいの防止に向けた取り組みの必要性や、市民が安全・安心に情報ツールを活用するためのニーズも増しています。
- 行政運営の透明性を高めていくと同時に、市政に市民の意見を反映していくため、広報紙やウェブサイト等の多様な媒体により市政に関する情報を公表しています。
- 本市の公共施設の多くは、今後一斉に更新や改修時期を迎えます。今後の財政負担の軽減と平準化を図ることを目的として、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行っていく「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

課 題

- 社会情勢の変化や国の進める政策を注視しながら、多種多様な行政課題やニーズに対応できる職員の育成に努め、柔軟かつ効率的に対応できる組織運営を行っていくと同時に、働き方改革を進めていく必要があります。
- 事務の効率化や、多様な主体との連携による事業の効果的な実施が求められています。そのためには、事業の成果や実績から現状分析を行い、課題を整理し、改善を繰り返していく「PDCA サイクル^{※3}」による執行管理が必要です。
- ICT^{※4}を活用した業務の効率化や経費の縮減を図ると同時に、情報セキュリティを強化し、市民の情報を確実に守っていく必要があります。
- より多くの市民の意見を市政に反映していくためには、より分かりやすい情報の提供が必要です。
- 公共施設等について、多面的な視点でそのあり方を見直すとともに、長期的な視点で維持管理費用の負担軽減について検討する必要があります。さらに、あり方を見直すことに伴う地域コミュニティや行政運営などへの影響について、あわせて検討していく必要があります。

■公共建築物の年別整備状況（延べ床面積）



目指す姿

- 市民満足度の高い行政運営が行われています。
- 時代に即した機動性、弾力性のある組織体制が整備されています。
- 民間と連携した効果的・効率的な行政サービスが提供されています。
- 大切な資産である行政情報が適正に管理されています。
- ICTを利用して、市民の利便性向上が図られています。
- 人口減少時代に対応した、適正な公共施設の配置及び有効活用が行われています。

事業の達成指標

項目名	参考値（前期基本計画策定時）	基準値（後期基本計画策定時）	目標値（後期基本計画終了時）
満足度の高い行政運営が行われていると感じる市民の割合	29.5% (H26)	30.2% (H30)	UP
職員一人当たりの研修受講回数（年間）	1.0回 (H25)	1.3回 (H26～30の平均)	1.3回維持
改善の提案件数（年間）	271件 (H25)	255件 (H30)	300件

施策の方向性

取り組み	内容
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民から信頼され、企画力・創造力を持ち、自ら考え、学び続ける職員を育てます。 ・人事評価制度などを活用し、公正・公平で個性を活かした適材適所の職員配置を行うとともに、職員意識の高揚を図ります。 ・時間外勤務の縮減や各種休暇制度の利用促進などにより、ワークライフバランスの推進に努め、心身ともに健康で、個々の能力を発揮、向上できる職場環境の整備を進めます。
組織運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化により多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応できる組織づくりを行います。 ・行政の諸課題に迅速に対応するため、庁内横断的な連携体制の強化に努めます。
効率的・効果的な行政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に親しまれ、利用しやすい新庁舎となるよう検討し、案内型窓口の導入など、市民サービスの向上を図ります。 ・広報紙やウェブサイト等を活用し、積極的な情報公開を行います。 ・定期的な事務事業の見直しを行うとともに、民間との連携など効果的な行政手法の導入を進めます。 ・AI^{※5}やRPA^{※6}の導入によるスマート自治体^{※7}への転換も見据えながら、幅広い視野で効率的・効果的な行政運営に努めます。
個人情報の保護と適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー^{※8}を遵守し、大切な情報資産である個人情報等の適正管理や情報漏えいの防止に努めます。
ICTを活用した市民サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様なライフスタイルやニーズに対応するため、行政手続きの負担軽減や、時間や場所に左右されない利便性の高い市民サービスの提供に努めます。 ・オープンデータ^{※9}利活用の推進に向けて、データの整理や公開ルールの整備などを進めます。
公共施設の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のあり方の検討や施設総量の見直しに取り組むとともに、統廃合による地域コミュニティや行政運営への影響、その対応などを検討します。 ・民間資金の導入や運営ノウハウを活かした施設の有効活用について、調査研究します。

関連する主な個別計画等

- しあわせ実感かかみがはら総合戦略（2020～）
- 各務原市人口ビジョン（2015～2060）
- 各務原市人材育成基本方針（2017～）
- 各務原市定員管理計画（2020～）
- 行政経営改革方針（2020～）
- 公共施設等総合管理計画（2017～2036）
- 各務原市行政情報セキュリティポリシー（2015～定めなし）
- 各務原市 ICT 基本計画（2017～2024）

用語

- ※1 地方分権：住民に身近な市町村において行政サービスを行えるようにするため、国の権限や財源等を地方に移し、行政の仕組みを変えていくこと
- ※2 持続可能な開発目標 (SDGs)：「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略。2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際社会共通の目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、開発途上国のみならず、先進国を含めたすべての国において「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す、広範で統合的な取り組み
- ※3 PDCA サイクル：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること
- ※4 ICT：P15 参照
- ※5 AI：P15 参照
- ※6 RPA：「Robotic Process Automation」の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットで自動化すること
- ※7 スマート自治体：総務省の有識者会議「自治体戦略 2040 構想研究会」において発表された概念。人工知能など先端技術を駆使して事務の自動処理を進め、そのためのシステムも自治体間で標準化、共通化し、無駄な重複投資を避けることを目指すもの
- ※8 情報セキュリティポリシー：情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。どのような情報資産をどのような脅威から守るのかについての基本的な考え方と、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などを具体的に記載してあるもの
- ※9 オープンデータ：国・地方公共団体及び事業者が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるように公開されたデータ

(2) 財政運営

現 状

- 本市は、「行政経営改革方針」に基づき、市税等の自主財源の確保、適正な予算編成、執行管理に取り組んでおり、積極的な事業展開を行いながらも健全な財政運営を実現しています。
- 自治体の財政の健全性を示す実質公債費比率は、全国的に比較できる平成 29 年度決算において 1.3%でしたが、平成 30 年度決算では 0.6%と更に良好な数値となっています。また、財政基盤の強さを示す財政力指数も平成 30 年度は 0.886 となり、平成 25 年度の 0.862 に比べて上昇しています。一方で、財政の柔軟性を示す経常収支比率は、平成 25 年度決算の 83.1%から社会保障関係費の増加などにより、平成 30 年度決算は 91.7%に上昇しており、市の裁量で使えるお金が減少する傾向にあります。
- 公有財産のうち未利用地や低利用地などについては、積極的に処分、貸付を行うなどして維持管理経費の削減に努めています。
- 将来、公共施設等の維持更新費用が増大することに備えて、とりわけ施設数の多い学校施設の整備事業に要する資金に充てるため、「学校施設整備基金」を創設しました。
- 適宜、入札・契約制度の見直しを行い、公正・公平な競争と透明性の確保に努めています。

課 題

- 今後、人口減少や少子高齢化の進展などによる歳入への影響と、社会保障関係費や老朽化した公共施設の改修費用などの増大による歳出への影響が懸念されます。そのような中であって、複雑多様化する市民ニーズに柔軟に 대응するためには、積極的な財源の確保を行うなど強固な財政基盤を確立し、安定的な財政運営を行うと同時に、適正な予算編成・執行管理により歳出の抑制を図ることが必要です。あわせて、受益者負担の適正化や公有財産の有効活用などによる効率的な財政運営や、将来に備えた適切な基金の確保に努める必要があります。
- 多様化・高度化する時代のニーズや事業の特性に応じた、多様な入札・契約制度の導入が求められています。

目指す姿

- 強い財政力を堅持し、市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営が行われています。
- 事業成果を最大限に発揮するための効果的・効率的な予算編成が行われています。
- 市税が適正・公平に賦課徴収されているとともに、使用料等の受益者負担の適正化が図られています。
- 安全かつ有利な資金管理が行われています。
- 透明性の高い公正な入札・契約事務が行われています。

事業の達成指標

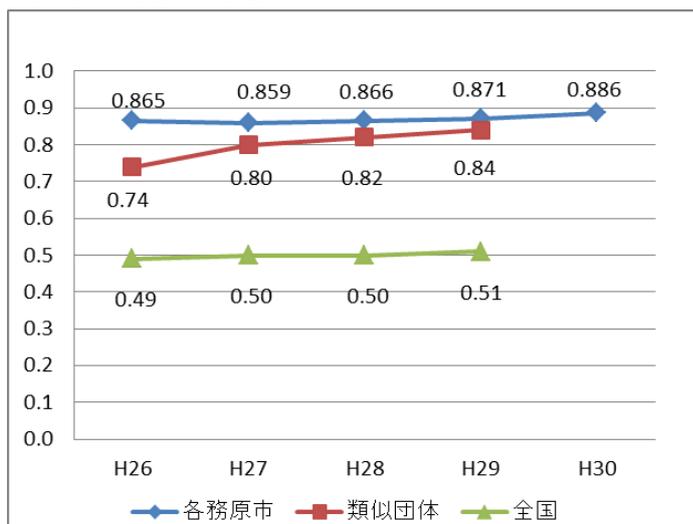
項目名	参考値（前期基本計画策定時）	基準値（後期基本計画策定時）	目標値（後期基本計画終了時）
税金が有効に使われていると思う市民の割合	20.6% (H26)	22.6% (H30)	UP
実質公債費比率	2.0% (H24)	0.6% (H30)	2.0%以下
市税収納率	94.8% (H25)	97.3% (H30)	98.5%

施策の方向性

取り組み	内容
適正な受益者負担と公有財産の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料・手数料について、公平性や受益者負担の原則に基づき費用負担の適正化に努めます。 ・未利用地・低利用地など不要となった財産については、処分・貸付を図るなど公有財産の有効活用に努めます。
財源確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者の信頼を得られる適正な課税を実施します。また、さらなる収納率向上に向けて、納付方法の多様化と相談機会の拡充を図るとともに広報活動に努めます。 ・公金については、最も安全かつ効果的な方法で運用を図ります。
計画的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた財源を有効に活用するため、「選択」と「集中」の考えによりメリハリのある予算編成を行うとともに、適正な執行管理に努めます。 ・市債については、将来に過度の負担を残さないよう適正な借入に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたっては、国・県の動向を注視しながら補助金等を適正かつ積極的に活用します。 ・団体等への補助金・負担金については、財政援助団体の自立を促すとともに、定期的に見直しを図ります。 ・適正な行政コストの把握、資産管理を行い、財政の効率化・適正化に努めます。 ・老朽化した公共施設等の更新などに備え、適切な基金の確保に努めます。
<p>契約事務の公平性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の信頼を得るため、時代のニーズと事業の特性に応じた入札・契約を行い公平性・透明性・競争性の向上を図るとともに、適正な履行確保に努めます。

■財政力指数の推移

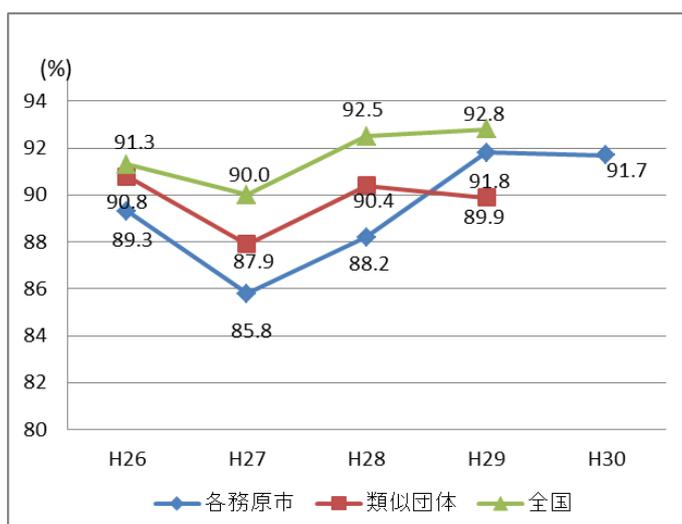


出典：総務省「財政状況資料集」

財政力指数は、財政基盤の強さを示す指数です。これは基準財政収入額（地方税等の収入）を、基準財政需要額（その団体が標準的な行政を行う場合に必要な一般財源額）で除したもので、過去3年間の平均値を用います。

財政力指数が高いほど、税等の自主財源の割合が高く、財源に余裕があると言えます。

■経常収支比率の推移



出典：総務省「財政状況資料集」

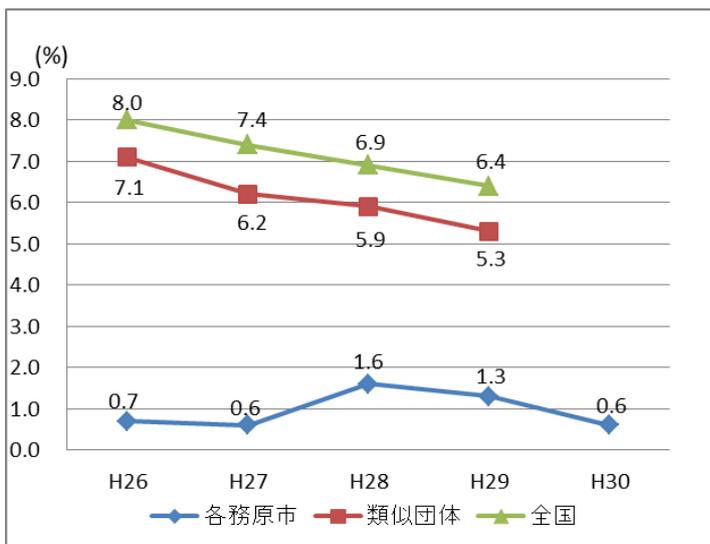
経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標です。

経常収支比率が低いほど、財政運営に弾力性があり、政策的な経費に使えるお金に余裕があると言えます。

経常経費の主なものには、人件費、扶助費、公債費があります。中でも扶助費は、社会保障に要する経費の増により、年々上昇してきました。今後もこの傾向は続くと考えられます。

市民ニーズに柔軟に対応した事業展開を行うためにも、今後も引き続き、無駄の排除、コスト削減などに取り組む必要があります。

■実質公債費比率の推移

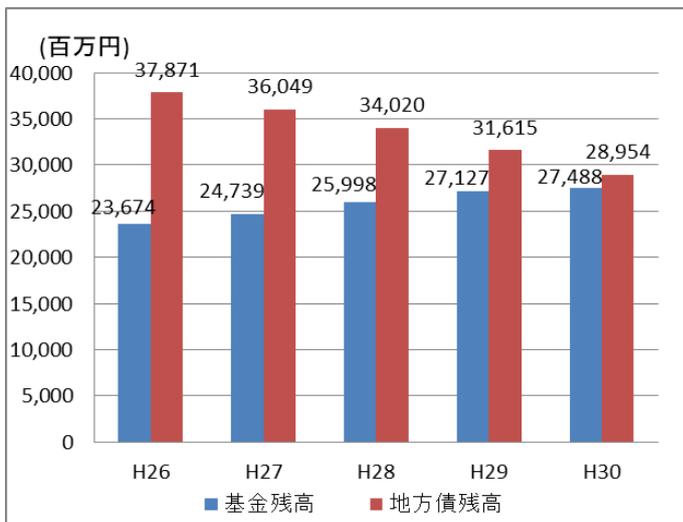


出典：総務省「財政状況資料集」

実質公債費比率は、借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの健全度を示すものです。18%以上になると、新たな借金をするためには、県の許可が必要となり、25%以上になると借金が制限されます。

本市の平成 30 年度決算における実質公債費比率は 0.6%であり、公債費（借金の返済金）に充てる市税等（用途を特定されない一般財源）の割合が大変低く、健全な財政運営が行われていると言えます。

■一般会計基金残高と地方債の推移



出典：総務省「財政状況資料集」

本市における地方債（借金）の現在高は、平成 22 年度の 413 億円をピークに徐々に減少しています。

一方、将来の財政運営のために積み立てた基金（貯金）は、年々増加し、平成 30 年度末において 275 億円となっています。

将来へ過度な負担を残すことのないよう、事業実施に際しては、基金や地方債を計画的に活用していくことが必要です。

なお、地方債による借入にあたっては、その公債費（返済金）が地方交付税に算入される有利なものに厳選しています。

(3) 広域連携

現 状

- 市民の日常生活や経済活動が広域化していく中で、市民ニーズは複雑・多様化しており、今後、一行政区域のみで種々の課題に対応していくことが難しくなっていくと予想されます。
- 本市では、岐阜地域の6市3町で構成される「岐阜地域広域圏協議会^{*1}」や地方創生^{*2}に関する連携協定を締結した美濃加茂市と関市、その他、近隣自治体と各種事業等の連携を図っています。
- また、情報システムを有効に活用した市民サービス向上の観点から、近隣自治体との事務共同化等の動きに対応してきました。

課 題

- さらなる人口減少・少子高齢化の進展が予想される中、広域化によるスケールメリット等が見込める行政サービスについては柔軟な姿勢で他市町との連携を検討していく必要があります。
- 老朽化が進み一斉に更新時期を迎えようとしている公共施設について、施設の相互利用や共同設置など、広域連携の可能性について調査、研究する必要があります。
- 道路等の広域インフラは、国・県の動向を注視しつつ、関係機関とも連携して積極的に要望活動を展開していく必要があります。

目 指 す 姿

○行政区域を越えた広域的な課題に、関係自治体等と連携して対応しています。

事 業 の 達 成 指 標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
国・県・他市等との交流職員数(H25～累計)	10人 (H25)	65人 (H30)	150人

施策の方向性

施策	方向性
広域行政の推進と連携の強化	・行政区域を越えた広域的な課題を解決するため、関係自治体や国・県との連携の強化により、より効果的・効率的な市民サービスに努めます。
共同による事務の効率化の推進	・人口減少・少子高齢化の進展や、それに起因する将来的な財政懸念を踏まえ、各種事業の共同化などによる効率的な実施方法の研究と転換に努めます。

用語

- ※1 岐阜地域広域圏協議会：岐阜地域の関係市町の相互連携や発展を目的に設置された協議会
- ※2 地方創生：東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることが目的とした一連の政策のこと

(4) シティプロモーション・移住定住

現 状

- 本市では、「シティプロモーション戦略プラン」に基づき、自分らしい暮らしを求める 20～30 歳代をメインターゲットとし、まちに関わるすべての人と共に価値を創りあげる「価値共創^{※1}」のシティプロモーションに取り組んでいます。
- 河川環境楽園で開催している野外音楽フェスティバル「OUR FAVORITE THINGS」や、学びの森周辺で開催している「マーケット日和」などのイベントを通じてまちの魅力を発信し、新たなライフスタイルを提案しています。これらのイベントは、参加するだけでなく、まちと「もっと深く関わりたい」という若者が増えるきっかけをつくり、まちを楽しくするための市民団体が生まれるなど、「まち」と「ひと」をつなぐ入口として機能しはじめています。
- 移住定住ウェブサイト「OUR FAVORITE KAKAMIGAHARA」では、まちへの誇りや愛着の醸成と「各務原らしい」ライフスタイルへの共感を目的に、ボランティアライターが若者目線でまちの魅力の掘り起こしを行い、シティプロモーションを展開しています。
- 移住定住総合窓口「KAKAMIGAHARA OPEN CLASS」では、「ちょっといい暮らし」をキャッチフレーズに、本市への移住定住を考える方に向けて自分らしい暮らし方や働き方を提案しています。

課 題

- 人口減少が進展する中、本市が人々に「選ばれるまち」となり、まちの活力を維持していくためには、市の魅力を広め、多様な人々と多様な形で関わりあいながら、本市への興味関心を継続的に喚起していくことが大切です。そのためには、「まち」と「ひと」をつなぐきっかけづくりや、関係性を持続していくための仕組みづくりが必要です。
- 様々な手段をつなぐりのきっかけとしながら、人々をいつまでも惹きつける、時代に即した魅力づくりや効果的な発信を行っていくことが大切です。
- 移住を考える人の状況は様々であり、それぞれの状況に応じて多面的にサポートしていくことが必要です。

目 指 す 姿

○まちの魅力を高め、市内外へ効果的に発信することにより、移住定住促進につながっています。

事業の達成指標

項目名	参考値(前期基本計画策定時)	基準値(後期基本計画策定時)	目標値(後期基本計画終了時)
住み続けたいと思う市民の割合	74.5% (H26)	73.9% (H30)	UP
事業活用による移住定住者数 (H29～累計)	-	45人 (H30)	150人

施策の方向性

取り組み	内容
シティプロモーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> 本市の良好な都市イメージを創出し、市内外へ発信する「価値共創シティプロモーション」を戦略的に推進します。
移住定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> 「関係人口^{※2}」を増やしていくため、「ひと」と「まち」が継続してつながる機会の創出を図ります。 本市への関心を高めるとともに、安心して移住できるよう、多面的な支援を行います。

関連する主な個別計画等

各務原市シティプロモーション戦略プラン (2016～2020)

用語

- ※1 価値共創：まちと関係する様々な人が協働してまちの価値を創造すること
- ※2 関係人口：地域外から興味や愛着をもって通うなど、地域と継続的にかかわりを持つ人口のこと